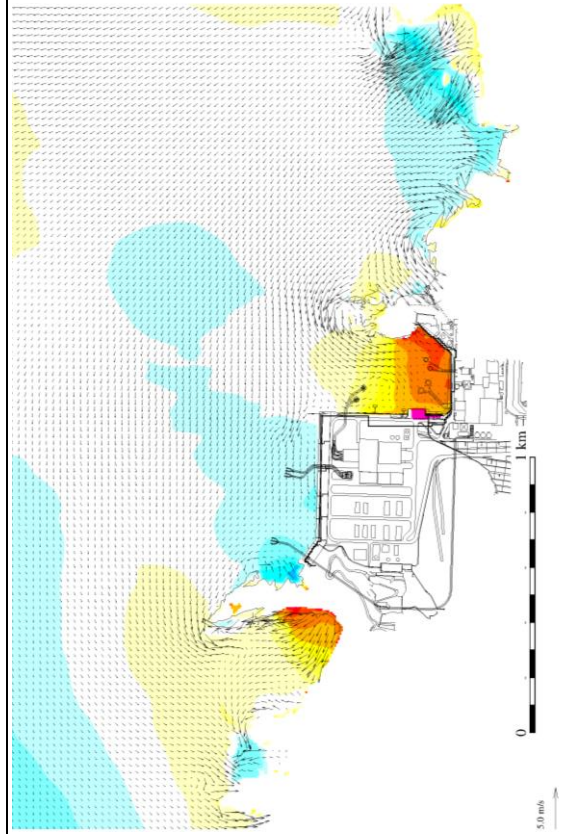
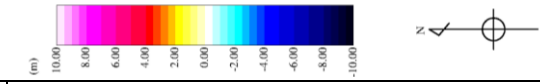
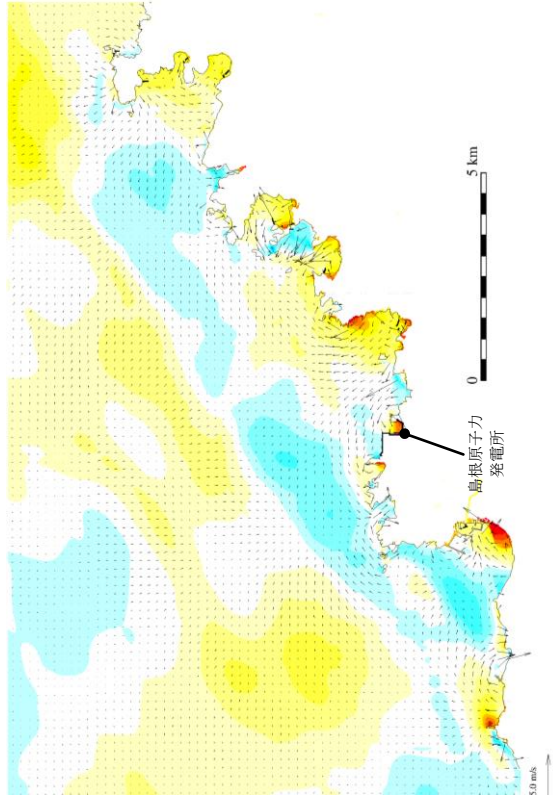
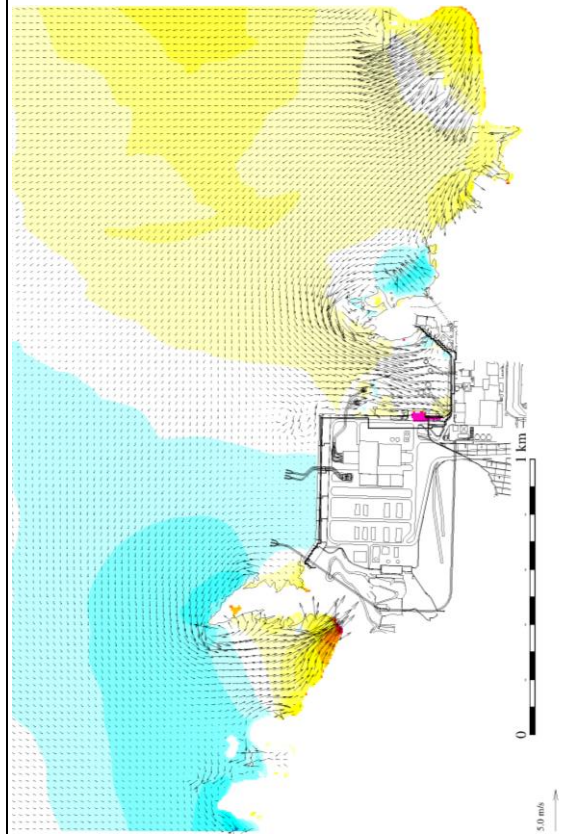
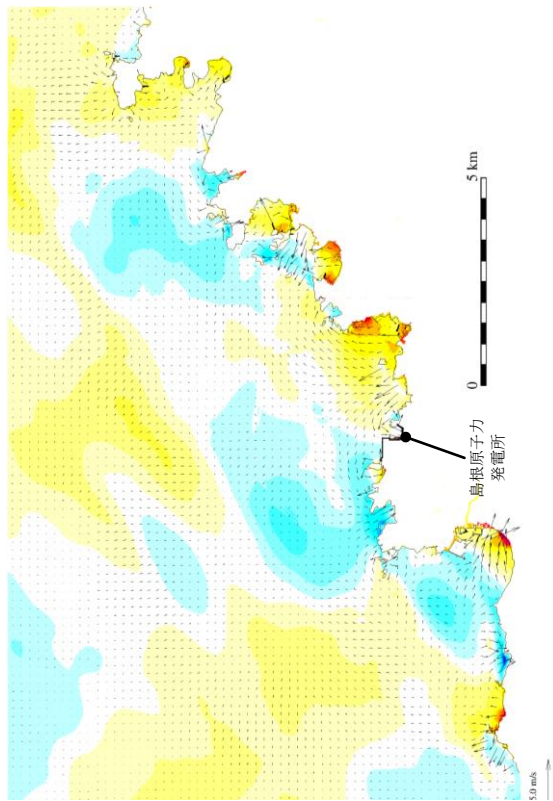


194分30秒



194分

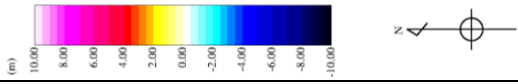
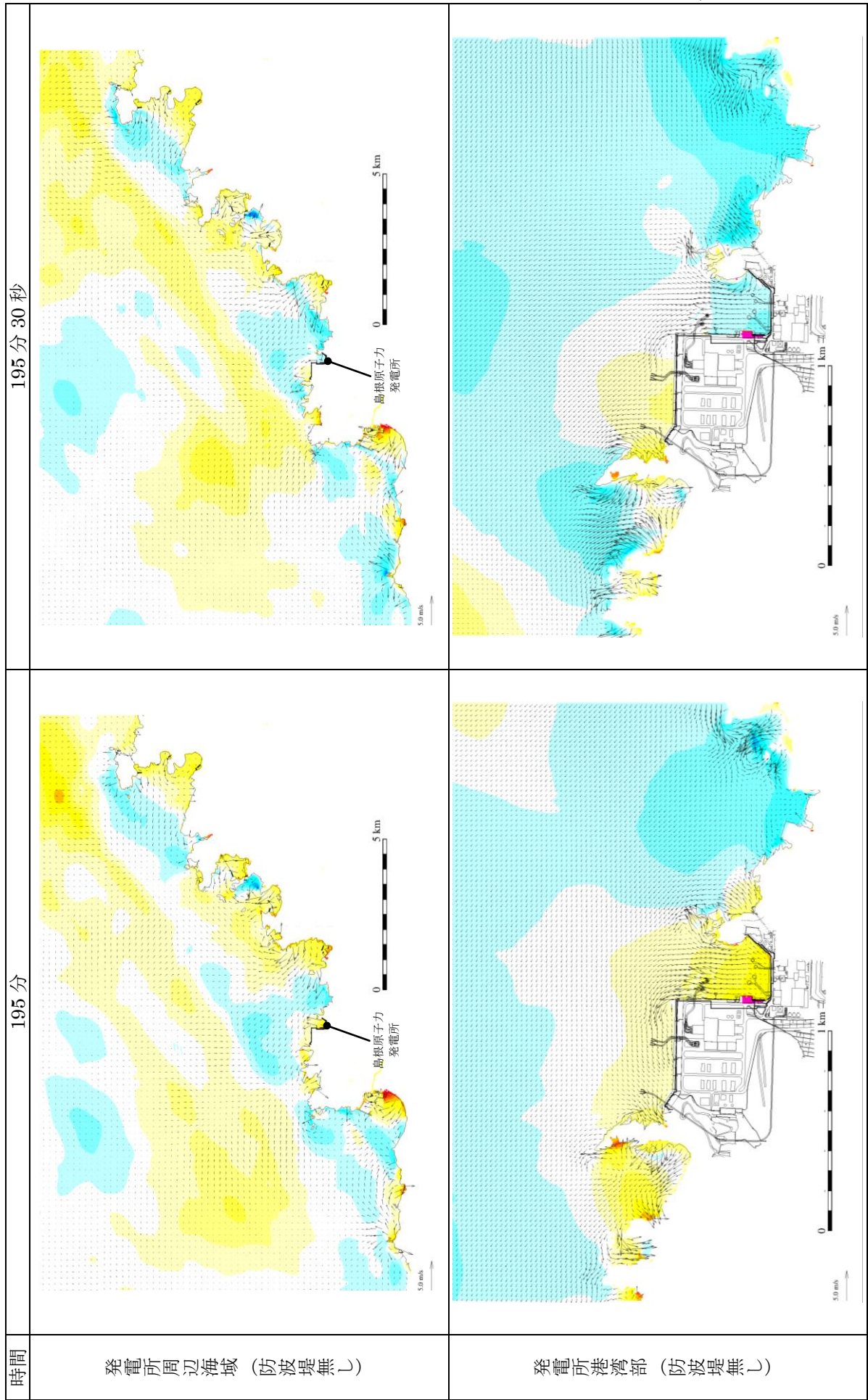


時間

発電所周辺海域 (防波堤無し)

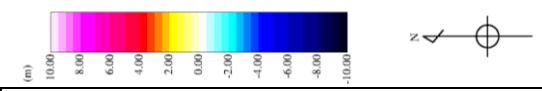
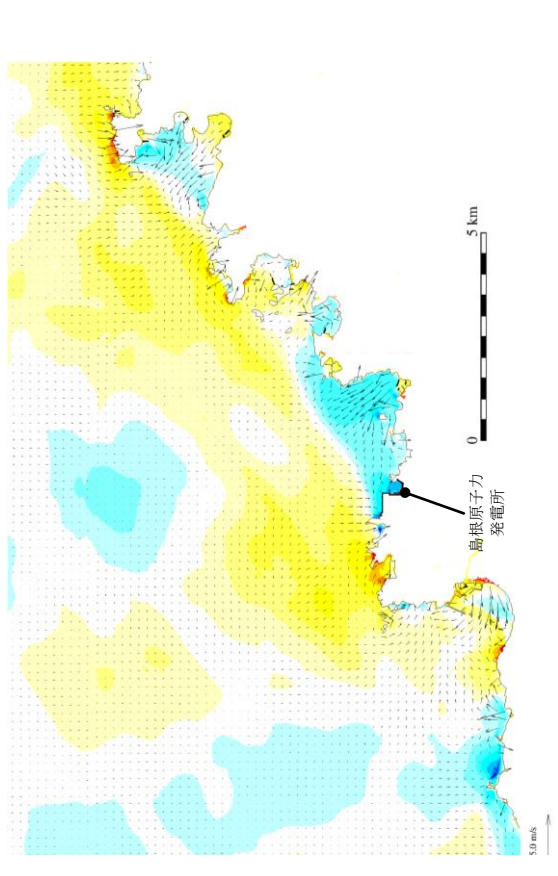
発電所港湾部 (防波堤無し)

第6図(25) 基準津波6の水位変動・流向ベクトル

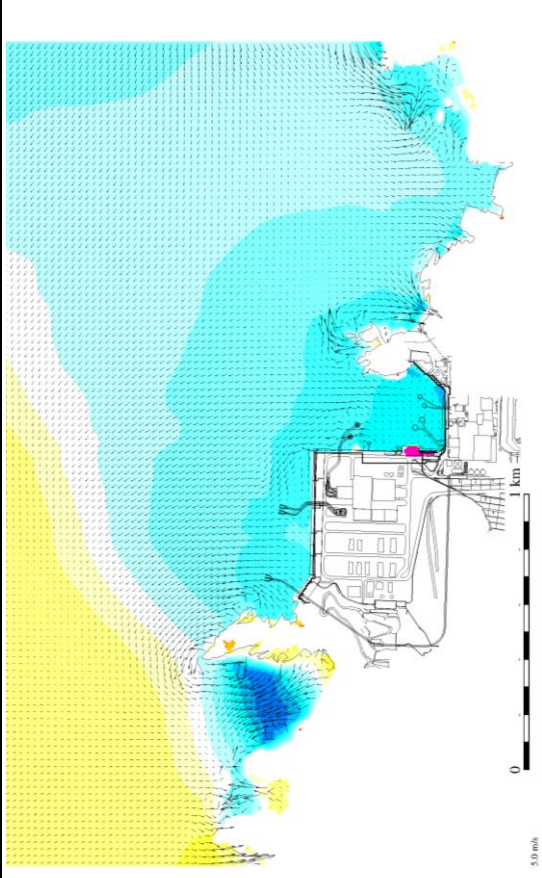
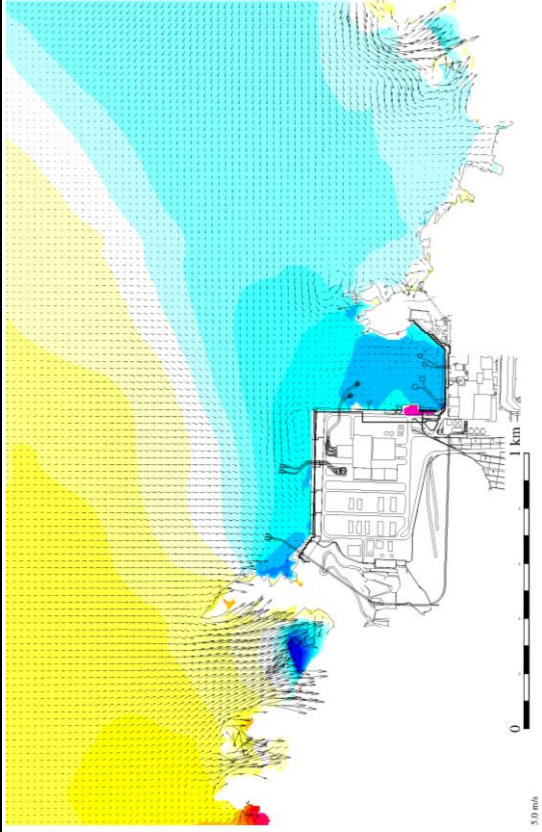
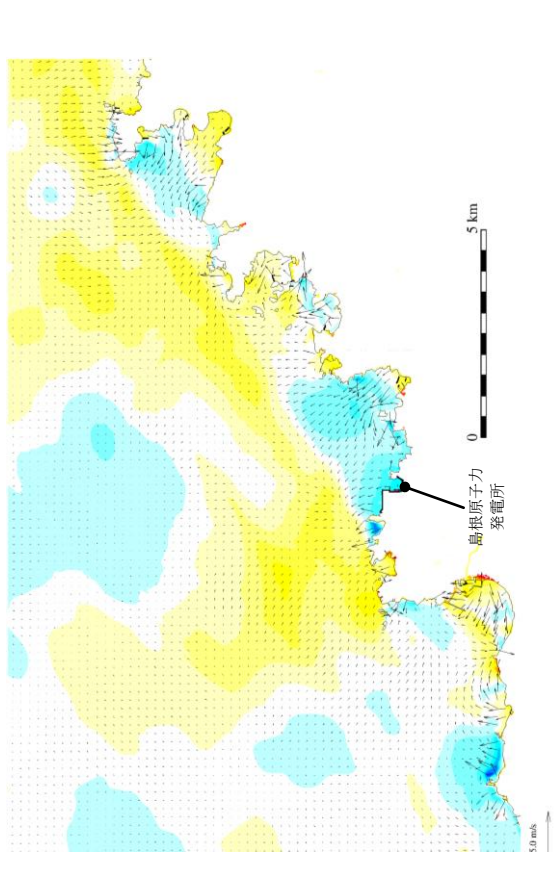


第 6 図(26) 基準津波 6 の水位変動・流向ベクトル

196分30秒



196分

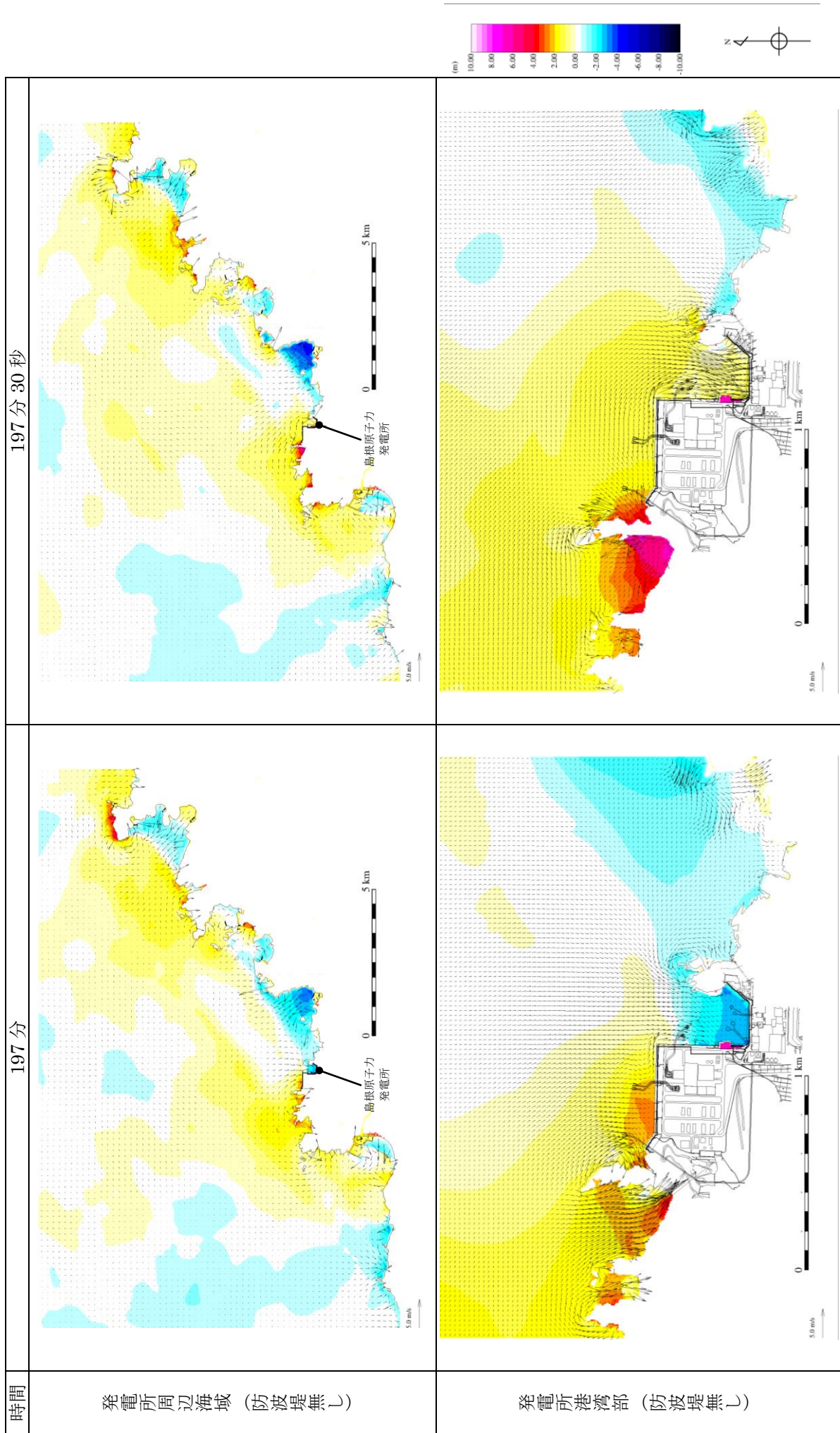


時間

発電所周辺海域 (防波堤無し)

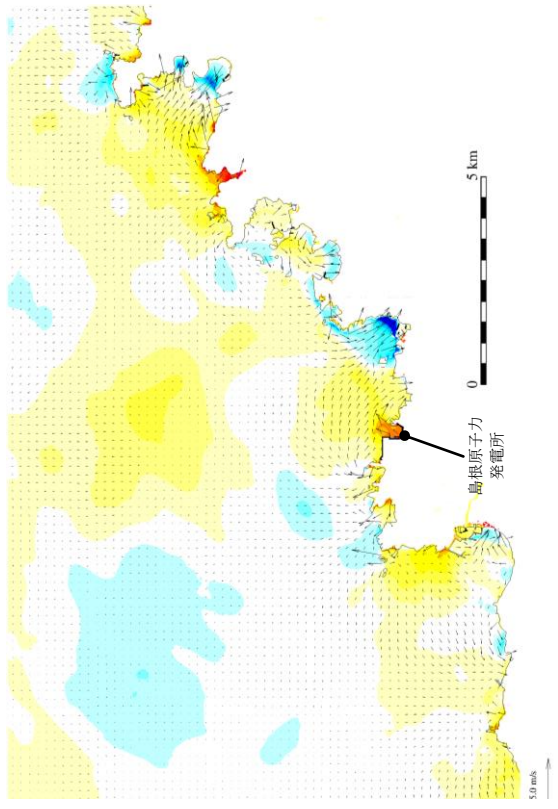
発電所港湾部 (防波堤無し)

第6図(27) 基準津波6の水位変動・流向ベクトル

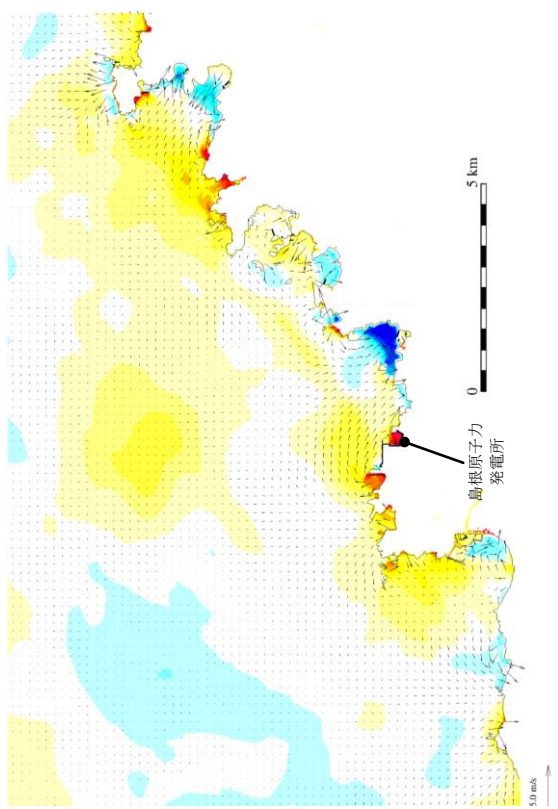


第 6 図(28) 基準津波 6 の水位変動・流向ベクトル

198分30秒

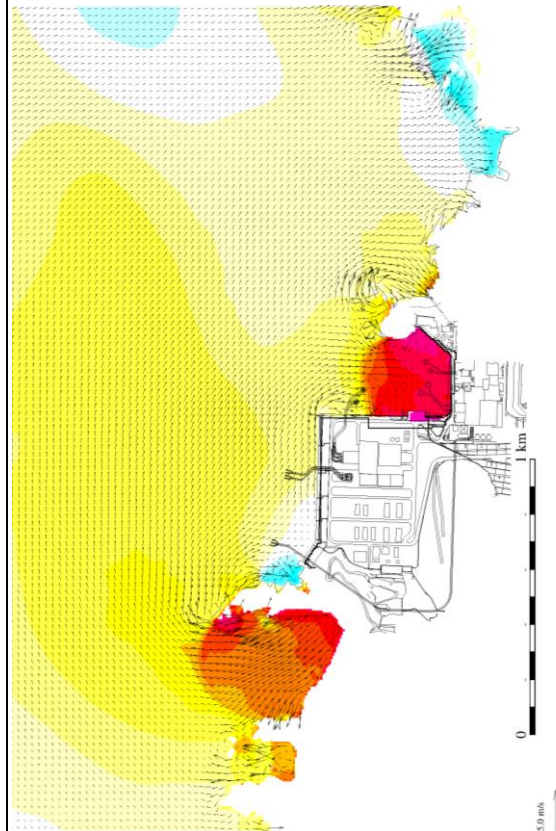
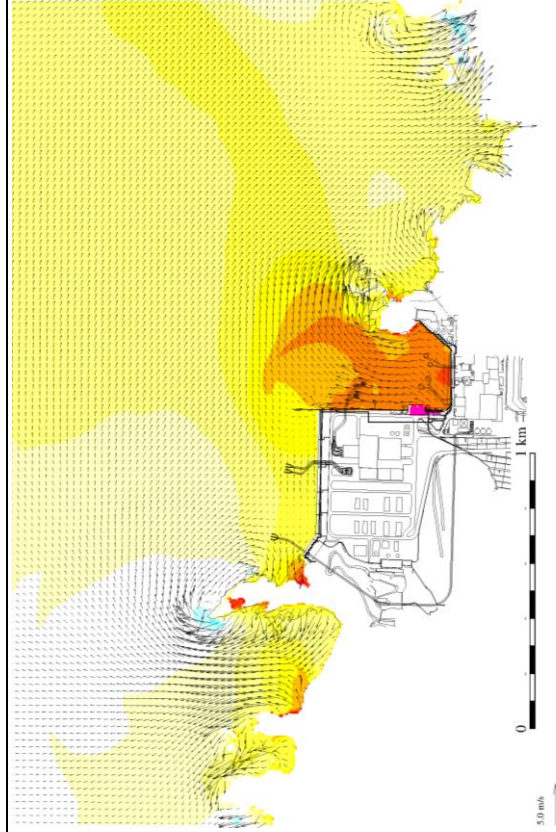
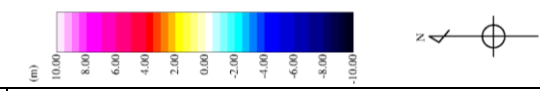


198分



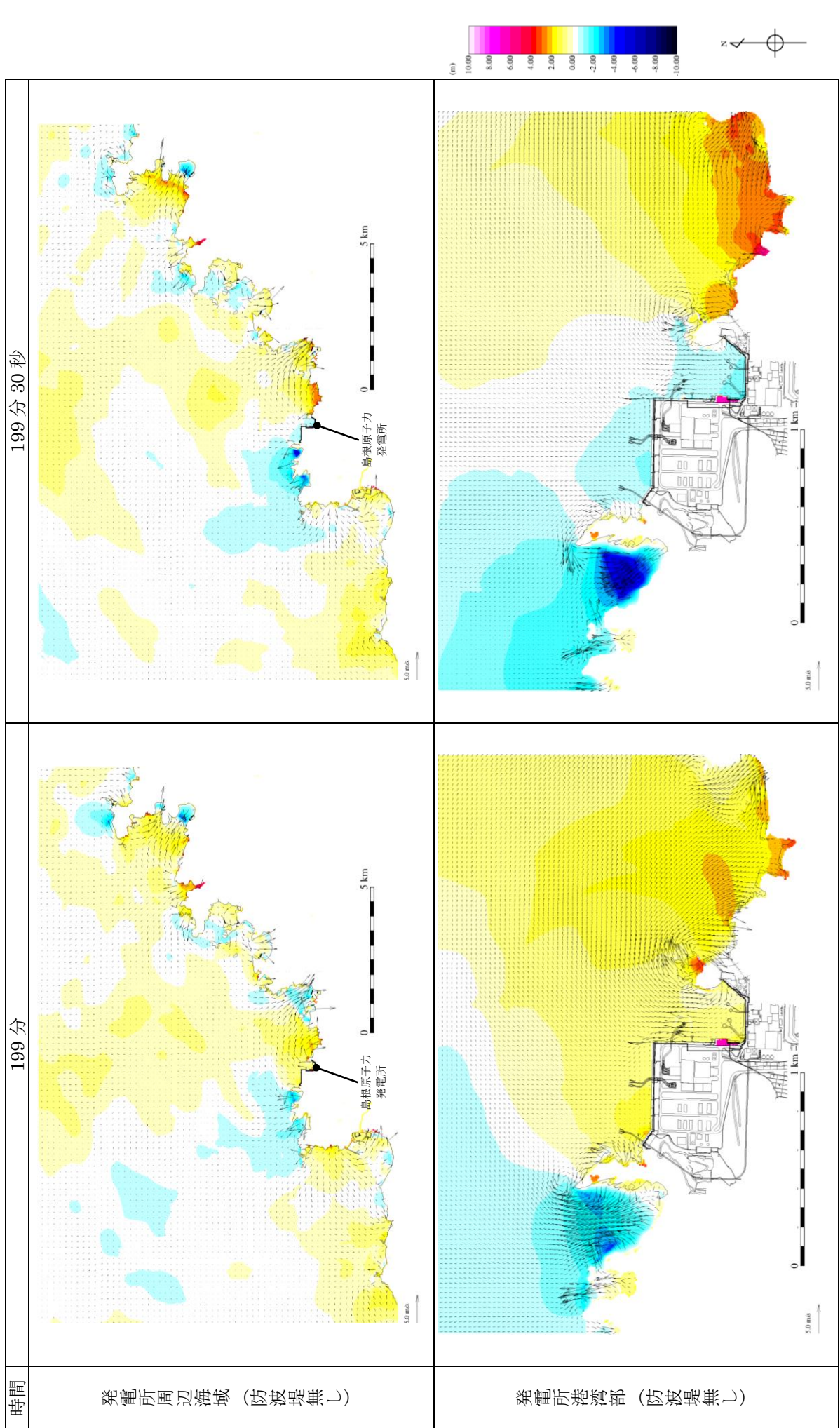
時間

発電所周辺海域 (防波堤無し)

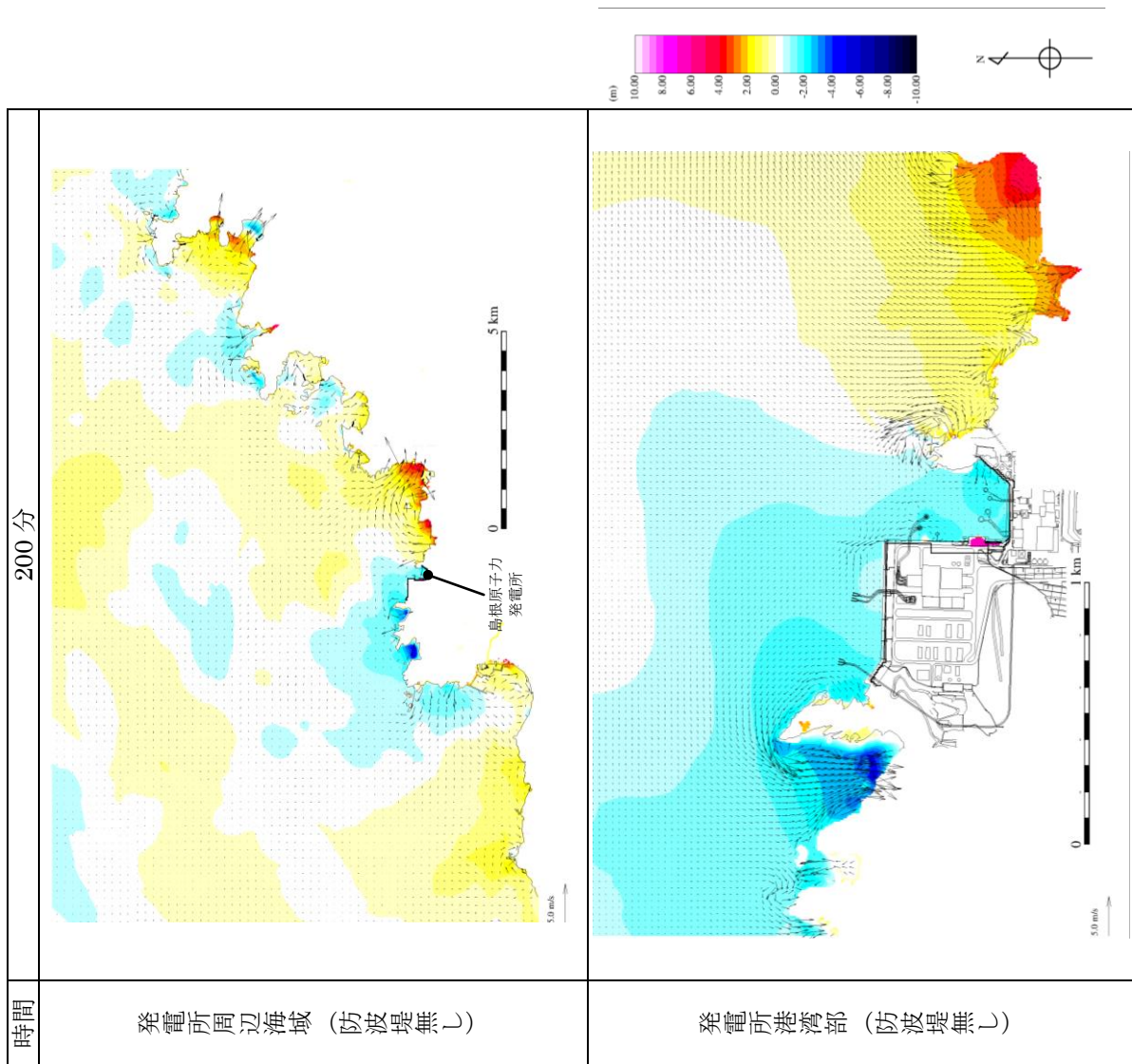


発電所港湾部 (防波堤無し)

第 6 図(29) 基準津波 6 の水位変動・流向ベクトル



第 6 図(30) 基準津波 6 の水位変動・流向ベクトル



第 6 図 (31) 基準津波 6 の水位変動・流向ベクトル

構外海域の漂流物が施設護岸及び取水口へ到達する可能性について

1. はじめに

構外海域の漂流物となる可能性のある施設・設備が、施設護岸及び取水口に到達する可能性について、第 2.5-18 図に示す漂流物の選定・影響確認フローに基づき、津波の流況を踏まえて評価する。

2. 津波流況の考察

(1) 流況考察時間の分類

島根原子力発電所構内及び構外における津波襲来時の流況について考察した。考察に当たっては、流況考察時間を最大水位・流速を示す時間帯とその前後の 3 区分に分類する。

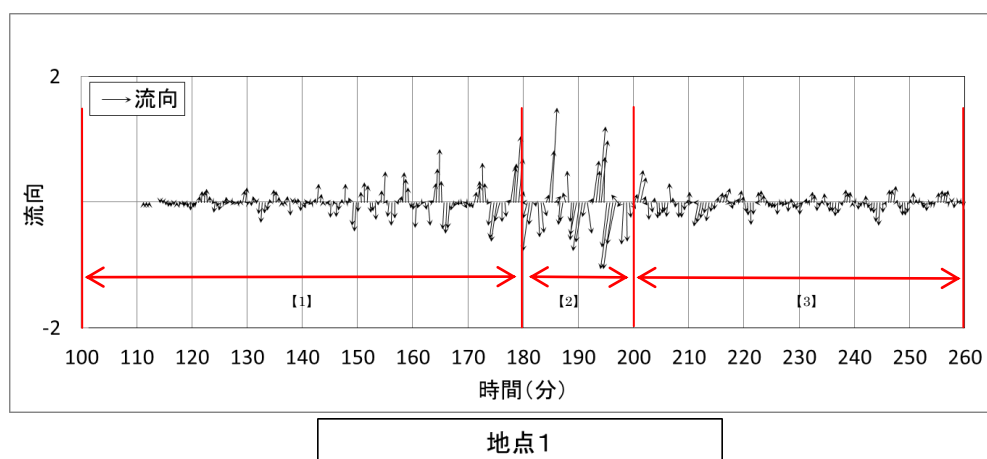
日本海東縁部に想定される地震による津波（基準津波 1）は、最大水位・流速を示す時間帯が地震発生後約 180 分～200 分であり、海域活断層から想定される地震による津波（基準津波 4）は、最大水位・流速を示す時間帯が地震発生後約 5 分～7 分であるため、各々以下のとおり分類した。第 1 図に流況考察時間の分類例を示す。

日本海東縁部に想定される地震による津波（基準津波 1）

- 【1】最大水位・流速を示す時間帯以前（地震発生後約 100 分～180 分）
- 【2】最大水位・流速を示す時間帯（地震発生後約 180 分～200 分）
- 【3】最大水位・流速を示す時間帯以降（地震発生後約 200 分～360 分）

海域活断層に想定する地震による津波（基準津波 4）

- 【1】最大水位・流速を示す時間帯以前（地震発生後約 0 分～5 分）
- 【2】最大水位・流速を示す時間帯（地震発生後約 5 分～7 分）
- 【3】最大水位・流速を示す時間帯以降（地震発生後約 7 分～30 分）



第1図 流況考察時間の分類例（基準津波1における地点1）

(2) 基準津波1の流況の考察

基準津波1の水位変動・流向ベクトルを、添付資料34の第1図に示す。この図に基づく、流況の考察の詳細を以下に示す。なお、[]内は添付資料34の図番号を示す。

a. 防波堤有り

- (a) 最大水位・流速を示す時間帯以前（地震発生後約100分～180分）
[第1図(1)～(160)]

i) 構外海域

約 109 分では、津波の第 1 波が敷地の東側から沿岸を沿うように襲来する [第 1 図(19)]。また、約 113 分 30 秒では、敷地の北西側から津波が襲来する [第 1 図(28)]。構外海域において流速は小さく、水位変動も 1m 程度である。

その後、約 180 分まで主に敷地の北西側からの押し波、引き波により短い周期で北西方向と南東方向の流れを繰り返す。いずれの時間帯においても流速は 1m/s 未満である。

ii) 構内海域（輪谷湾）

約 116 分 30 秒では、津波の第 1 波が輪谷湾に到達する。水位が 1m 程度上昇し、0.5m/s 程度の流速が防波堤付近で発生する [第 1 図(34)]。

その後、約 180 分まで、短い周期で輪谷湾内と湾外への流れを繰り返す。水位変動は最大でも 3m 程度で、流速は最大でも 3m/s 程度である [第 1 図(157)～(160)]。

流れの特徴としては、押し波時、引き波時とも防波堤を回り込む流れが生じ、港湾内のうち防波堤を回り込む流れによる流速が比較的速い。

(b) 最大水位・流速を示す時間帯（地震発生後約 180 分～200 分） [第 1 図(161)～(201)]

i) 構外海域

約 180 分では、敷地の北西側から引き波が襲来する。引き波の影響により北西方向の流れとなり 1m/s 程度の流れが確認できる [第 1 図(161)]。

約 183 分では、敷地の北西側から押し波が襲来し、押し波の影響により南東方向の流れとなり、引き波の流速と同様 1m/s 流れが確認できる [第 1 図(166)]。

約 187 分では、敷地の北西側から引き波が襲来し [第 1 図(175)]、約 191 分では、水位変動が 3m 程度の大きい押し波が襲来し 2m/s 程度の流れが確認できる [第 1 図(183)]。その後も、敷地の北西側から押し波、引き波が約 200 分まで交互に襲来する。

ii) 構内海域（輪谷湾）

約 184 分では、敷地の北西側から押し波が襲来し、流速 5m/s 程度の防波堤を回り込む流れが発生する [第 1 図(169)]。約 184 分 30 秒では、輪谷湾内水位が 5m 程度上昇し、構外海域では押し波傾向であるが、輪谷湾水位が高いため、輪谷湾内への流れは 2m/s 程度となる [第 1 図(170)]。その直後には輪谷湾外へ向かう流れとなる [第 1 図(171)]。約 192 分 30 秒では、輪谷湾の水位が低い状態において、敷地の北西側から

押し波が襲来する。最大流速が発生する時間帯であり、防波堤を回り込む5m/s程度の流れが発生する[第1図(186)]。その1分後の約193分30秒では、構外海域は押し波傾向であるが、輪谷湾水位が高いため、輪谷湾に向かう流れはない[第1図(188)]。その後、約200分まで、短い周期で輪谷湾内と輪谷湾外への流れを繰り返す。

(c) 最大水位・流速を示す時間帯以降（地震発生後約200分～360分）[第1図(202)～(281)]

i) 構外海域

約201分では、南東方向の流れとなり、流速は1m/s程度である[第1図(203)]。約204分では、流れは逆向きとなる[第1図(209)]。その後、敷地北西側からの押し波、引き波により短い周期で北西方向と南東方向の流れを繰り返す。また、流速は速くても1m/s程度である。

ii) 構内海域（輪谷湾）

約201分では、輪谷湾外への流れとなり、流速は1m/s程度である[第1図(203)]。約205分では、押し波が襲来し、輪谷湾内への流れとなり、流速は1m/s程度となる[第1図(211)]。

流れの特徴としては、押し波時、引き波時とも防波堤を回り込む流れが生じ、港湾内の流速のうち防波堤を回り込む流れによる流速が比較的速い。

b. 防波堤無し

(a) 最大水位・流速を示す時間帯以前（地震発生後約100分～180分）[第1図(1)～(160)]

i) 構外海域

「a. 防波堤有り」に記載した内容と同じ。

ii) 構内海域（輪谷湾）

約116分30秒では、津波の第1波が輪谷湾に到達する。水位が1m程度上昇するが、流速の変化は小さい[第1図(34)]。その後、約180分まで、短い周期で輪谷湾内と輪谷湾外への流れを繰り返す。水位変動は最大でも3m程度で、流速は最大でも3m/s程度である[第1図(151)～(160)]。

(b) 最大水位・流速を示す時間帯（地震発生後約180分～200分）[第1図(161)～(201)]

i) 構外海域

「a. 防波堤有り」に記載した内容と同じ。

ii) 構内海域（輪谷湾）

約 183 分 30 秒では、敷地の北西側から押し波が襲来し、輪谷湾内における流速は 3m/s 程度である [第 1 図(168)]。約 184 分 30 秒では、輪谷湾内水位が 6m 程度上昇し、構外海域では押し波傾向であるが、輪谷湾水位が高いため、輪谷湾内への流れはない [第 1 図(170)]。その直後には輪谷湾外へ向かう流れとなる [第 1 図(171)]。約 192 分 30 秒では、輪谷湾の水位が低い状態において、敷地の北西側から大きい押し波が襲来する。最大流速が発生する時間帯であり、9m/s 程度の流れが発生する [第 1 図(186)]。約 193 分 30 秒では、構外海域は押し波傾向であるが、輪谷湾水位が高いため、輪谷湾外への流れとなる [第 1 図(188)]。その後、約 200 分まで、短い周期で輪谷湾内と輪谷湾外への流れを繰り返す。

(c) 最大水位・流速を示す時間帯以降（地震発生後約 200 分～360 分） [第 1 図(202)～(281)]

i) 構外海域

「a. 防波堤有り」に記載した内容と同じ。

ii) 構内海域（輪谷湾）

約 201 分では、輪谷湾外への流れとなり、流速は 1m/s 程度である [第 1 図(203)]。約 205 分では、押し波が襲来し、輪谷湾内への流れとなり、流速は 1m/s 程度となる [第 1 図(211)]。

(3) 基準津波 4 の流況の考察

基準津波 4 の水位変動・流向ベクトルを、添付資料 34 の第 4 図に示す。この図に基づく、流況の考察の詳細を以下に示す。なお、[] 内は添付資料 34 の図番号を示す。

a. 防波堤有り

(a) 最大水位・流速を示す時間帯以前（地震発生後約 0 分～5 分） [第 4 図(1)～(11)]

i) 構外海域

約 2 分では、津波の第 1 波が敷地の北西側から押し波として襲来する。水位も低く流速の変化は小さい [第 4 図(5)]。約 4 分では、北西側への大きい引き波により、北西方向の流れとなる [第 4 図(9)] が、いずれも 1m/s 以上の流速は確認されない。

- ii) 構内海域（輪谷湾）

約3分では、津波の第1波が輪谷湾に押し波として襲来する。水位も低く流速の変化は小さい [第4図(7)]。
- (b) 最大水位・流速を示す時間帯（地震発生後約5分～7分） [第4図(12)～(15)]
 - i) 構外海域

約5分では、敷地の北西側への大きい引き波により北西方向の流れが継続する [第4図(11)]。
 - ii) 構内海域（輪谷湾）

約6分では、大きい引き波により輪谷湾外への流れとなり、3m/s程度の流速となる [第4図(13)]。
- (c) 最大水位・流速を示す時間帯以降（地震発生後約7分～30分） [第4図(16)～(61)]
 - i) 構外海域

約7分では、敷地の北西側への引き波が継続しており、北西方向の流れが継続する [第4図(15)]。約9分では、敷地北西側から押し波が襲来し、南東方向の流れとなる [第4図(19)]。いずれも、1m/s以上の流速は確認されず、以降も、1m/sを超える流速はない。
 - ii) 構内海域（輪谷湾）

約7分では、輪谷湾内への、約9分では、輪谷湾外への流れとなる [第4図(15), (19)]。湾内のうち防波堤を回り込む流速が比較的速く2m/s程度の流速が確認できる [第4図(17)]。以降、輪谷湾内と輪谷湾外への流向が短い周期で変化するが、流速は1m/s程度である。
- b. 防波堤無し
 - (a) 最大水位・流速を示す時間帯以前（地震発生後約0分～5分） [第4図(1)～(11)]
 - i) 構外海域

「a. 防波堤有り」に記載した内容と同じ。
 - ii) 構内海域（輪谷湾）

約3分では、津波の第1波が輪谷湾に押し波として襲来する。水位も低く流速の変化は小さい [第4図(7)]。

(b) 最大水位・流速を示す時間帯(地震発生後約5分～7分)[第4図(12)～(15)]

i) 構外海域

「a. 防波堤有り」に記載した内容と同じ。

ii) 構内海域(輪谷湾)

約6分では、大きい引き波により輪谷湾外への流れとなり、3m/s程度の流速となる[第4図(13)]。約7分では、輪谷湾内への流向となり、2m/s程度の流速となる[第4図(15)]。

(c) 最大水位・流速を示す時間帯以降(地震発生後約7分～30分)[第4図(16)～(61)]

i) 構外海域

「a. 防波堤有り」に記載した内容と同じ。

ii) 構内海域(輪谷湾)

約7分では、輪谷湾内への流れとなる[第4図(15)]。約9分では、輪谷湾外への流れとなるが、流速は2m/s程度である[第4図(19)]。以降、輪谷湾内への流れ、輪谷湾外への流れが短い周期で変化するが、流速は1m/s程度である。

3. 構外海域の漂流物の施設護岸及び取水口への到達可能性評価

日本海東縁部に想定される地震による津波(基準津波1)と海域活断層から想定される地震による津波(基準津波4)の流況の考察結果から、発電所方向への継続的な流向がないことが確認された。

このため、施設護岸及び取水口への到達可能性評価に当たっては、漂流物となる可能性のある施設・設備のうち、発電所沿岸にある漁船に着目して評価を行う。到達可能性評価は、津波流況の考察結果に加え、仮想的な浮遊物の軌跡解析^{*}の結果も参考にして行う。

^{*}津波解析から求まる流向流速をもとに、質量を持たず、抵抗を考慮しない仮想的な浮遊物が、水面を移動する軌跡を示す解析。

発電所沿岸の漁港、漁船の操業区域及び軌跡解析の初期位置を第2図に示す。発電所沿岸部では、3号北側施設護岸付近及び輪谷湾でサザエ網・カナギ漁の漁船、発電所北東施設護岸付近でかご漁及びカナギ漁・採貝藻漁の漁船、施設護岸から北側500m付近で一本釣り漁の漁船、施設護岸から北西600m付近でイカ釣り漁及びわかめ養殖の漁船が操業する。

軌跡解析の初期位置としては、輪谷湾入口付近に1点(地点A)、サザエ網・カナギ漁の操業区域内の3号炉北岸付近に1点(地点B)、サザエ網・採貝藻

漁及びかご漁の操業区域付近に1点(地点C)、一本釣り漁区域内に2点(地点D,E)、わかめ養殖場、イカ釣り漁の操業区域付近1点(地点F)、御津漁港近傍に1点(地点G)、計7地点設定した。軌跡解析結果を第3図に示す。また、流向・流速ベクトル及び軌跡解析の考察結果を第4、5図に示す。流向・流速ベクトル及び軌跡解析の考察結果より、構外海域にある漂流物には以下の移動傾向が確認された。

【漂流物の移動傾向】

- ・最大水位・流速を示す時間帯以前、以降においては、流速が小さく、移動量も小さい
- ・いずれの時間帯も主に北西・南東方向の移動を繰り返す傾向がある。

日本海東縁部に想定される地震による津波と海域活断層から想定される地震による津波による漂流物の施設護岸及び取水口への到達可能性評価を、各々以下に示す。日本海東縁部に想定される地震による津波は、発電所到達まで110分程度あり、沖合等への退避が可能であると考えられるが、航行不能となることも考慮し、操業区域で津波が襲来すると想定して、評価を行う。また、海域活断層から想定される地震による津波は、発電所到達まで3分程度であり、操業区域で津波が襲来すると想定して評価を行う。

(1) 日本海東縁部に想定される地震による津波

日本海東縁部に想定される地震による津波について、添付資料34第1図に示す基準津波1の流向・流速・軌跡の特徴を評価した結果を以下に示す。なお、[]内は添付資料34の図番号を示す。

a. 施設護岸への到達可能性評価

i) 施設護岸から500m以遠で操業する漁船

施設護岸から500m以遠で操業する漁船としては、施設護岸から北西約600mにおいてイカ釣り漁及びわかめ養殖の漁船がある。これらの漁船に対し、施設護岸及び輪谷湾への到達可能性を評価した。

(a) 最大水位・流速を示す時間帯以前(地震発生後約100分~180分)[第1図(1)~(160)]

約180分までは、全体的に流速が約1m/s未満と小さい。また、流向は主に北西・南東方向に変化しており、漂流物は北西、南東方向に移動すると考えられ、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸から500m以遠で操

業する漁船は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。

(b) 最大水位・流速を示す時間帯（地震発生後約 180 分～200 分）[第 1 図(161)～(201)]

発電所北西の半島沿岸において、約 183 分で、流速 5m/s 程度の半島を回り込み発電所に向かうような流れが確認される [第 1 図(167)] が、流向は短い間隔で主に北西・南東方向に変化しており、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性は十分に小さいと考えられる。その他の海域においても、流速は 1m/s 程度（速くて 2m/s 程度）[第 1 図(167)] であり、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性は十分に小さいと考えられる。

(c) 最大水位・流速を示す時間帯以降（地震発生後約 200 分～360 分）[第 1 図(202)～(281)]

約 200 分以降は、全体的に流速が小さい。また、流向は主に北西・南東方向に変化しており、漂流物は北西、南東方向に移動すると考えられる。流速が小さく発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸から 500m 以遠で操業する漁船は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。

(a)～(c)より、施設護岸から 500m 以遠を操業する漁船については、流向が短い間隔で主に北西・南東方向に変化しており、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性は十分に小さいと考えられる。また、イカ釣り漁及びわかめ養殖場の操業区域の近傍である地点 F における軌跡解析の結果からも、軌跡は発電所から遠ざかる方向に移動しており、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性は十分に小さいと考えられる(第 4-1～27 図)。

ii) 施設護岸から 500m 以内で操業する漁船

施設護岸から約 500m 以内で操業する漁船としては、3 号北側沿岸部において、サザエ網漁及びカナギ漁の漁船、発電所北東沿岸部においてかご漁、カナギ漁及び採貝藻漁の漁船、発電所北側 500m 程度の区域で一本釣り漁の漁船がある。これらの漁船に対し、施設護岸及び輪谷湾への到達可能性を評価した。

(a) 最大水位・流速を示す時間帯以前（地震発生後約 100 分～180 分）[第 1 図(1)～(160)]

約 180 分までは、全体的に流速が小さい。また、流向は主に北西・南東方

向に変化しており、漂流物は北西、南東方向に移動すると考えられる。流速は2m/s程度〔第1図(155)〕であり、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸から500m以内で操業する漁船は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。

(b) 最大水位・流速を示す時間帯（地震発生後約180分～200分）〔第1図(161)～(201)〕

(a)と同様に、流向は短い間隔で主に北西・南東方向に変化しており、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸から500m以内で操業する漁船は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられるが、3号北側防波壁から約50m以内の水深が約20mの浅い位置において、5m/s以上の流速が確認される〔第1図(164), (187)〕ことから、施設護岸から500m以内で操業する漁船は、当該位置に接近することを考慮し、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性があるとして評価した。

(c) 最大水位・流速を示す時間帯以降（地震発生後約200分～360分）〔第1図(202)～(281)〕

約200分以降は、流速が小さい。また、流向は主に北西・南東方向に変化しており、漂流物は北西、南東方向に移動すると考えられる。流速が小さく発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸から500m以内で操業する漁船は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。

(a)～(c)より、最大水位・流速を示す時間帯において、3号北側防波壁から約50m以内の水深が約20mの浅い位置で、5m/s以上の流速が確認された。

一方、上記以外の範囲においては、流向が短い間隔で主に北西・南東方向に変化しており、発電所に対する連続的な流れもない。また、サザエ網、カナギ漁及び一本釣り漁の操業区域の近傍の地点Bにおける軌跡解析の結果からも、軌跡は北西方向と南東方向に移動を繰り返している（第4-1～27図）。

以上より、施設護岸から500m以内で操業する漁船については、3号北側防波壁から約50m以内の水深が約20mの浅い位置に接近することを考慮し、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性があるとして評価した。

b. 取水口への到達可能性評価

a. ii)より、発電所沿岸部で操業する漁船が漂流物となった場合、輪谷湾に到達する可能性があるため、構内海域（輪谷湾）の流況から到達の可能性を評価した。

(a) 最大水位・流速を示す時間帯以前（地震発生後約 100 分～180 分）〔第 1 図(1)～(160)〕

構内海域（輪谷湾）においては、約 180 分までは、流速が小さく移動量は小さい。また、港湾部はその形状から、押し波後はすぐに引き波に転じることから、構内海域（輪谷湾）に漂流物は到達しないと考えられる。

(b) 最大水位・流速を示す時間帯（地震発生後約 100 分～180 分）〔第 1 図(161)～(201)〕

構内海域（輪谷湾）においては、約 180～200 分では、流速は最大 9m/s 程度と速いが、港湾部はその形状から、押し波後はすぐに引き波に転じることから、構内海域（輪谷湾）に漂流物は到達しないと考えられる。

(c) 最大水位・流速を示す時間帯以降（地震発生後約 200 分～360 分）〔第 1 図(202)～(281)〕

構内海域（輪谷湾）においては、約 200 分以降は、流速が遅く移動量は小さい。また、港湾部はその形状から、押し波後はすぐに引き波に転じることから、構内海域（輪谷湾）に漂流物は到達しないと考えられる。

(a)～(c)より、最大水位・流速を示す時間帯において、最大 9m/s 程度の速い流速が確認されたが、港湾部はその形状から、押し波後はすぐに引き波に転じることから、構内海域（輪谷湾）に漂流物は到達しないと考えられる。また、輪谷湾近傍の地点 A の軌跡解析の結果から、軌跡は北西方向と南東方向に移動を繰り返しており、輪谷湾に到達しないと考えられる。（第 4-1～27 図）

(2) 海域活断層から想定される地震による津波

海域活断層から想定される地震による津波について、添付資料 34 第 4 図に示す基準津波 4 の流向・流速・軌跡の特徴を評価した結果を以下に示す。

a. 施設護岸への到達可能性

i) 施設護岸から 500m 以遠で操業する漁船

(a) 最大水位・流速を示す時間帯以前（地震発生後約 0 分～5 分）〔第 4 図(1)～(11)〕

約 0 分から約 5 分まで流速は約 1m/s 未満と小さく、流向は短い間隔で変化し、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸から 500m 以遠で操業する漁船は施設護岸に到達しないと考えられる。

(b) 最大水位・流速を示す時間帯（地震発生後約5分～7分）〔第4図(12)～(15)〕

流速は速くても1m/s程度（第4図(15)）と小さく、流向は短い間隔で変化し、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸から500m以遠で操業する漁船は施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性は十分に小さいと考えられる。

(c) 最大水位・流速を示す時間帯以降（地震発生後約7分～30分）〔第4図(16)～(61)〕

7分以降も流速は約1m/s未満と小さく、流向は短い間隔で変化し、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸から500m以遠で操業する漁船は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。

(a)～(c)より、いずれの時間帯も流速が小さく、かつ、最大水位・流速を示す時間帯も2分（地震発生後5分～7分）と短いことから、施設護岸に到達する可能性は十分に小さいと評価した。また、軌跡解析の結果より、施設護岸から500m以遠の地点（C～F）において、初期位置から移動していないことから、漂流物は施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性は十分に小さいと考えられる（第5-1～10図）。

ii) 施設護岸から500m以内で操業する漁船

(a) 最大水位・流速を示す時間帯以前（地震発生後約0分～5分）〔第4図(1)～(11)〕

約0分から約5分まで流速は約1m/s未満と小さく、流向は短い間隔で変化し、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸から500m以内で操業する漁船は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。

(b) 最大水位・流速を示す時間帯（地震発生後約5分～7分）〔第4図(12)～(15)〕

(a)と同様に、流向は短い間隔で変化し、発電所に対する連続的な流れもないため、漂流物は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられるが、3号北側防波壁から約50m以内の水深が約20mの浅い位置において、2m/s程度の流速が確認される〔第4図(13)〕。当該位置で漁船が航行不能であった場合には、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性があると考えられる。

(c) 最大水位・流速を示す時間帯以降（地震発生後約7分～30分）[第4図(16)～(61)]

7分以降も流速は約1m/s未満と小さく、流向は短い間隔で変化し、発電所に対する連続的な流れもないため、施設護岸から500m以内で操業する漁船は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。

(a)～(c)より、流向は短い間隔で変化し、発電所に対する連続的な流れもないため、漂流物は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる。また、サザエ網、カナギ漁及び一本釣り漁の操業区域の近傍の地点Bにおける軌跡解析の結果からも、軌跡はほとんど移動していないことから、漂流物は施設護岸及び輪谷湾に到達しないと考えられる（第5-1～10図）。一方、3号北側防波壁から約50m以内の水深が約20mの浅い位置において、2m/s程度の流速が確認されることから、当該位置で漁船が航行不能であった場合は、施設護岸及び輪谷湾に到達する可能性があるとして評価した。

b. 取水口への到達可能性評価

a. ii)より、発電所沿岸部で操業する漁船が漂流物となった場合、輪谷湾に到達する可能性があるため、構内海域（輪谷湾）の流況から到達の可能性を評価した。

(a) 最大水位・流速を示す時間帯以前（地震発生後約0分～5分）[第4図(1)～(11)]

0分から5分まで流速は約1m/s未満と小さく、港湾部はその形状から、押し波後はすぐに引き波に転じることから、構内海域（輪谷湾）に漂流物は到達しないと考えられる。

(b) 最大水位・流速を示す時間帯（地震発生後約5分～7分）[第4図(12)～(15)]

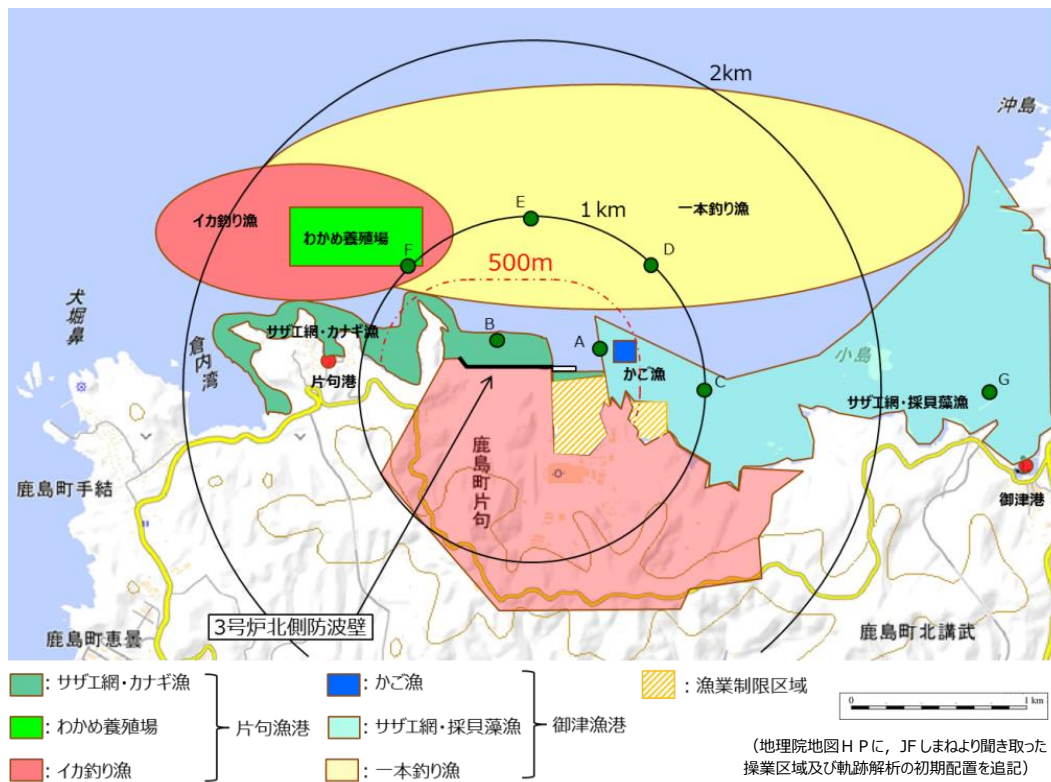
流速は速くて3m/s程度であるが、輪谷湾外へ向かう流向であり[第4図(13)]、輪谷湾に向かう流速は小さい[第4図(11)]ことから、構内海域（輪谷湾）に漂流物は到達しないと考えられる。

(c) 最大水位・流速を示す時間帯以降（地震発生後約7分～30分）[第4図(16)～(61)]

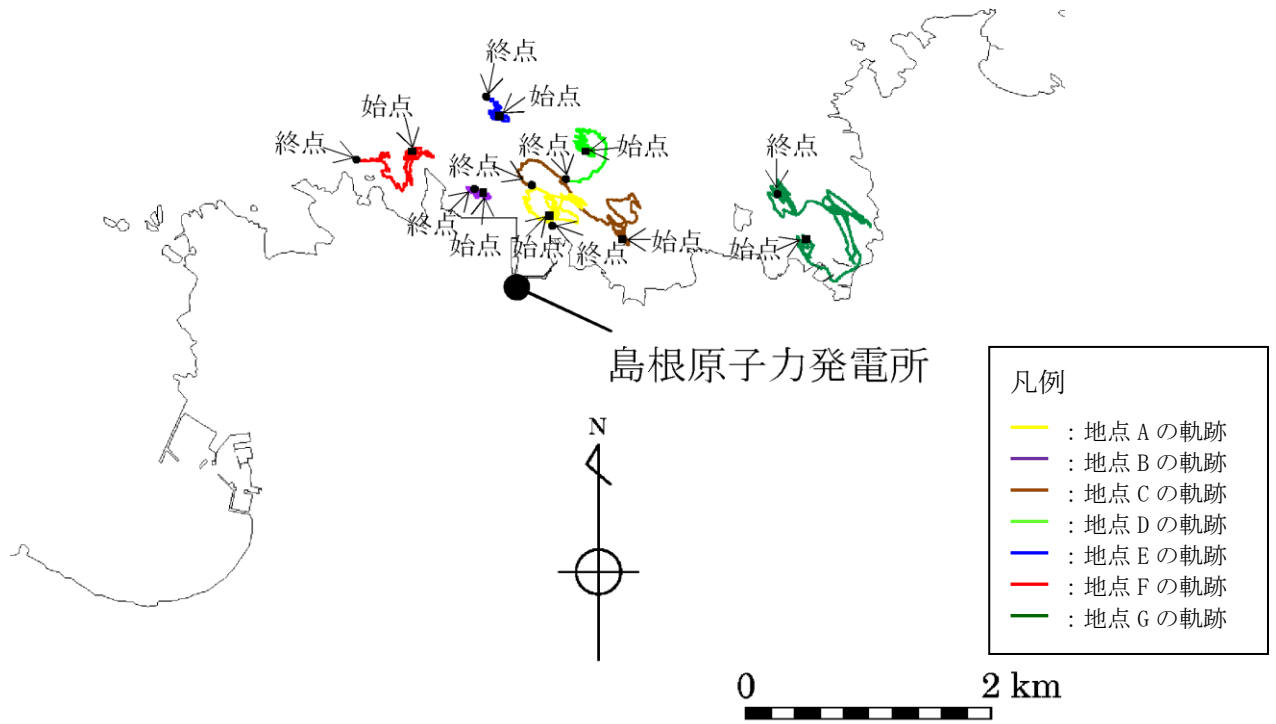
7分以降も流速は約1m/s未満と小さく、港湾部はその形状から、押し波後はすぐに引き波に転じることから、構内海域（輪谷湾）に漂流物は到達し

ないと考えられる。

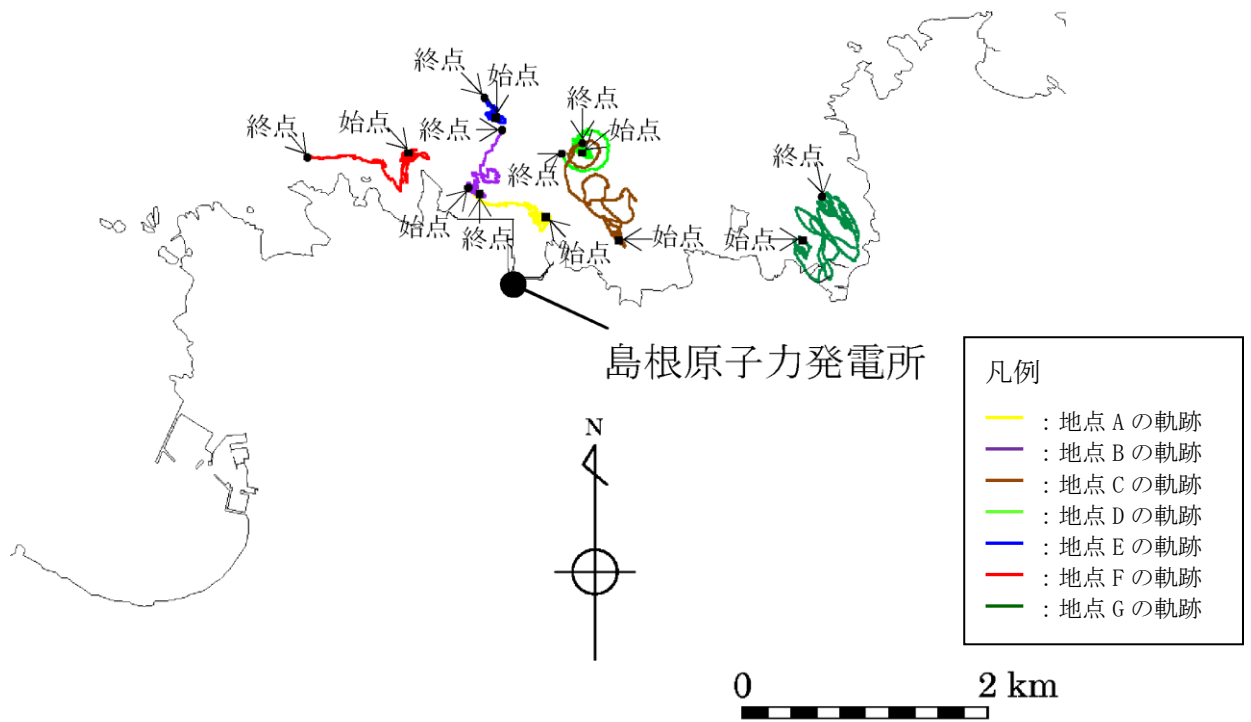
(a)～(c)より、いずれの時間帯も流速が小さく、かつ、最大水位・流速を示す時間帯も2分(地震発生後5分～7分)と短いことから、輪谷湾に到達しないと評価した。また、輪谷湾近傍の地点Aの軌跡解析の結果から、軌跡は輪谷湾から離れる方向に移動しており、輪谷湾に到達しないと考えられる(第5-1～10図)。



第2図 発電所沿岸の漁港，漁船の操業区域及び軌跡解析の初期位置

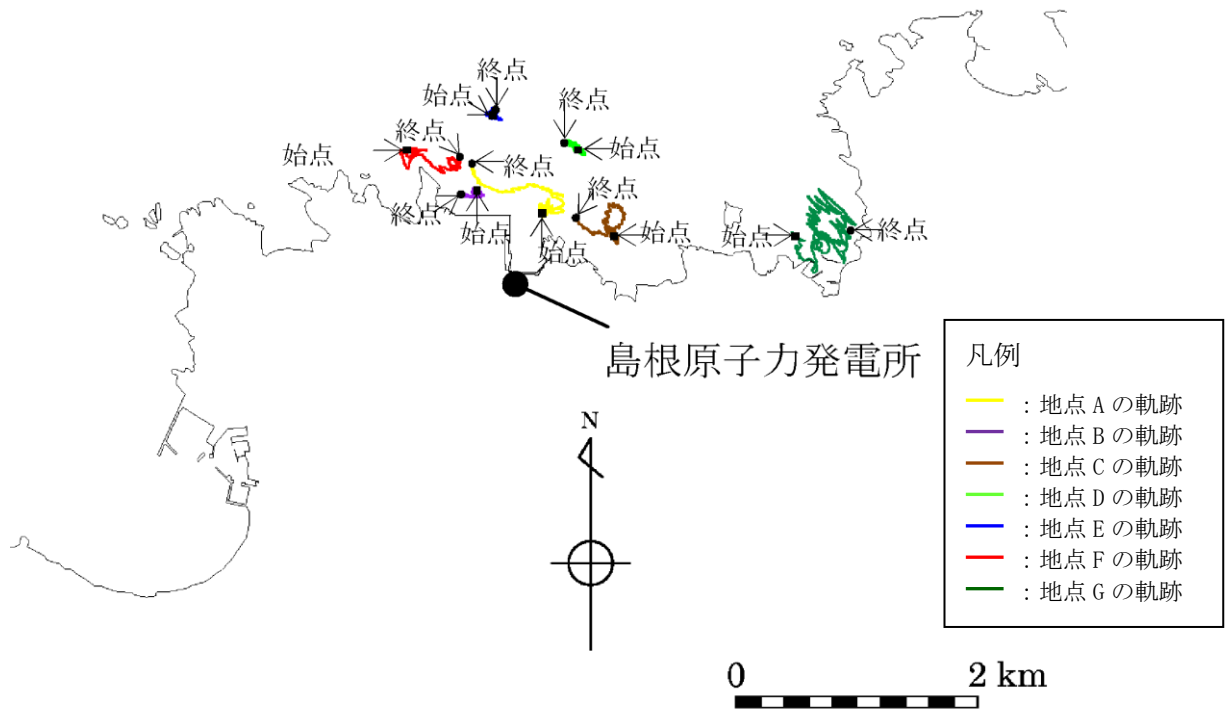


(基準津波 1 (防波堤有り))

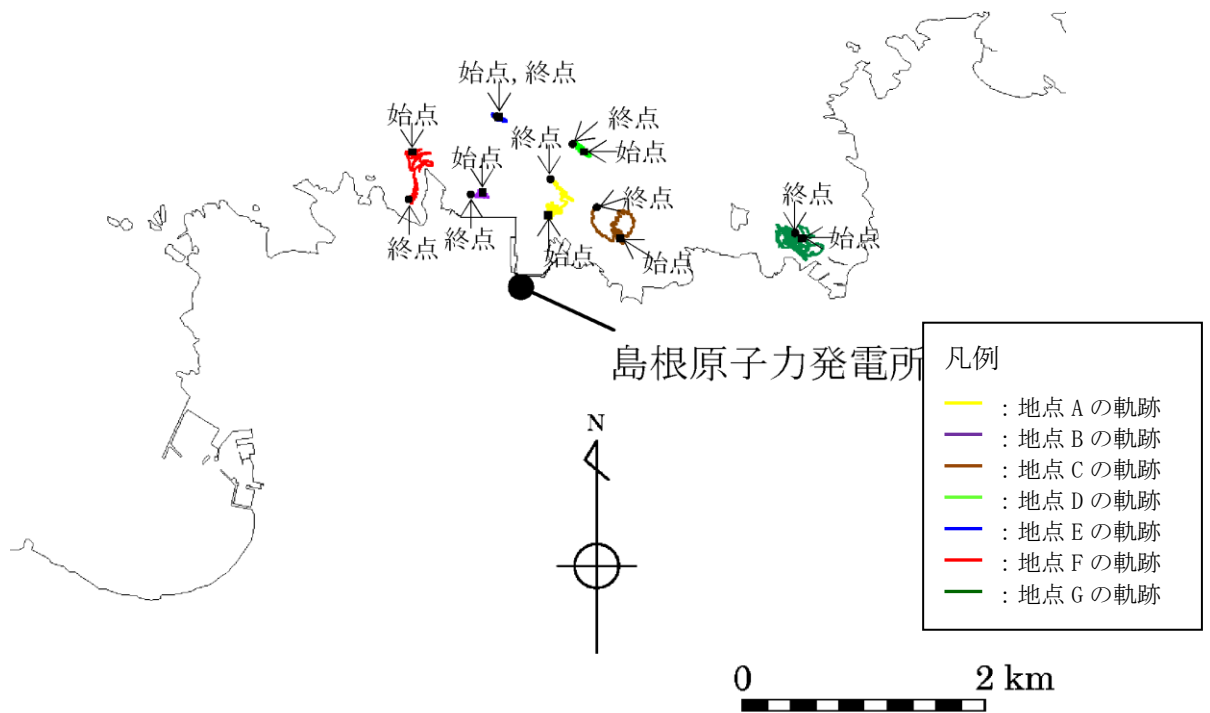


(基準津波 1 (防波堤無し))

第 3-1 図 軌跡解析結果

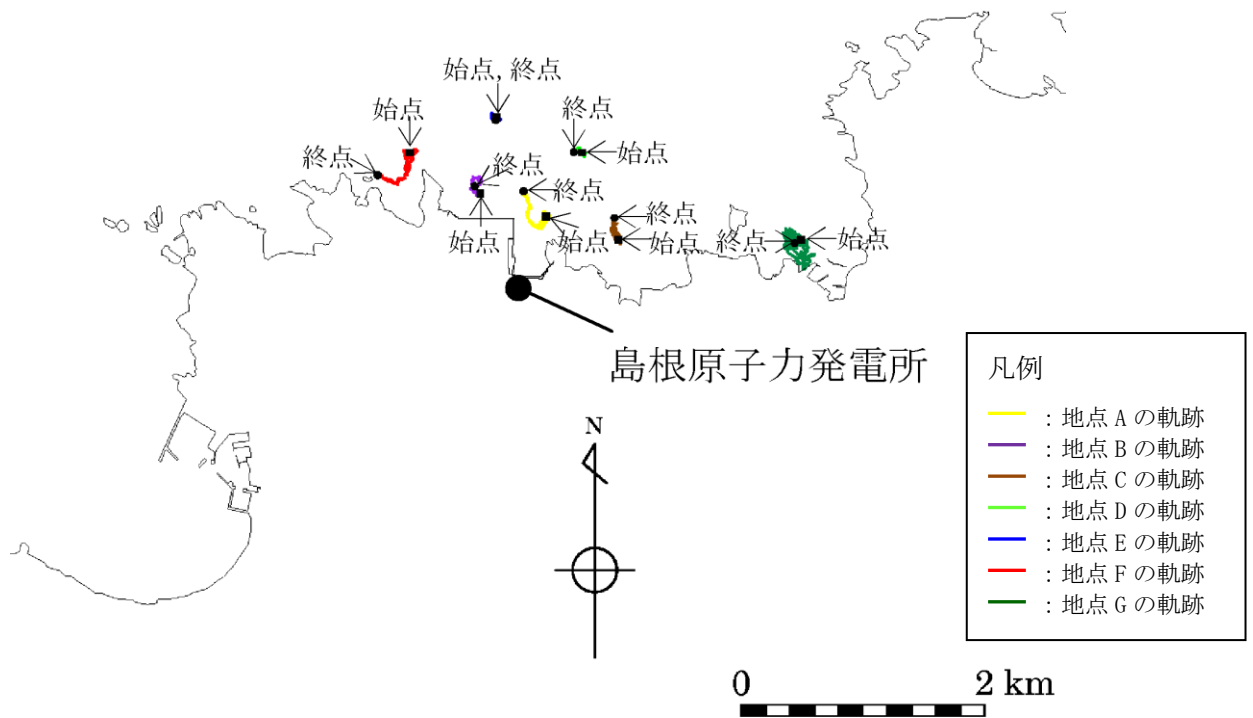


(基準津波 2 (防波堤有り))

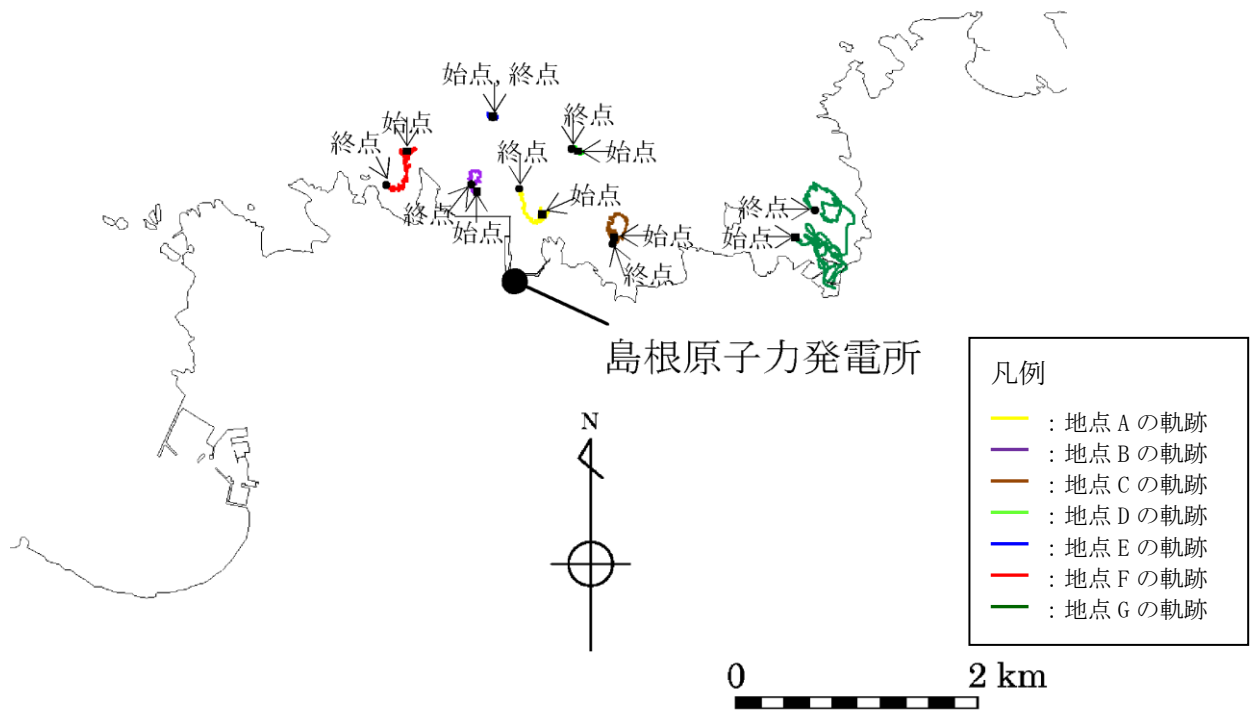


(基準津波 3 (防波堤有り))

第 3-2 図 軌跡解析結果

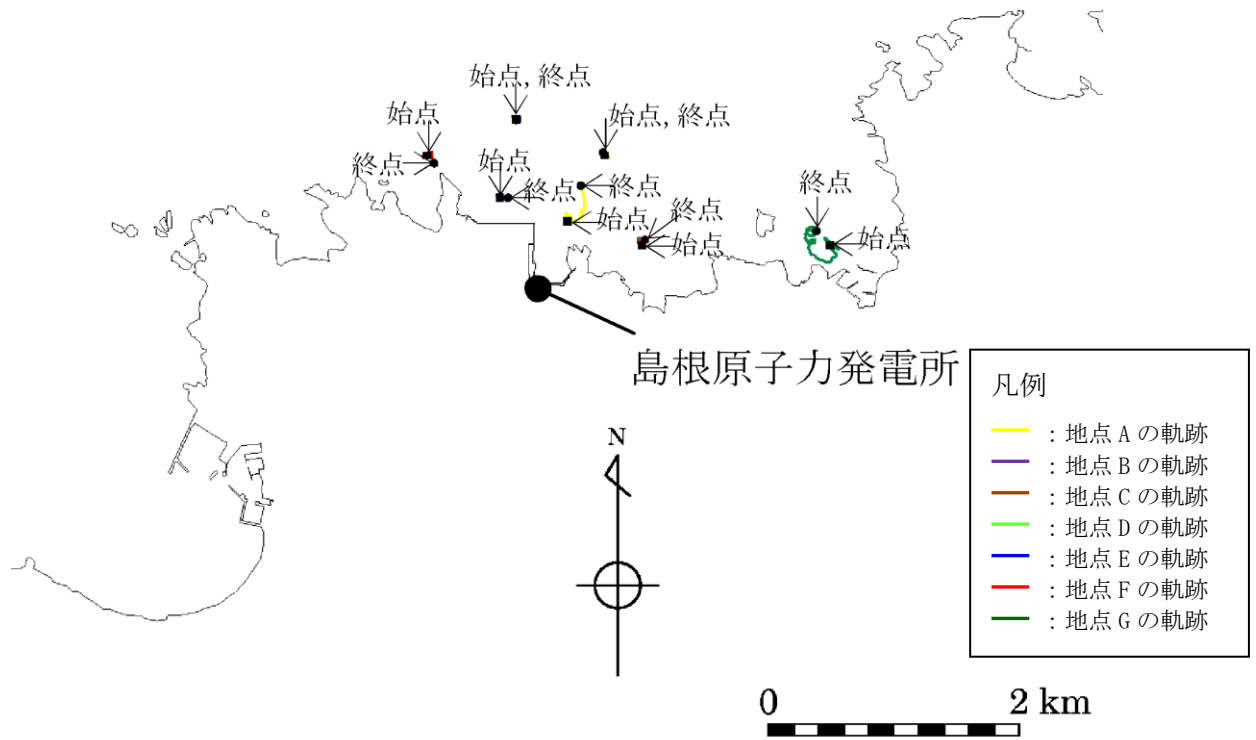


(基準津波 5 (防波堤無し))

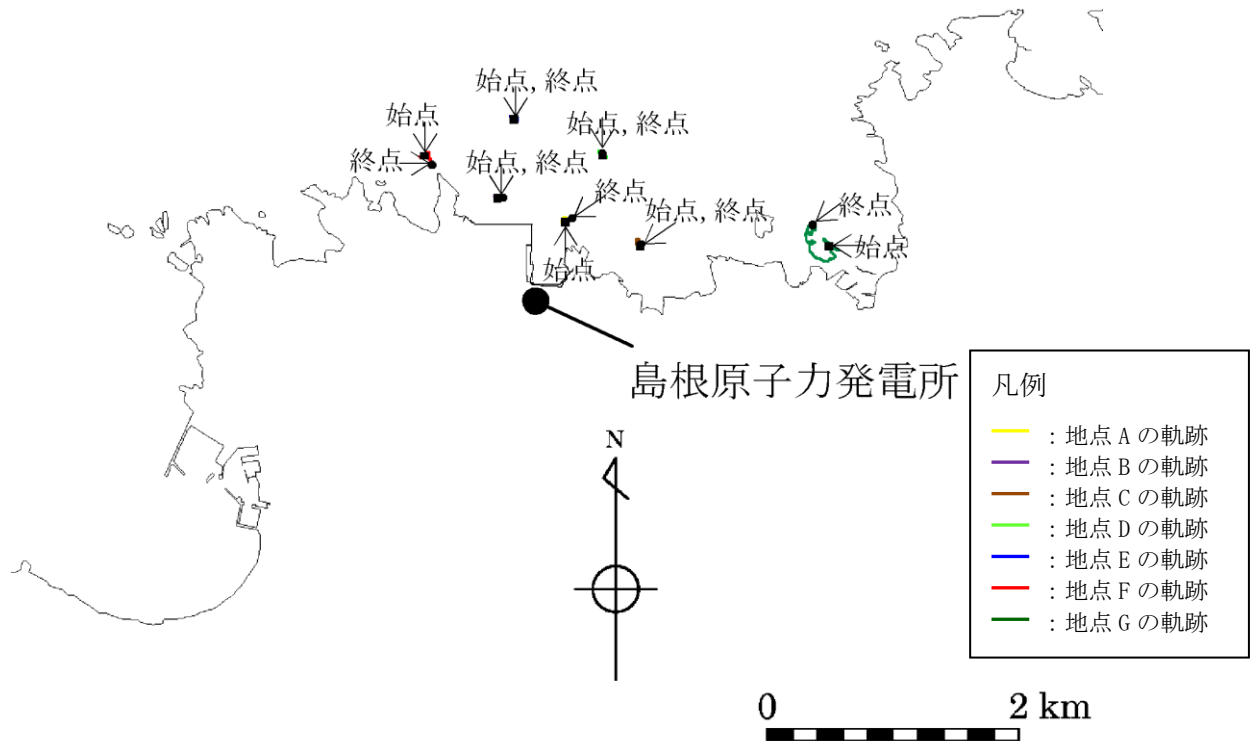


(基準津波 6 (防波堤無し))

第 3-3 図 軌跡解析結果

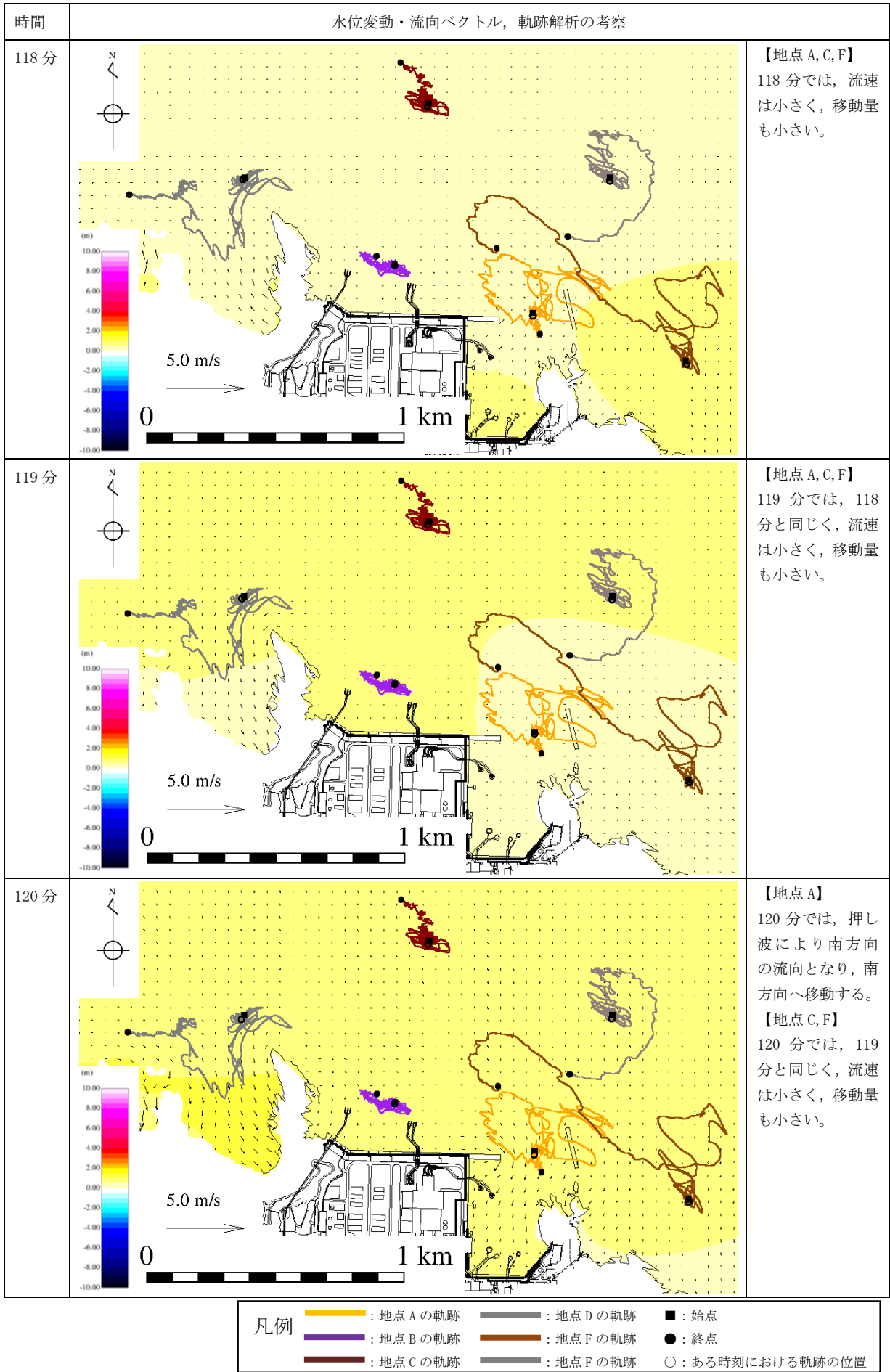


(基準津波 4 (防波堤有り))

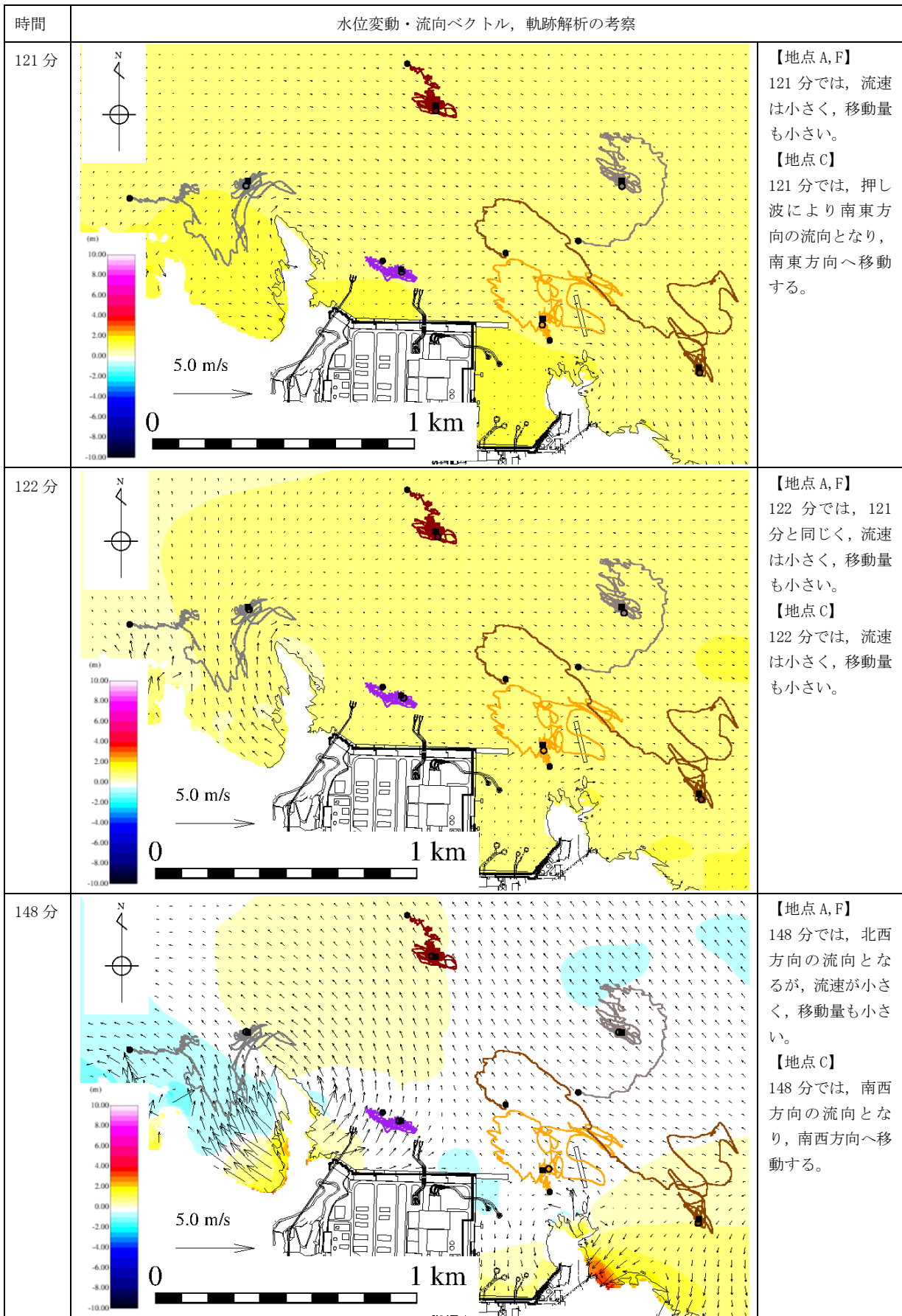


(基準津波 4 (防波堤無し))

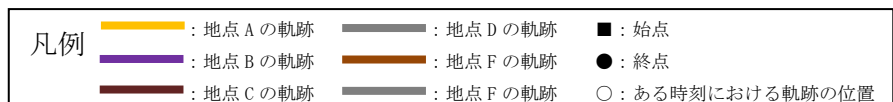
第 3-4 図 軌跡解析結果



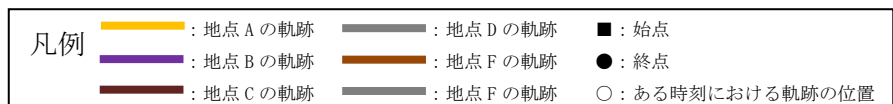
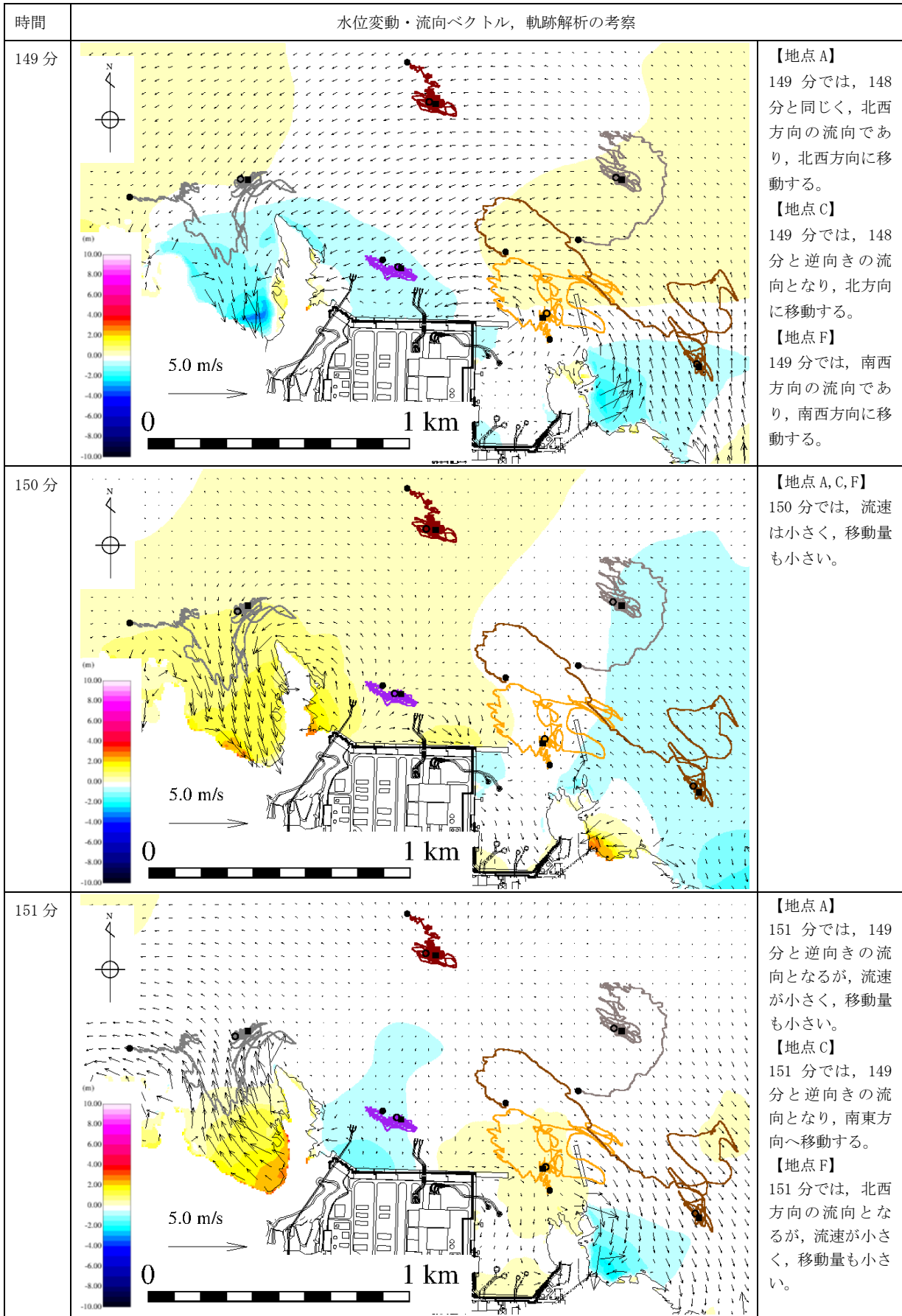
第 4-1 図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波 1）



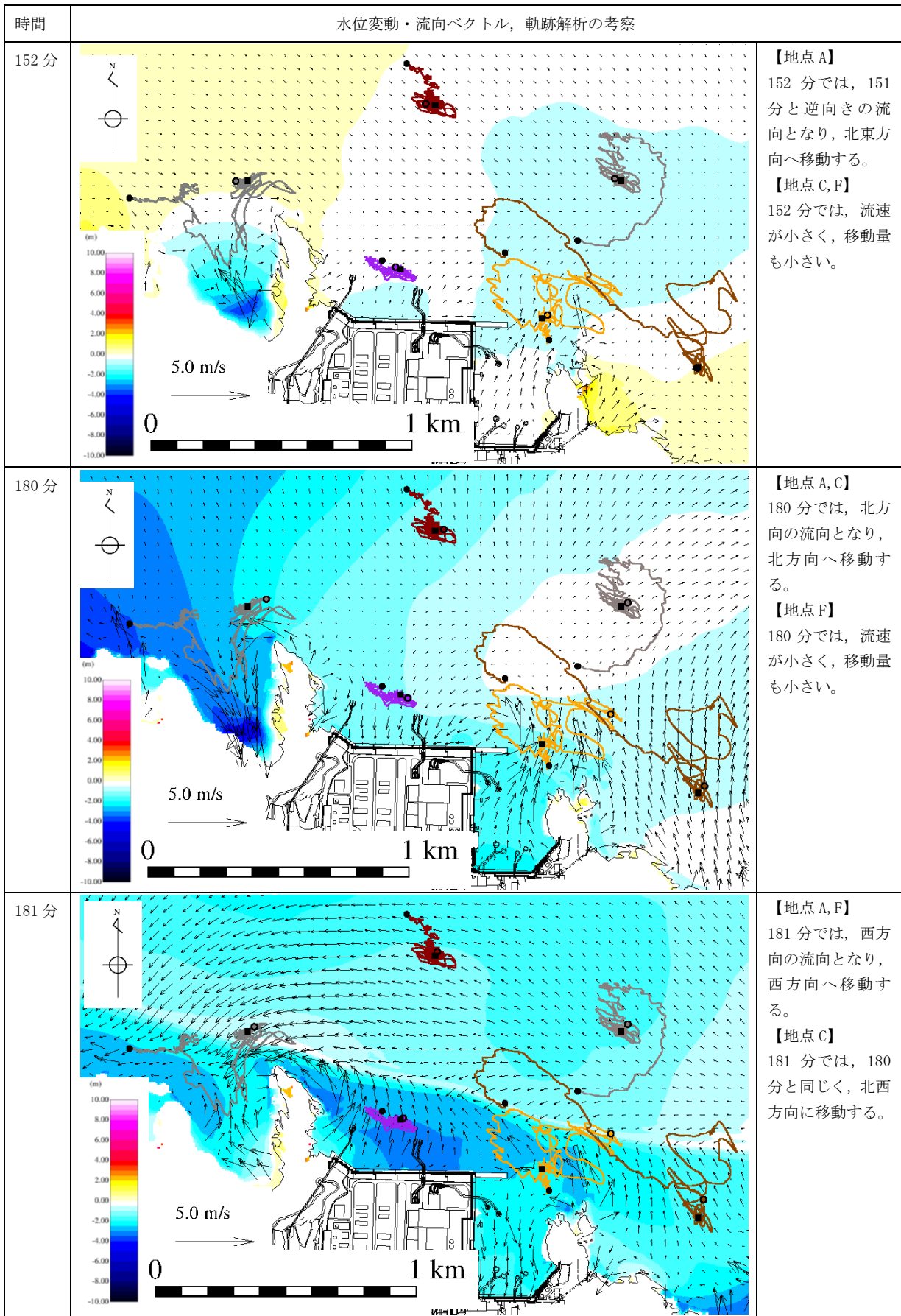
※123分から147分まで同様な傾向であり省略する。



第4-2図 水位変動・流向ベクトル, 軌跡解析の評価結果 (基準津波1)



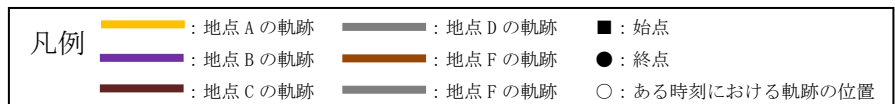
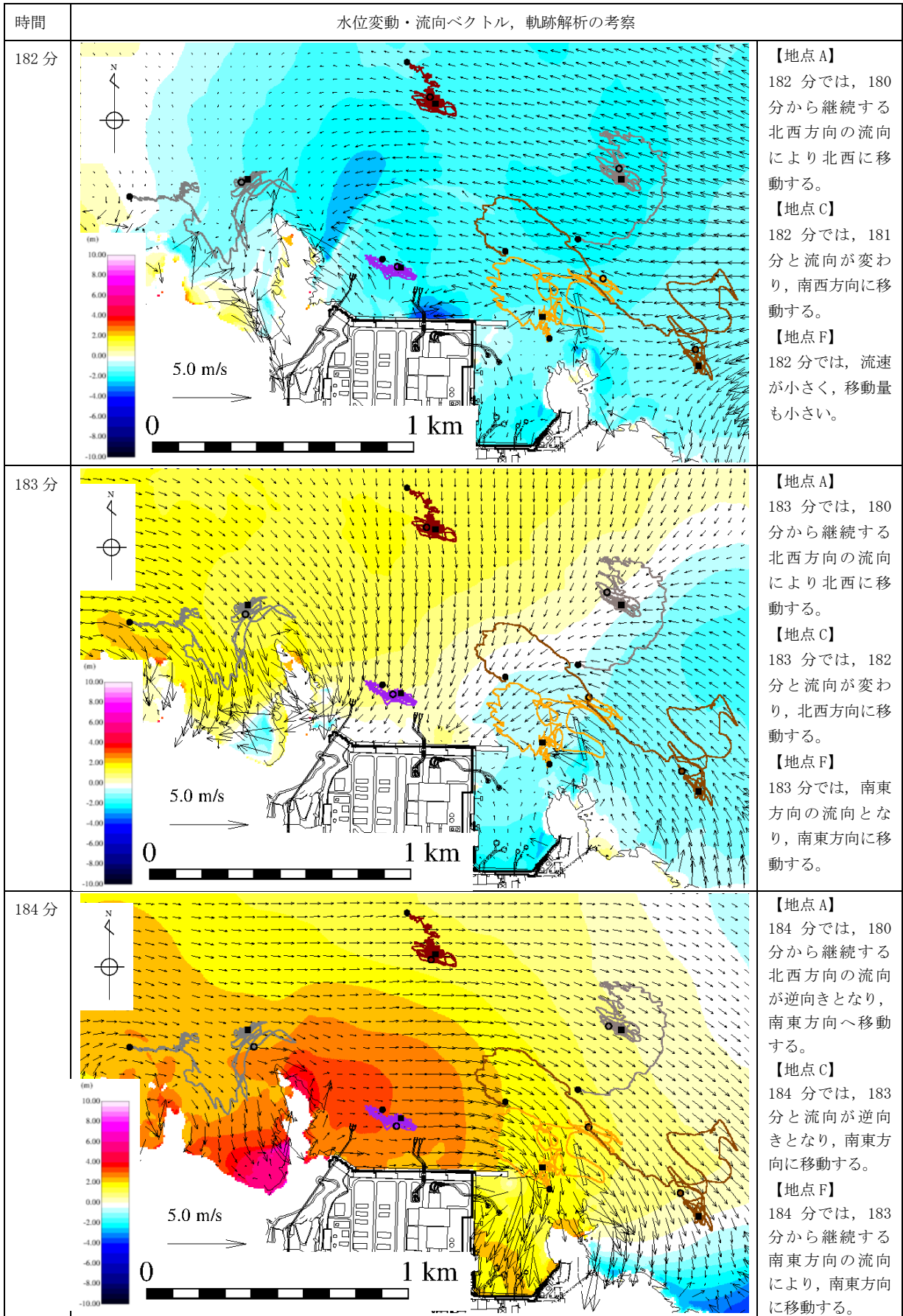
第4-3図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波1）



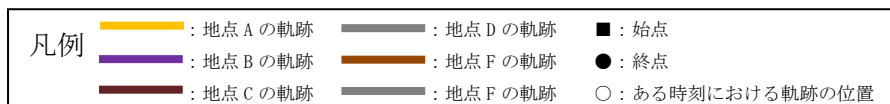
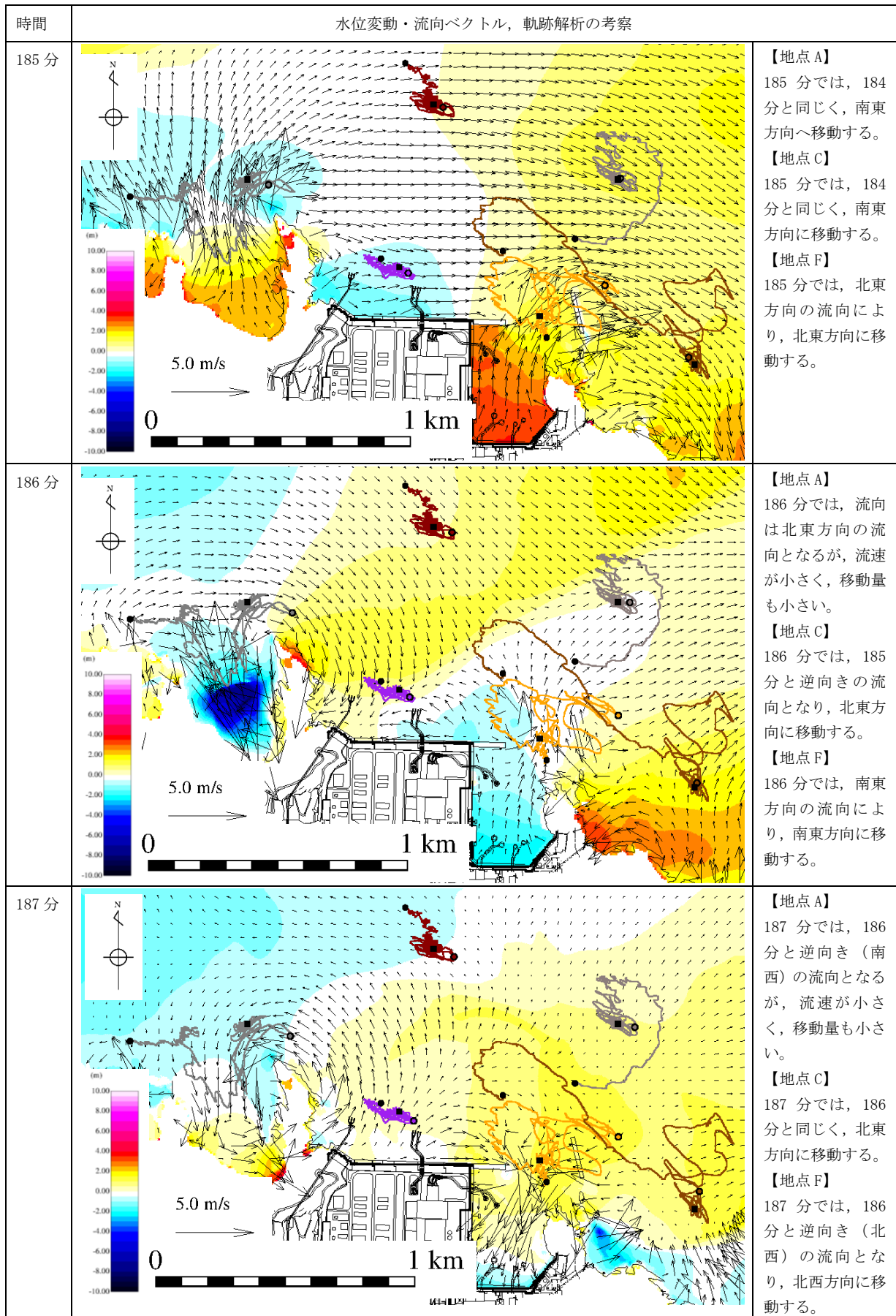
※153分から179分まで同様な傾向であり省略する。



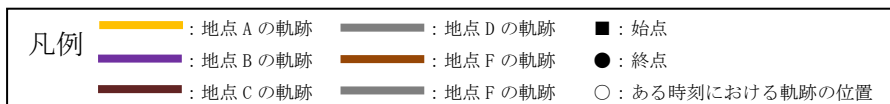
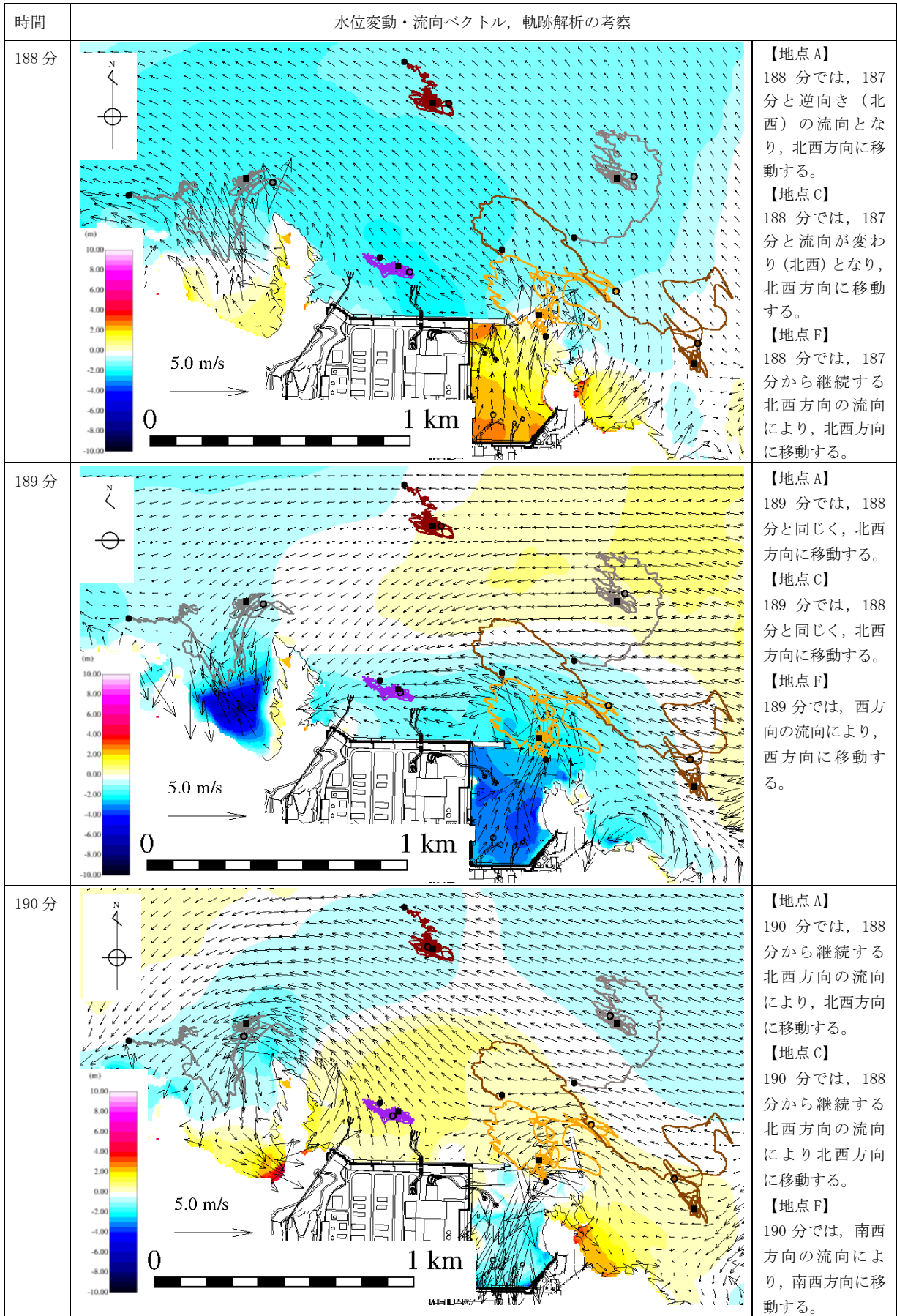
第4-4図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波1）



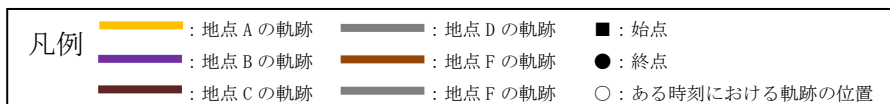
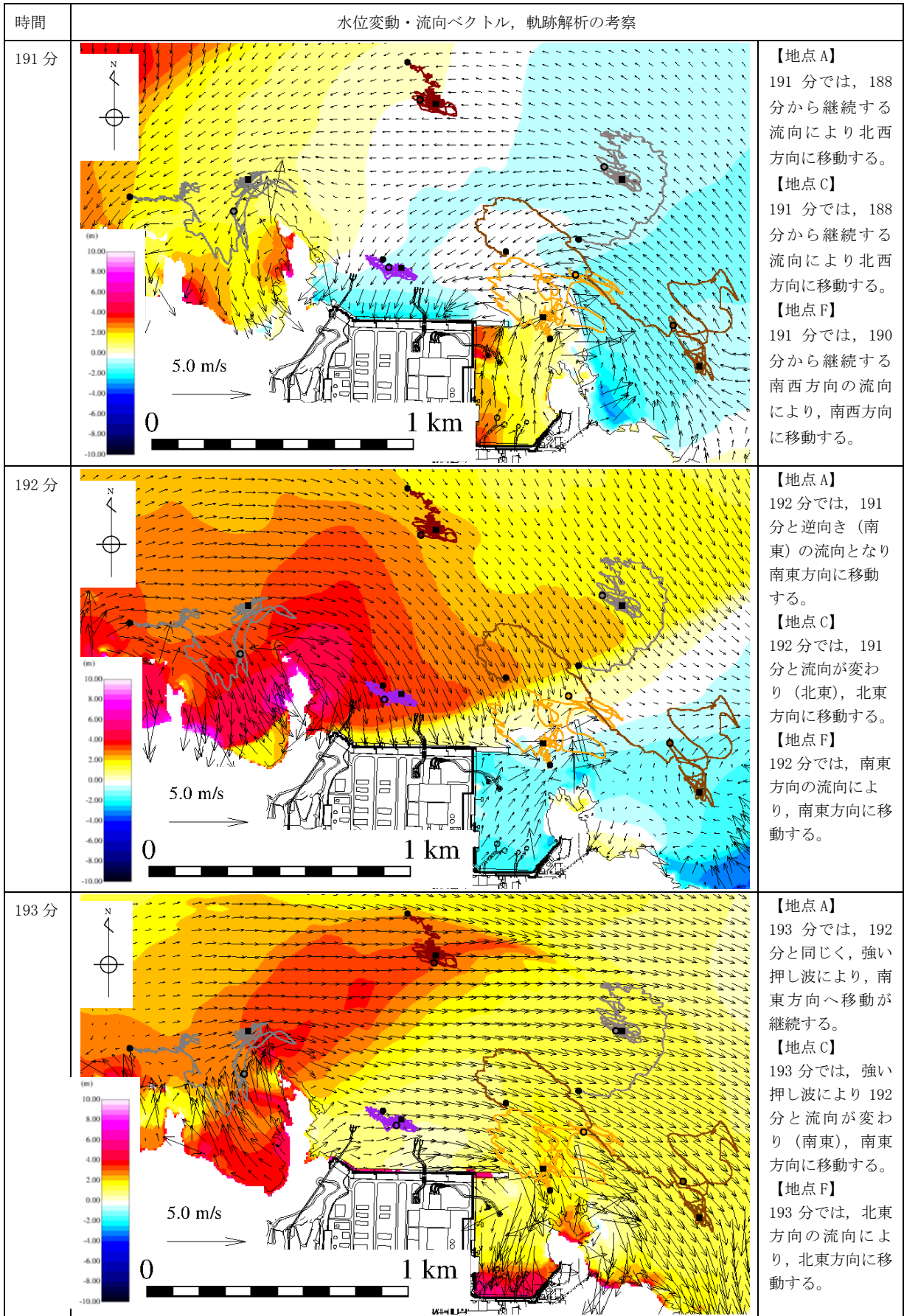
第4-5図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波1）



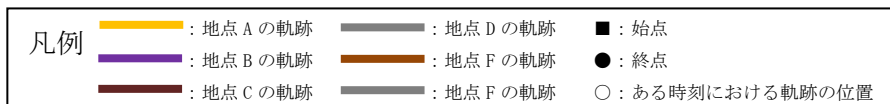
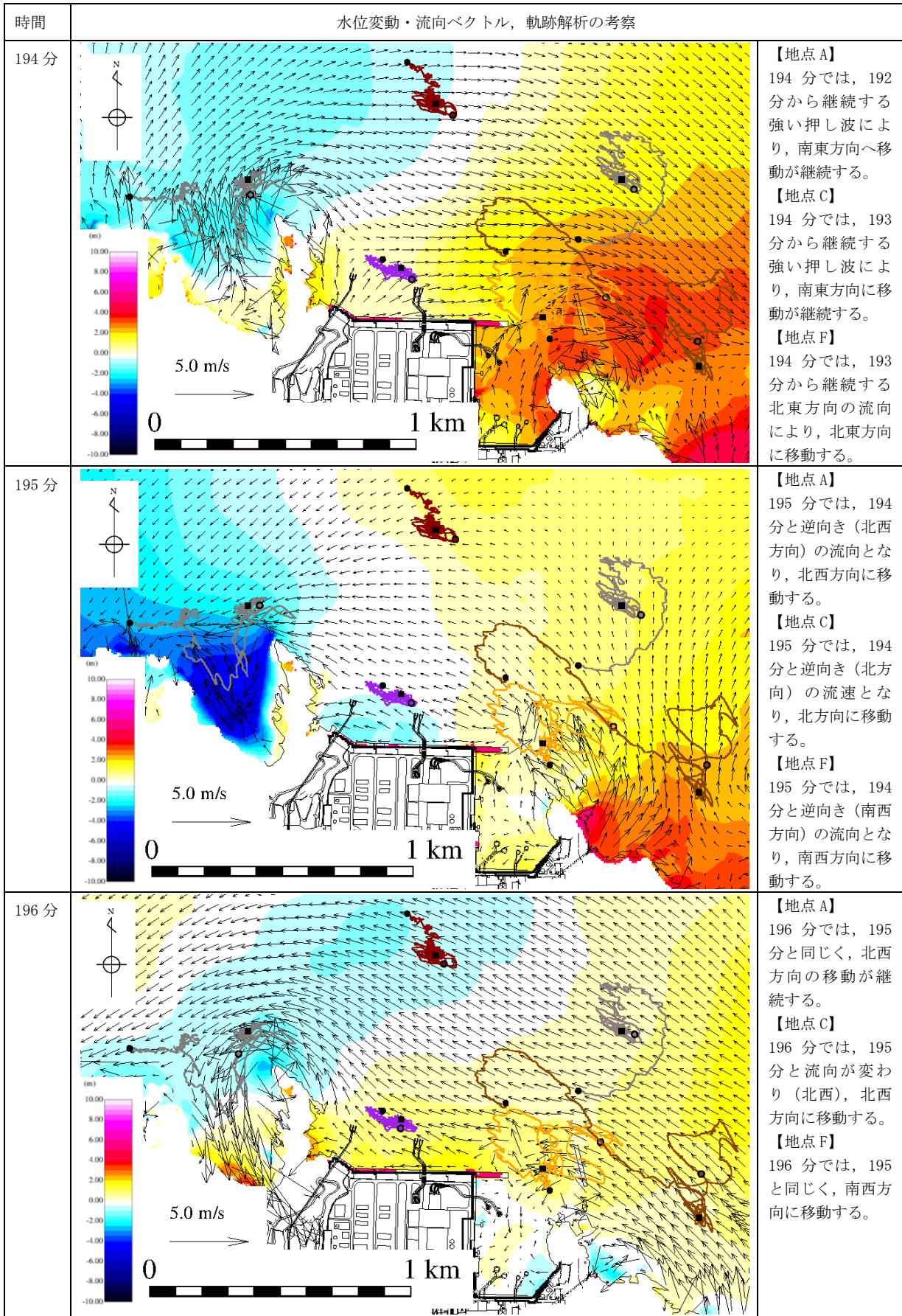
第4-6図 水位変動・流向ベクトル, 軌跡解析の評価結果 (基準津波1)



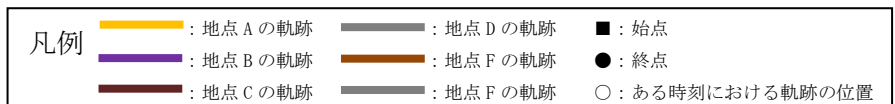
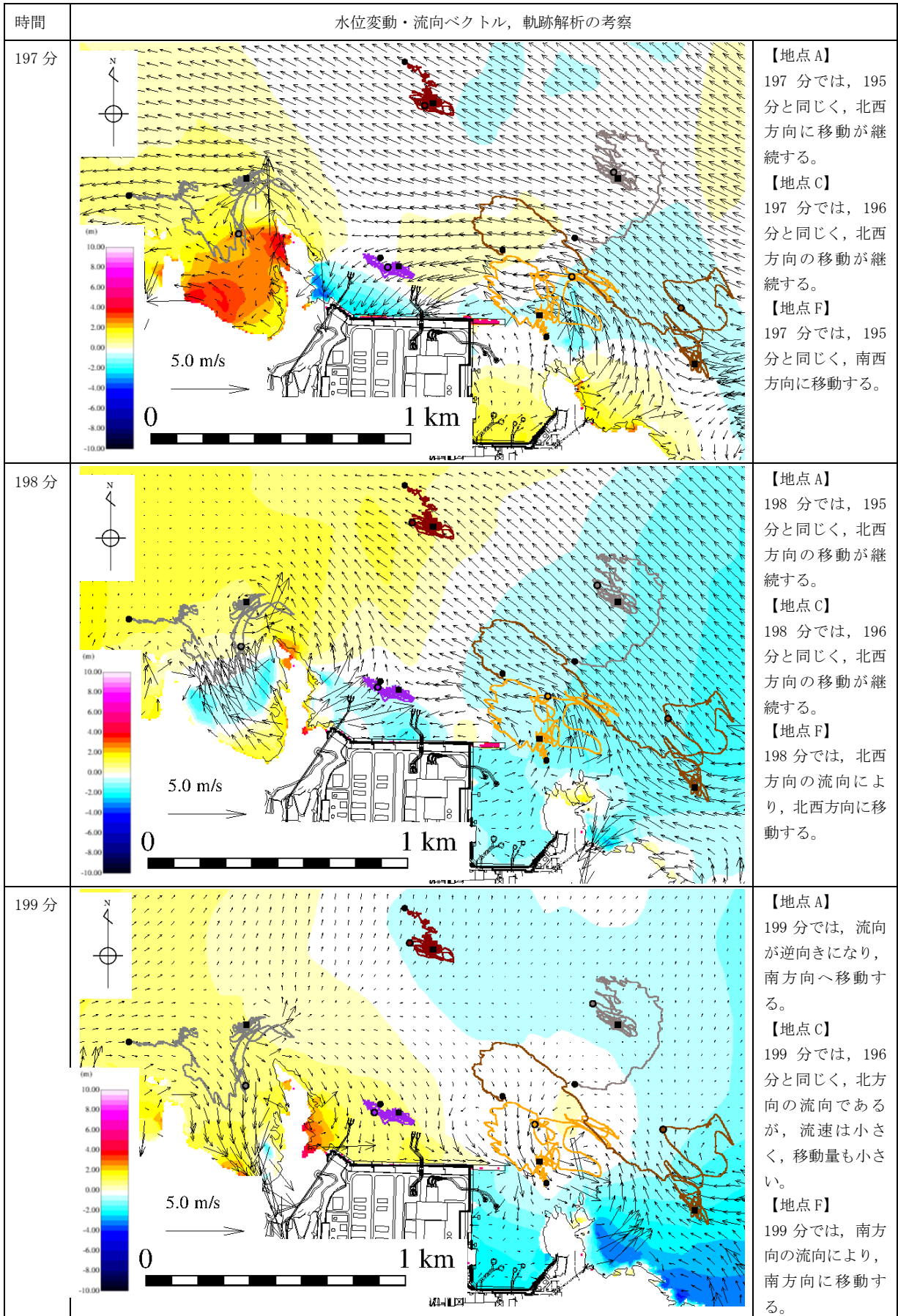
第4-7図 水位変動・流向ベクトル, 軌跡解析の評価結果 (基準津波1)



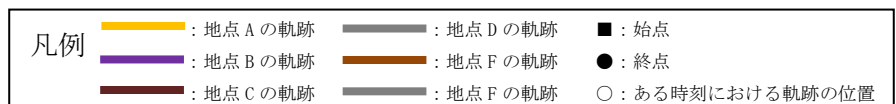
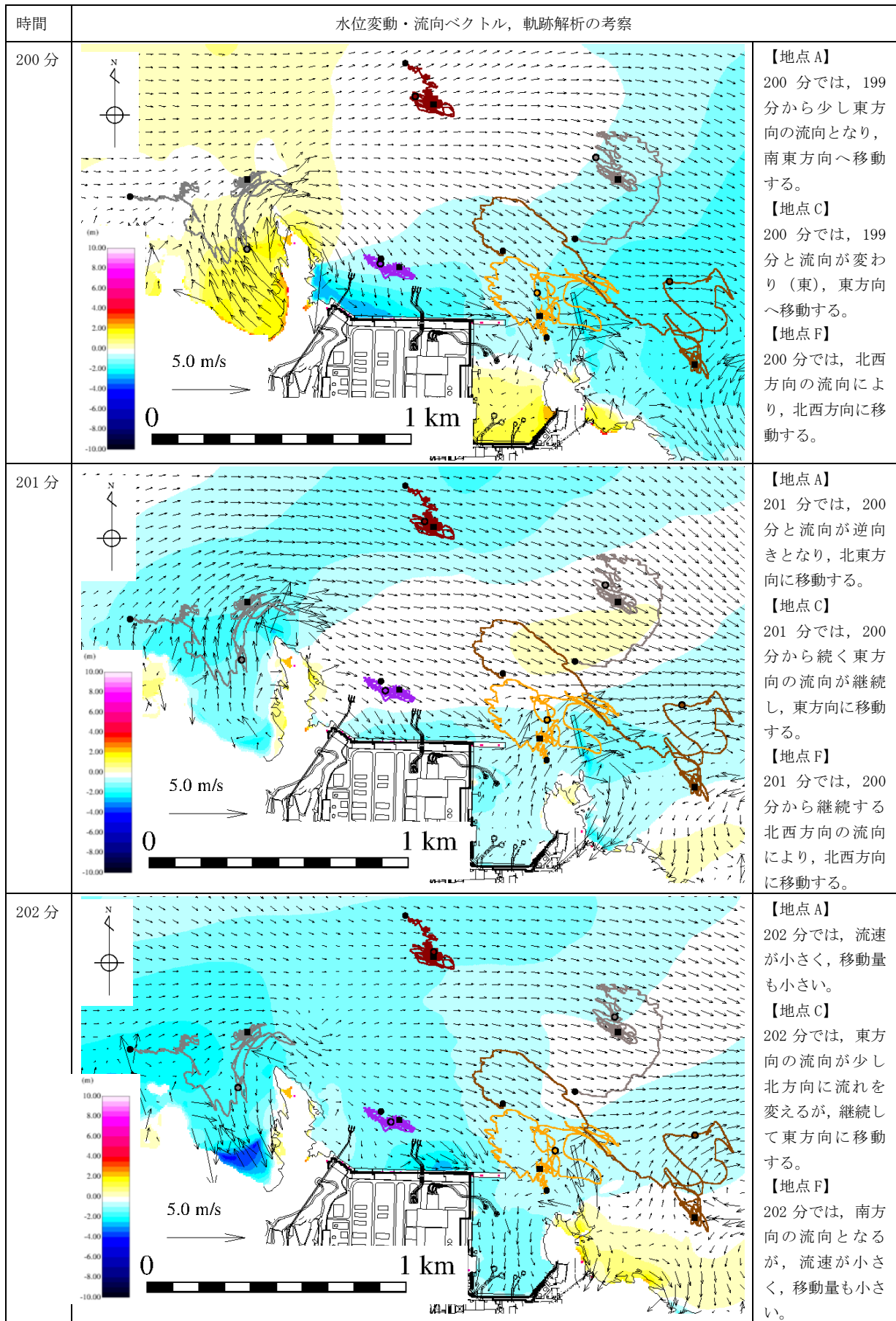
第4-8図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波1）



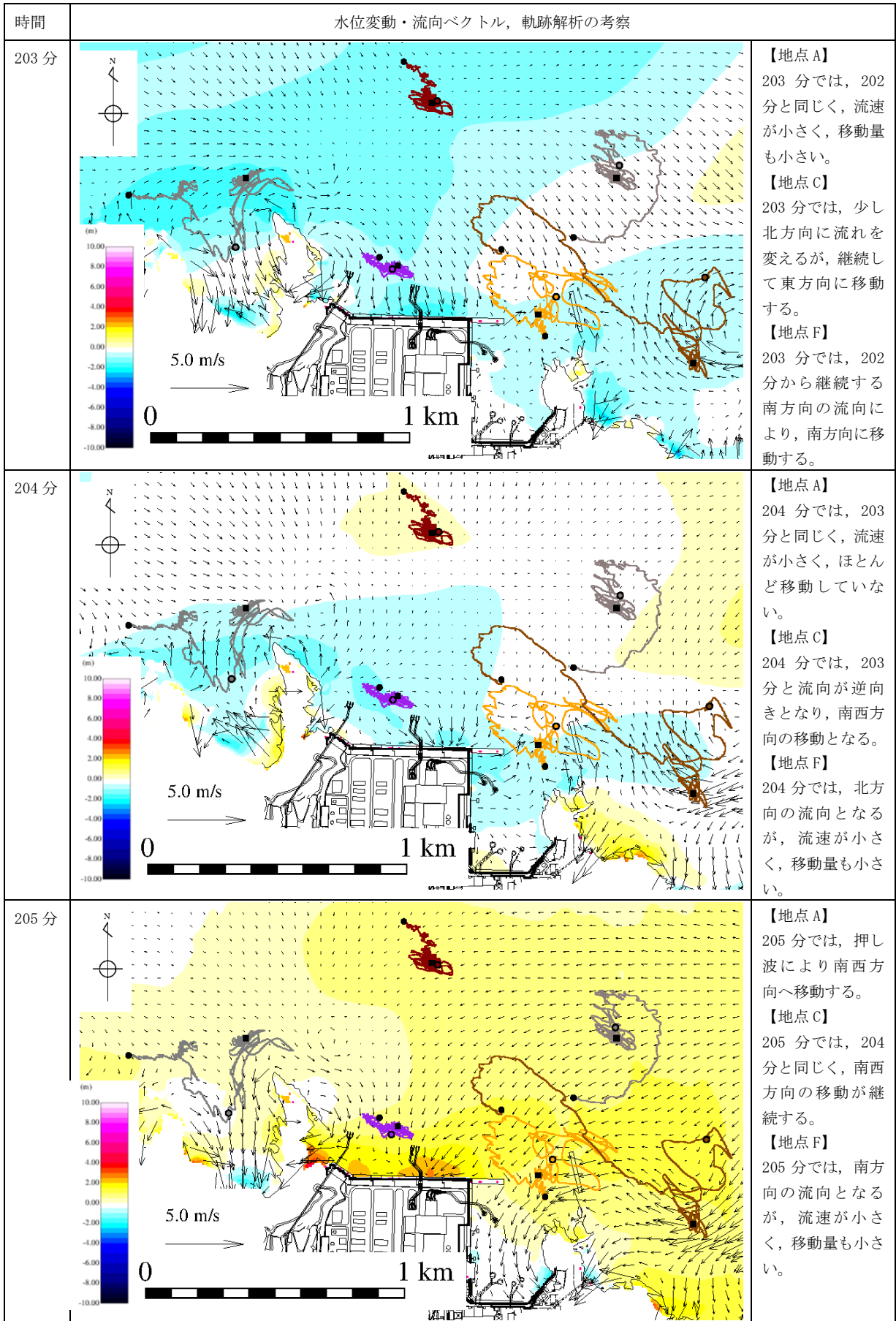
第4-9図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波1）



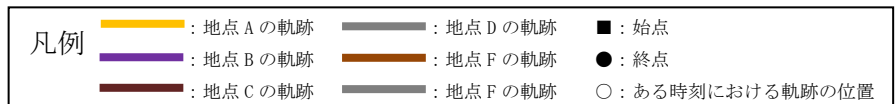
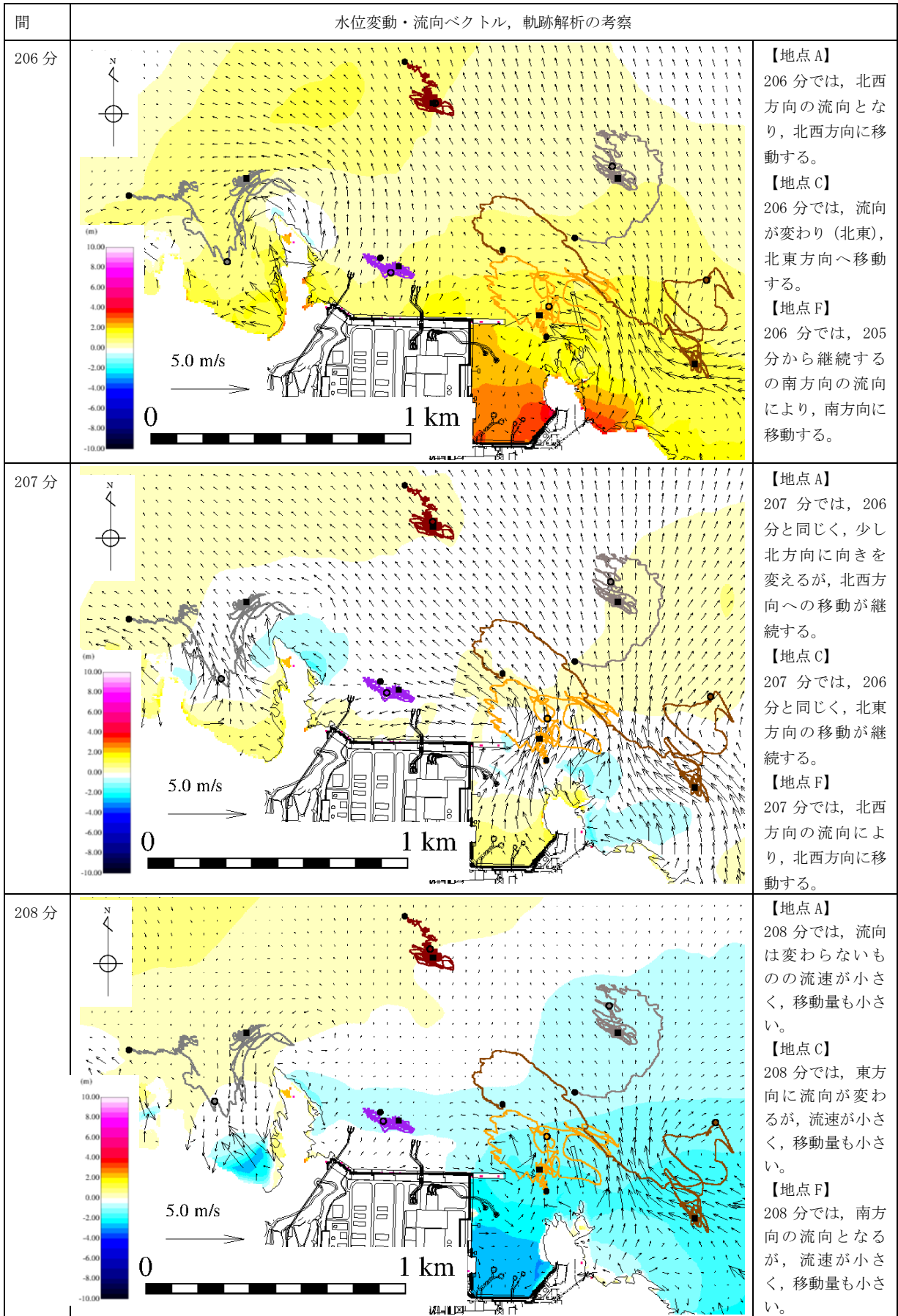
第4-10 図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波1）



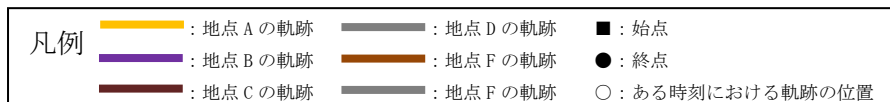
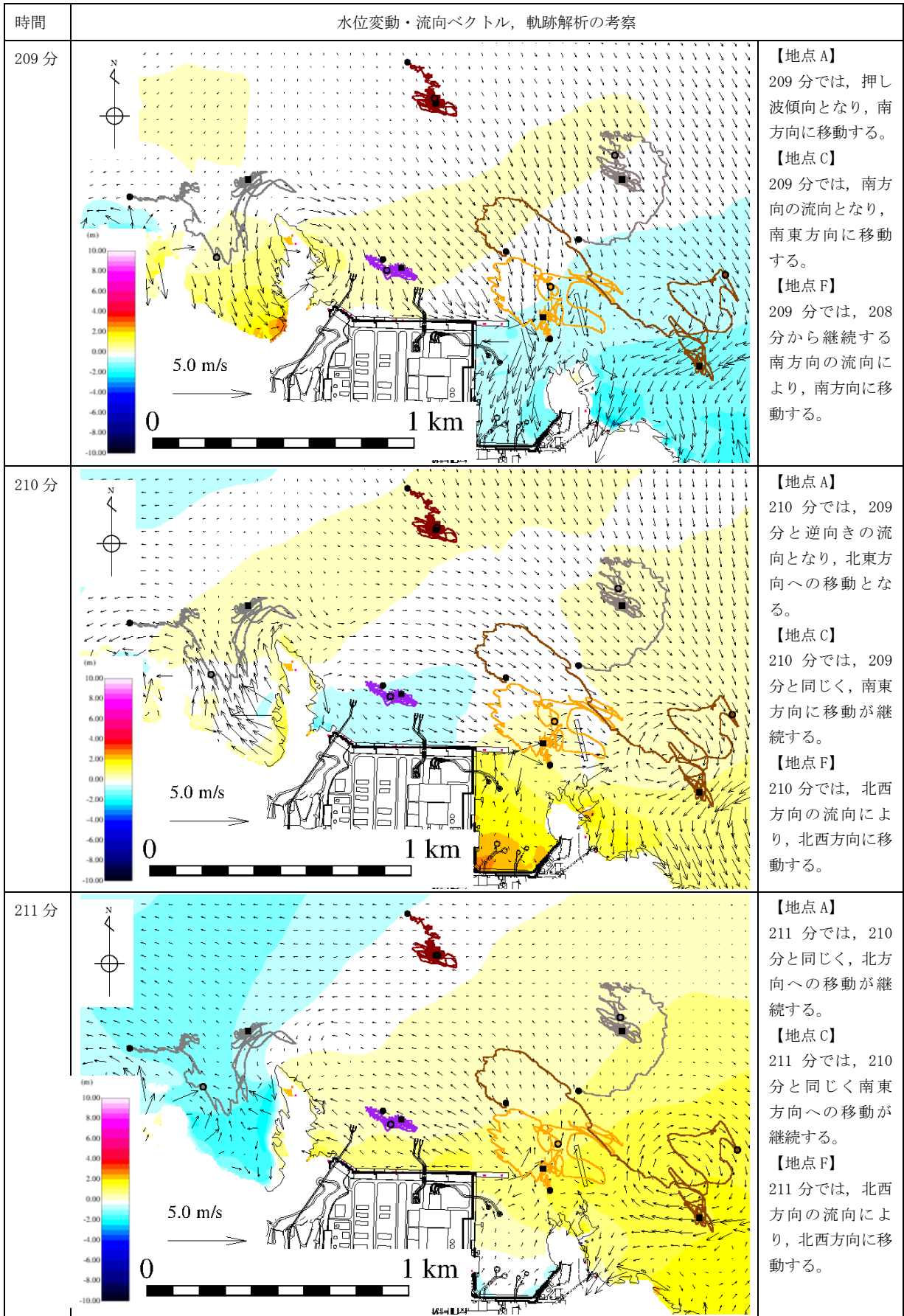
第 4-11 図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波 1）



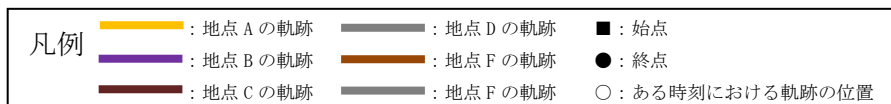
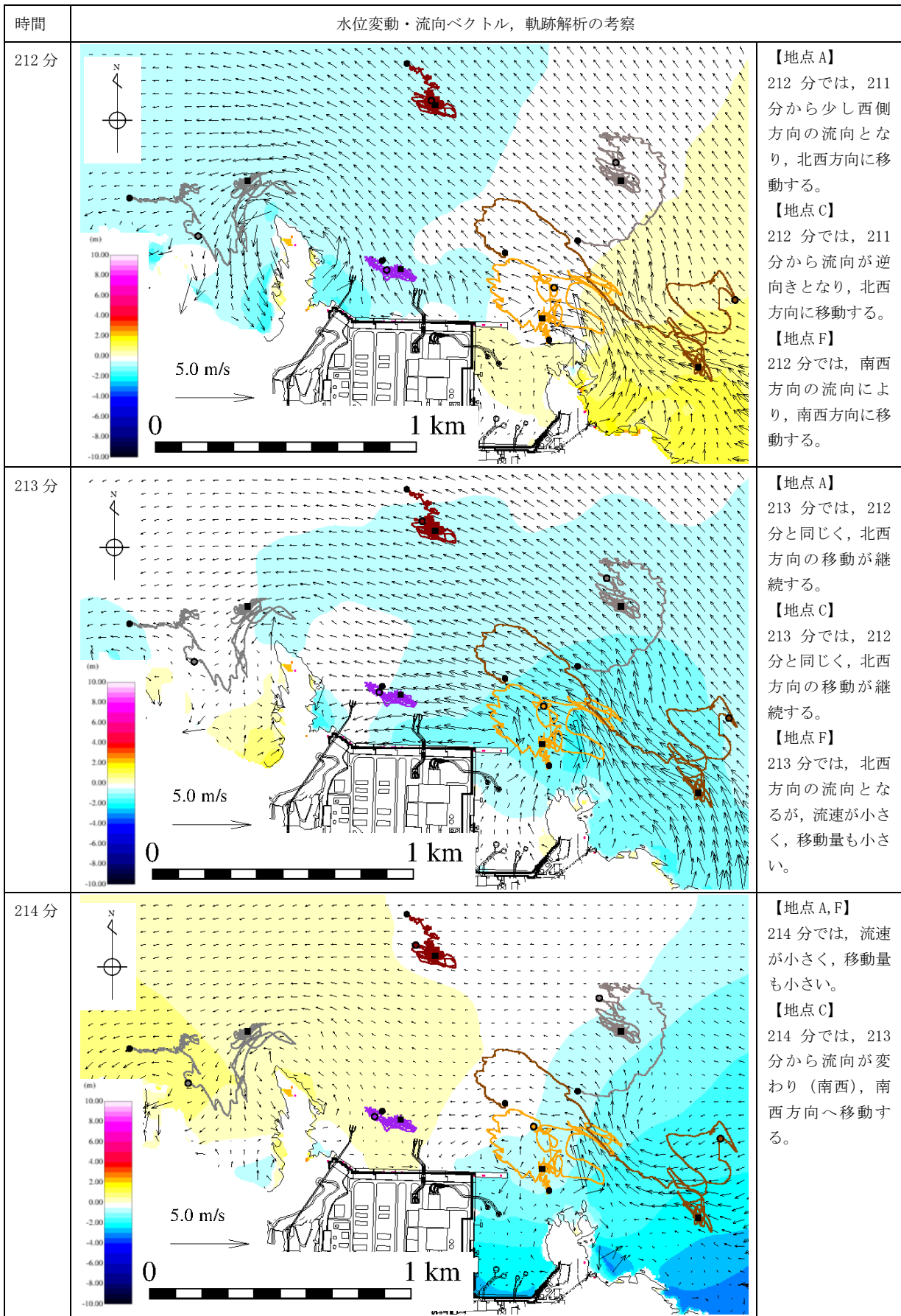
第 4-12 図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波 1）



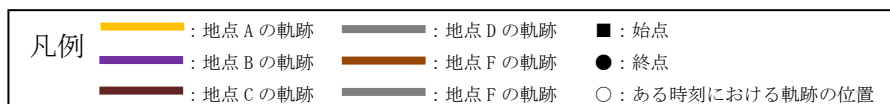
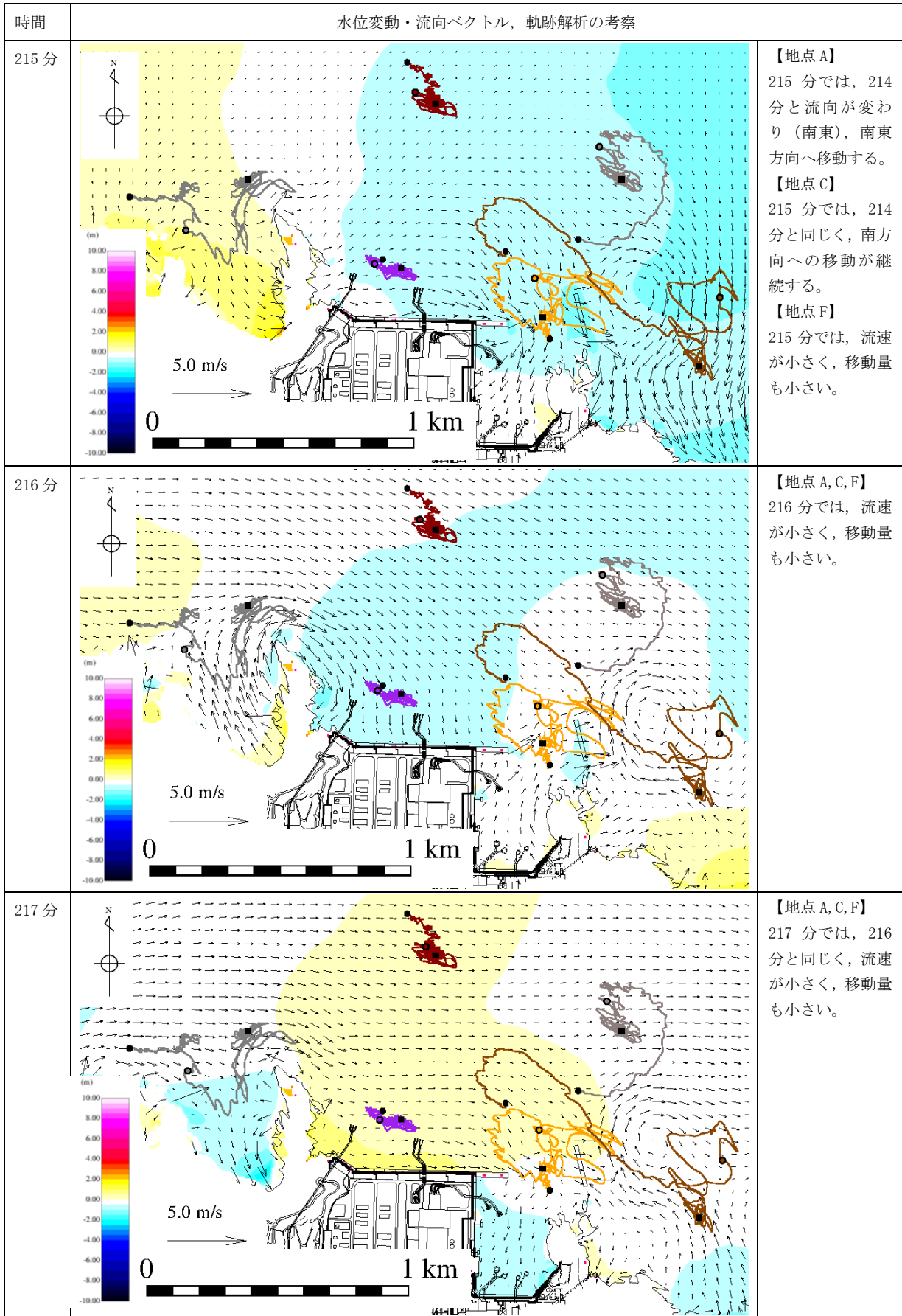
第4-13図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波1）



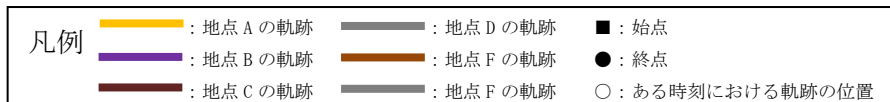
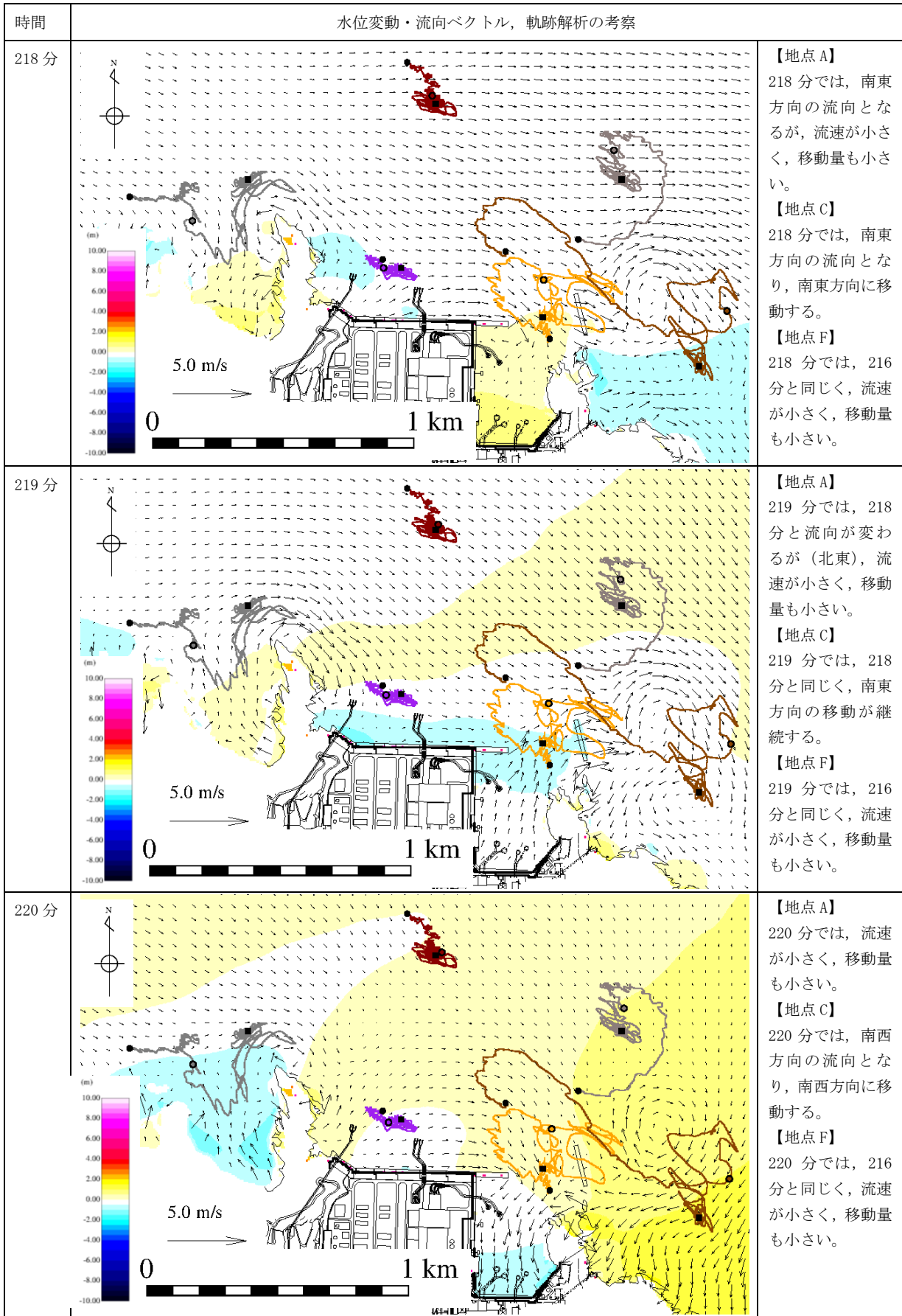
第4-14図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波1）



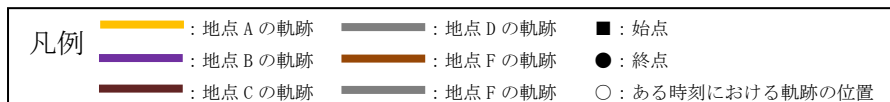
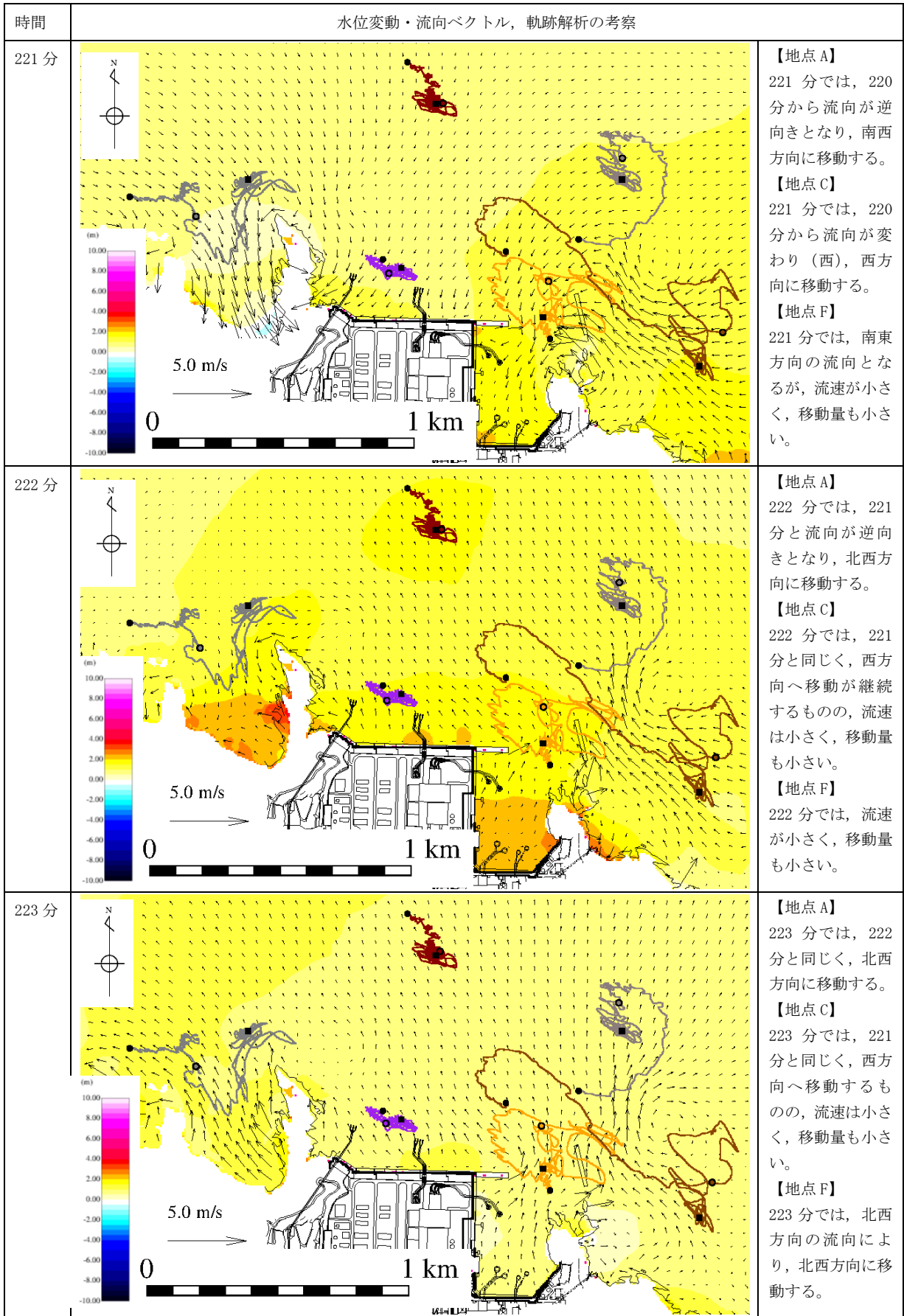
第4-15図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波1）



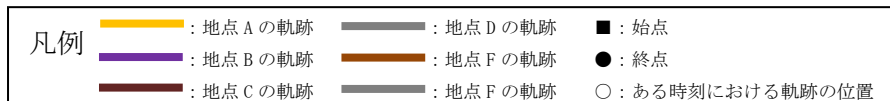
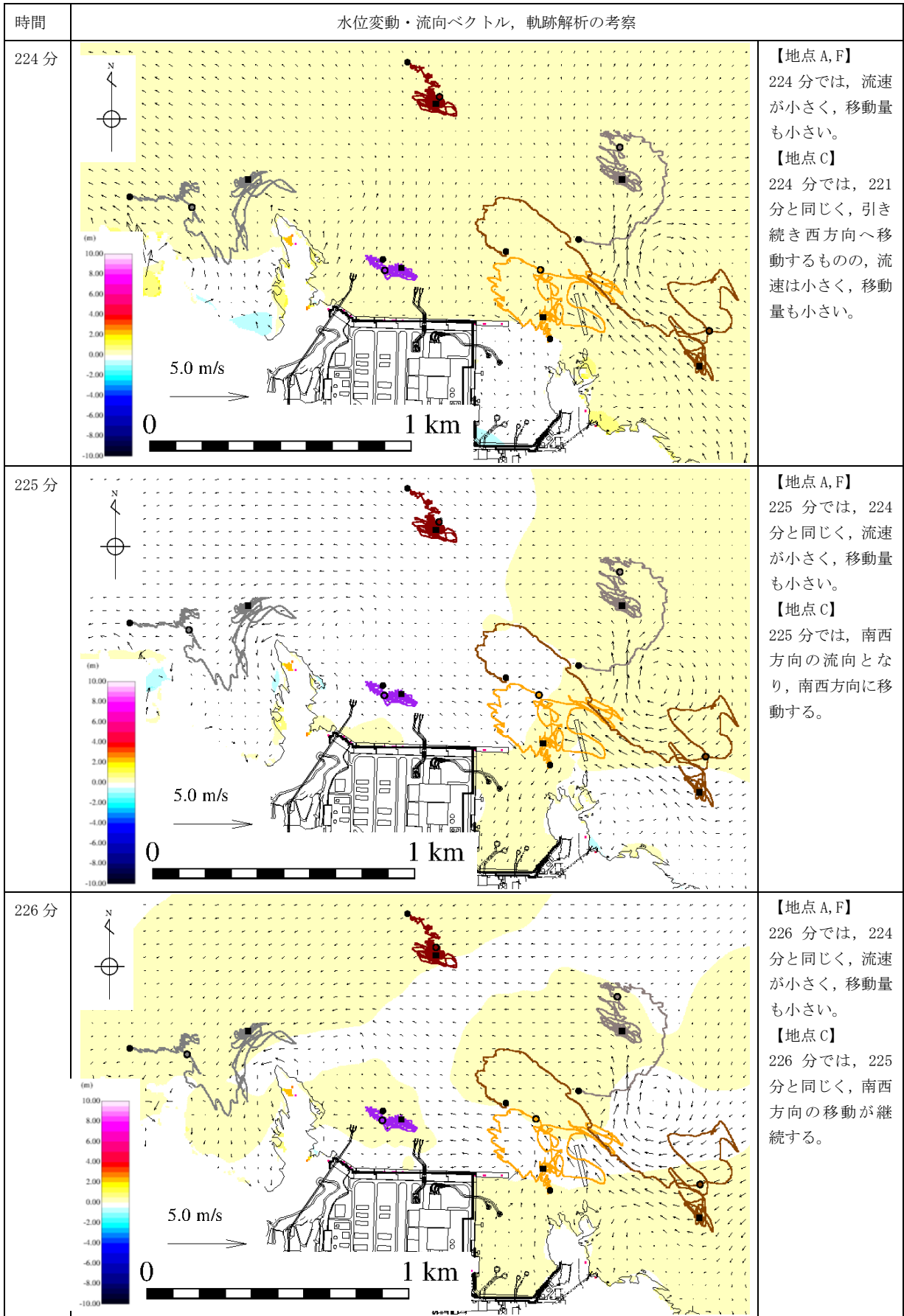
第 4-16 図 水位変動・流向ベクトル, 軌跡解析の評価結果 (基準津波 1)



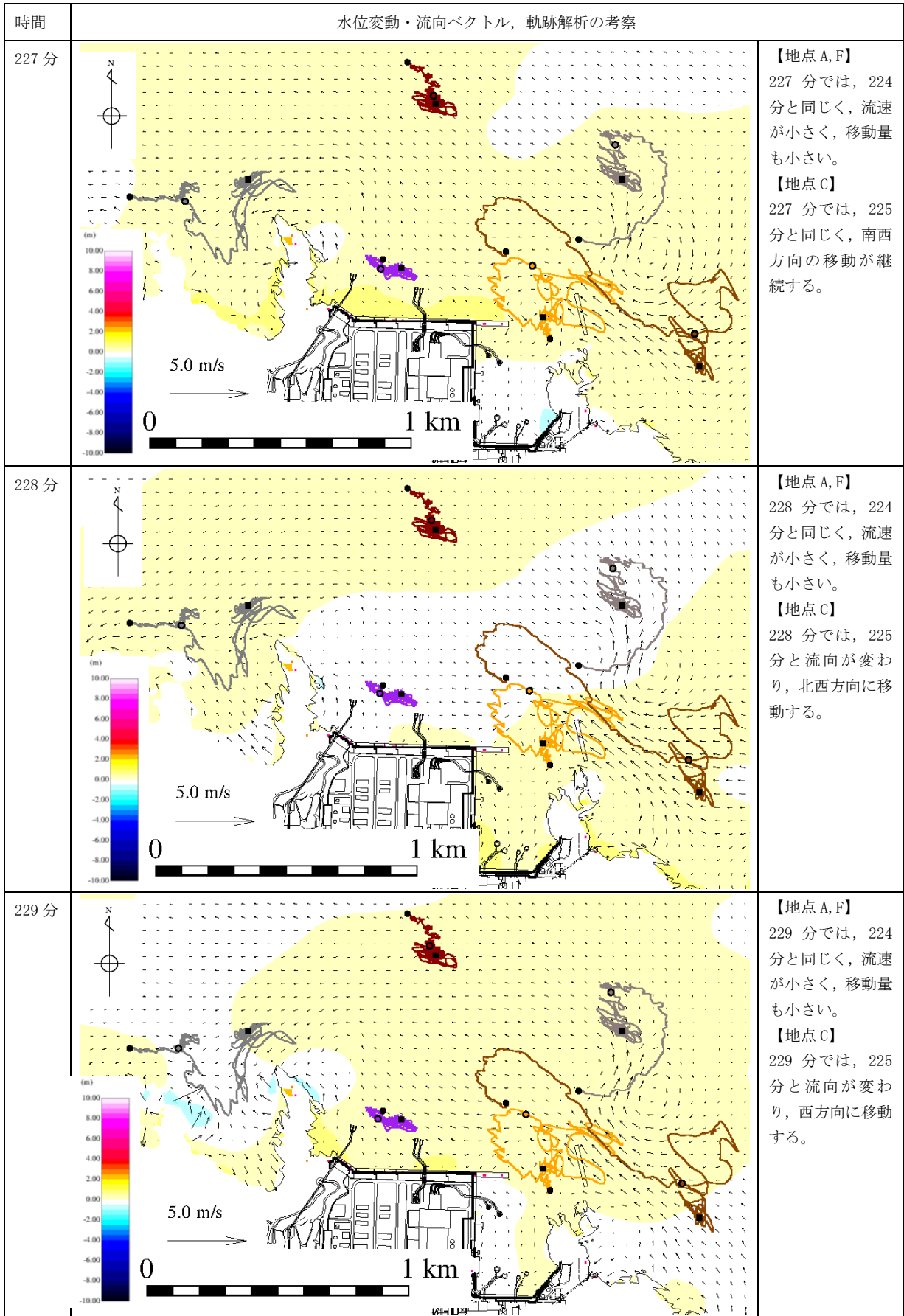
第4-17図 水位変動・流向ベクトル, 軌跡解析の評価結果 (基準津波1)



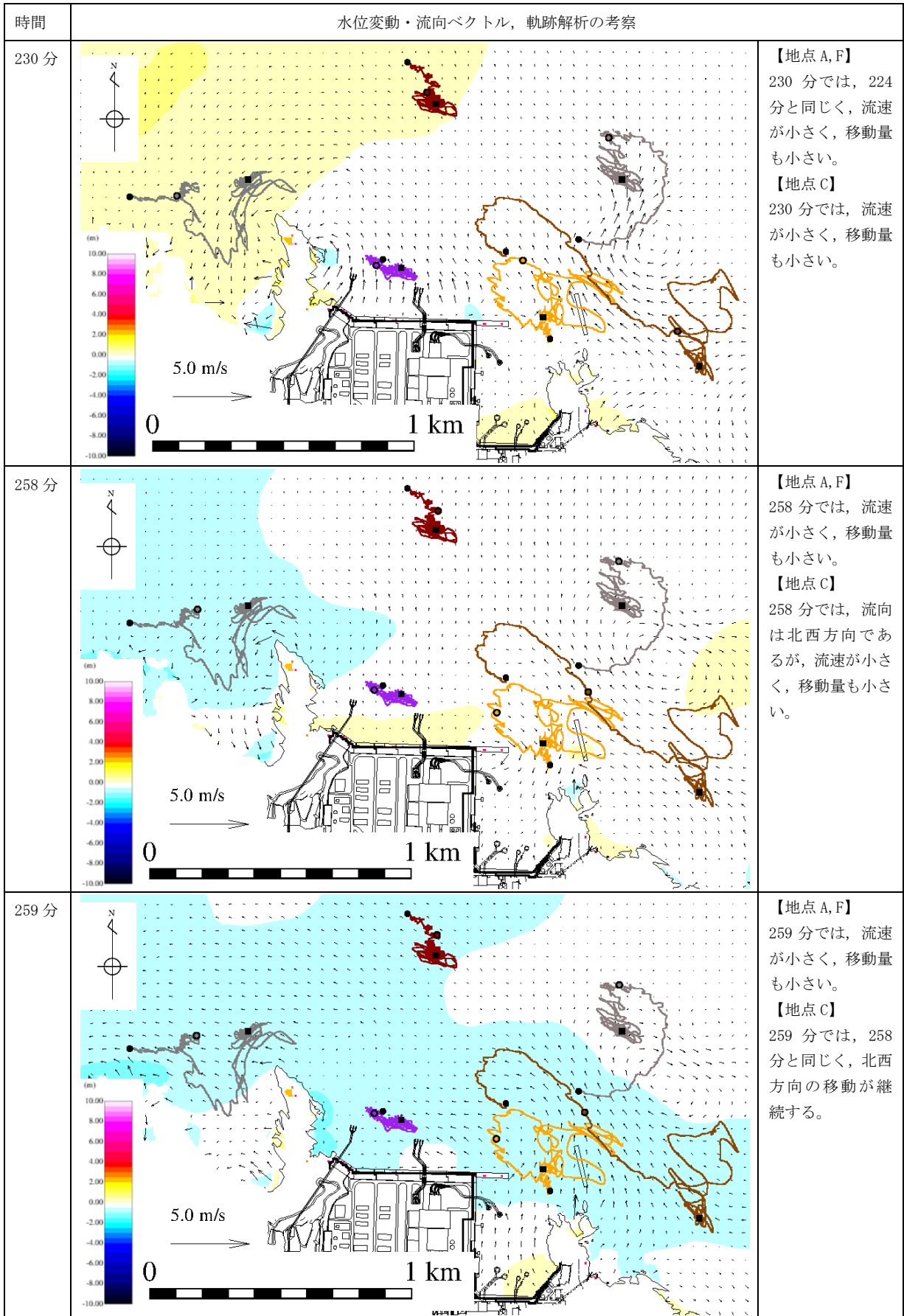
第 4-18 図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波 1）



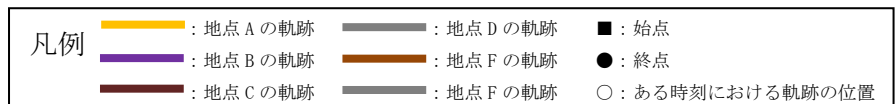
第4-19図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波1）



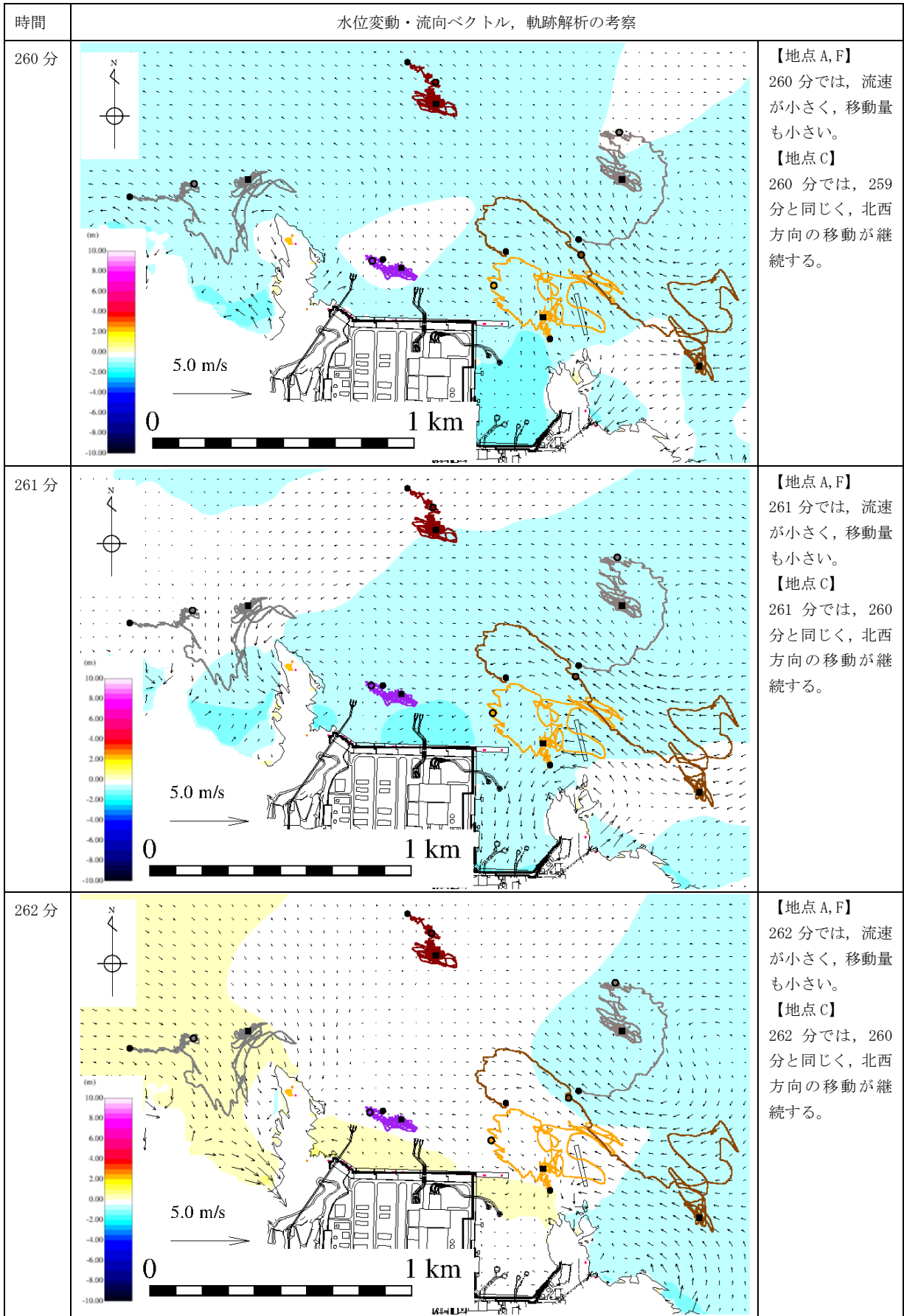
第 4-20 図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波 1）



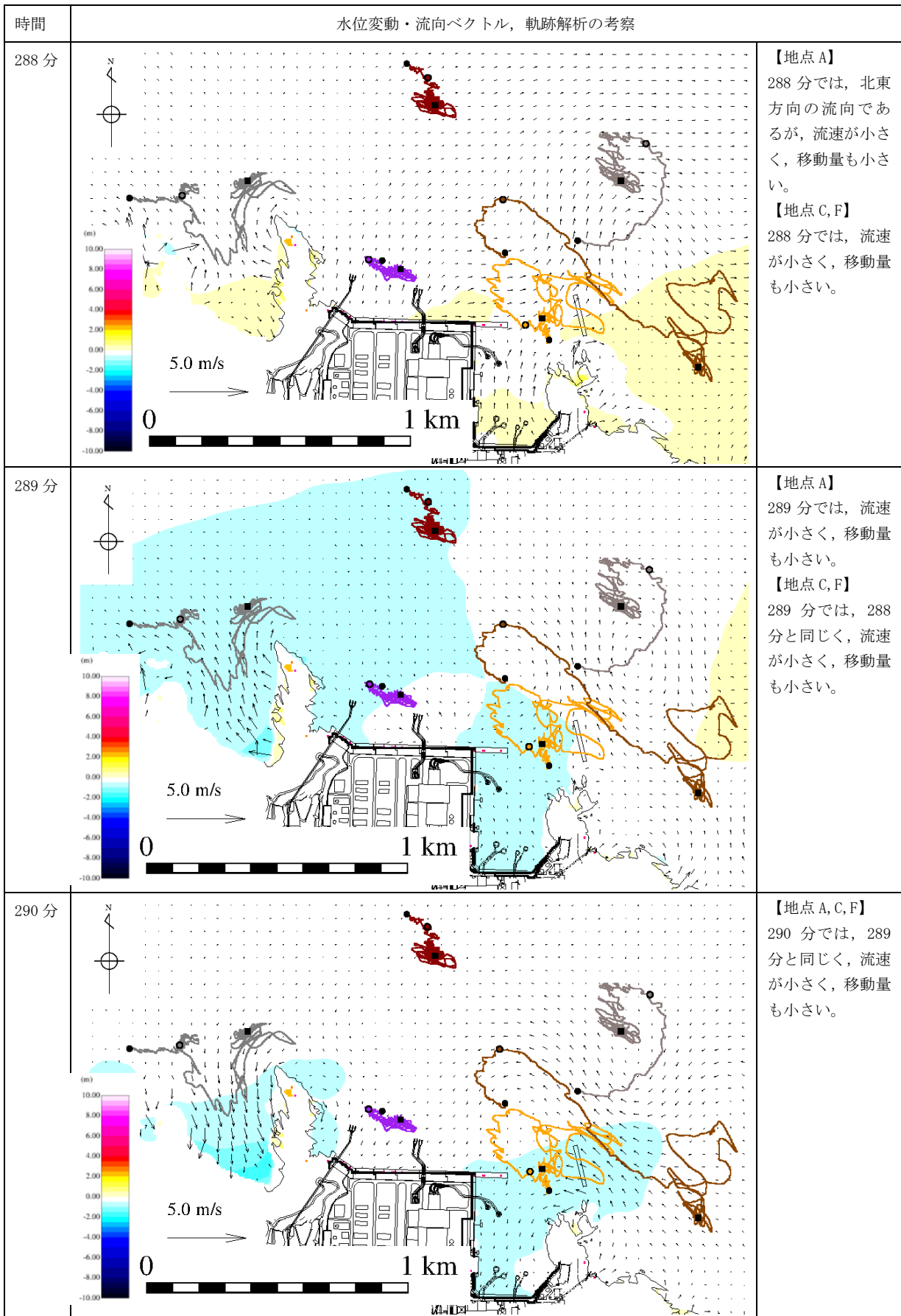
※231 分から 257 分まで同様な傾向であり省略する。



第 4-21 図 水位変動・流向ベクトル, 軌跡解析の評価結果 (基準津波 1)



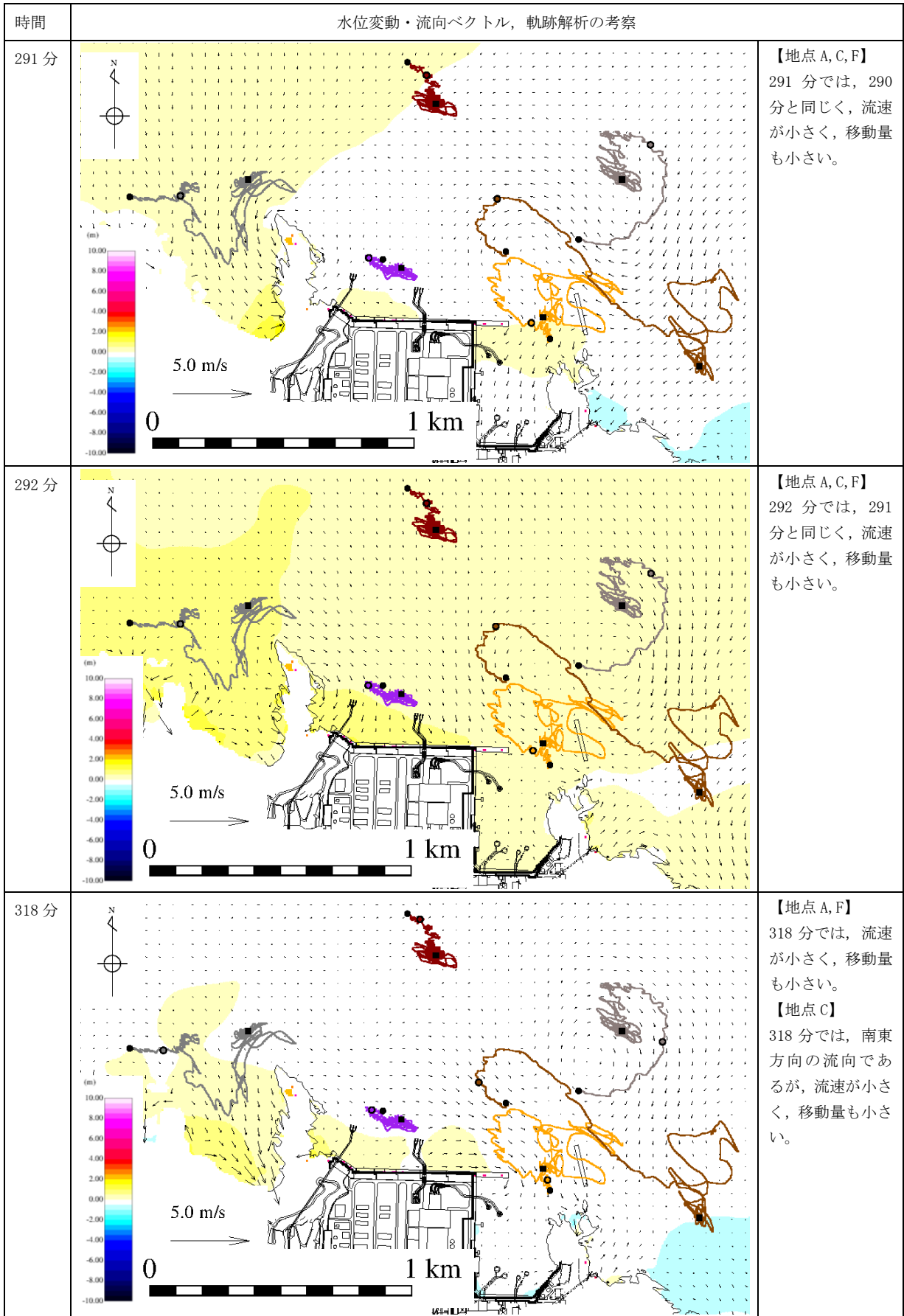
第 4-22 図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波 1）



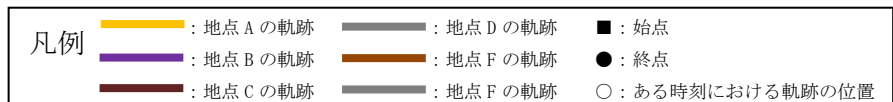
※263 分から 287 分まで同様な傾向であり省略する。



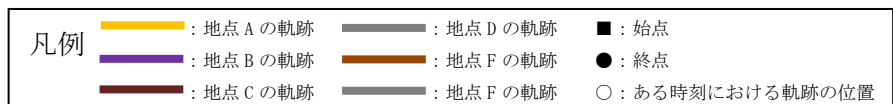
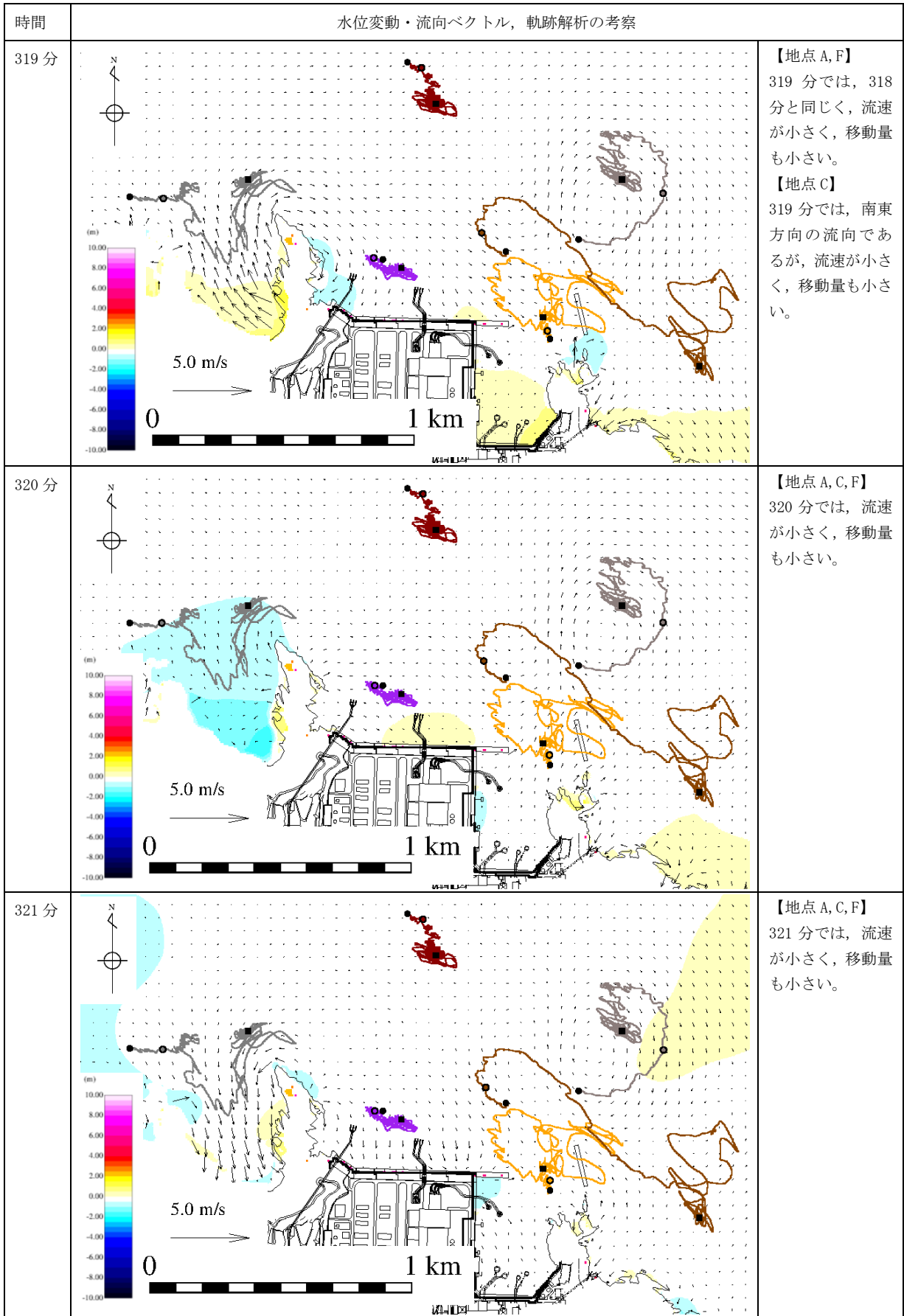
第 4-23 図 水位変動・流向ベクトル, 軌跡解析の評価結果 (基準津波 1)



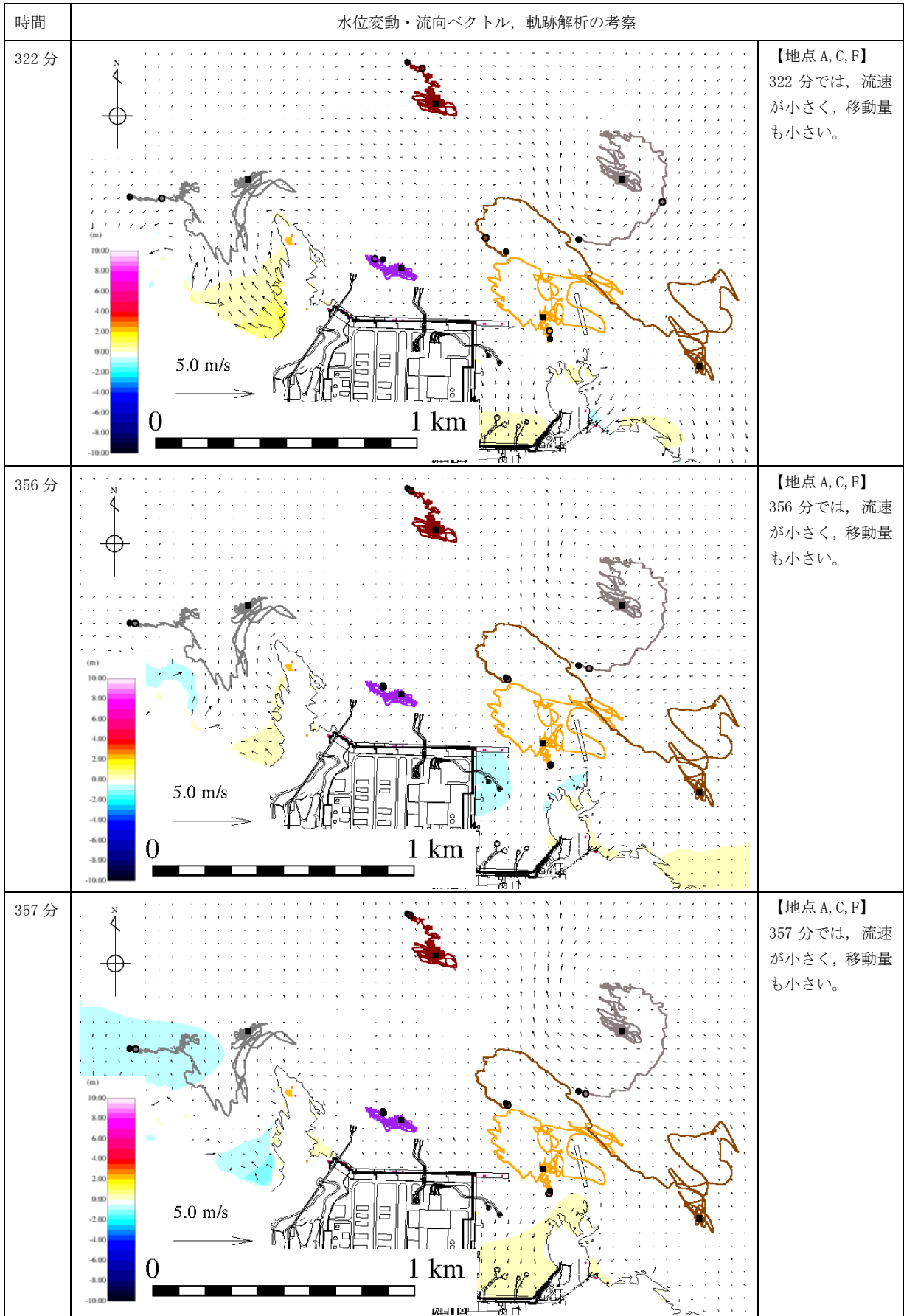
※293 分から 317 分まで同様な傾向であり省略する。



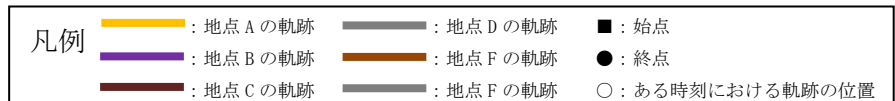
第 4-24 図 水位変動・流向ベクトル, 軌跡解析の評価結果 (基準津波 1)



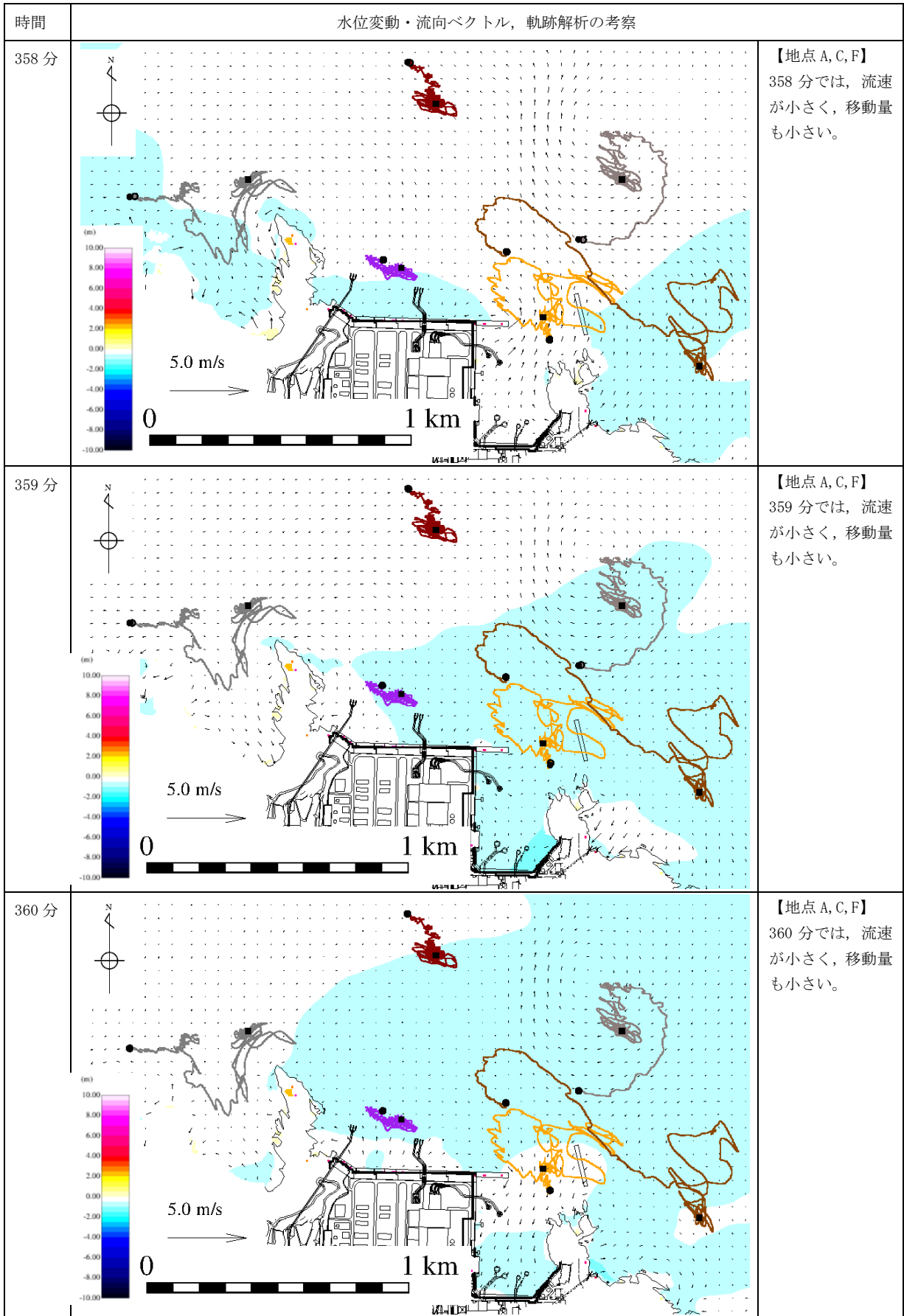
第 4-25 図 水位変動・流向ベクトル, 軌跡解析の評価結果 (基準津波 1)



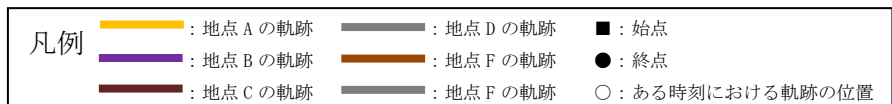
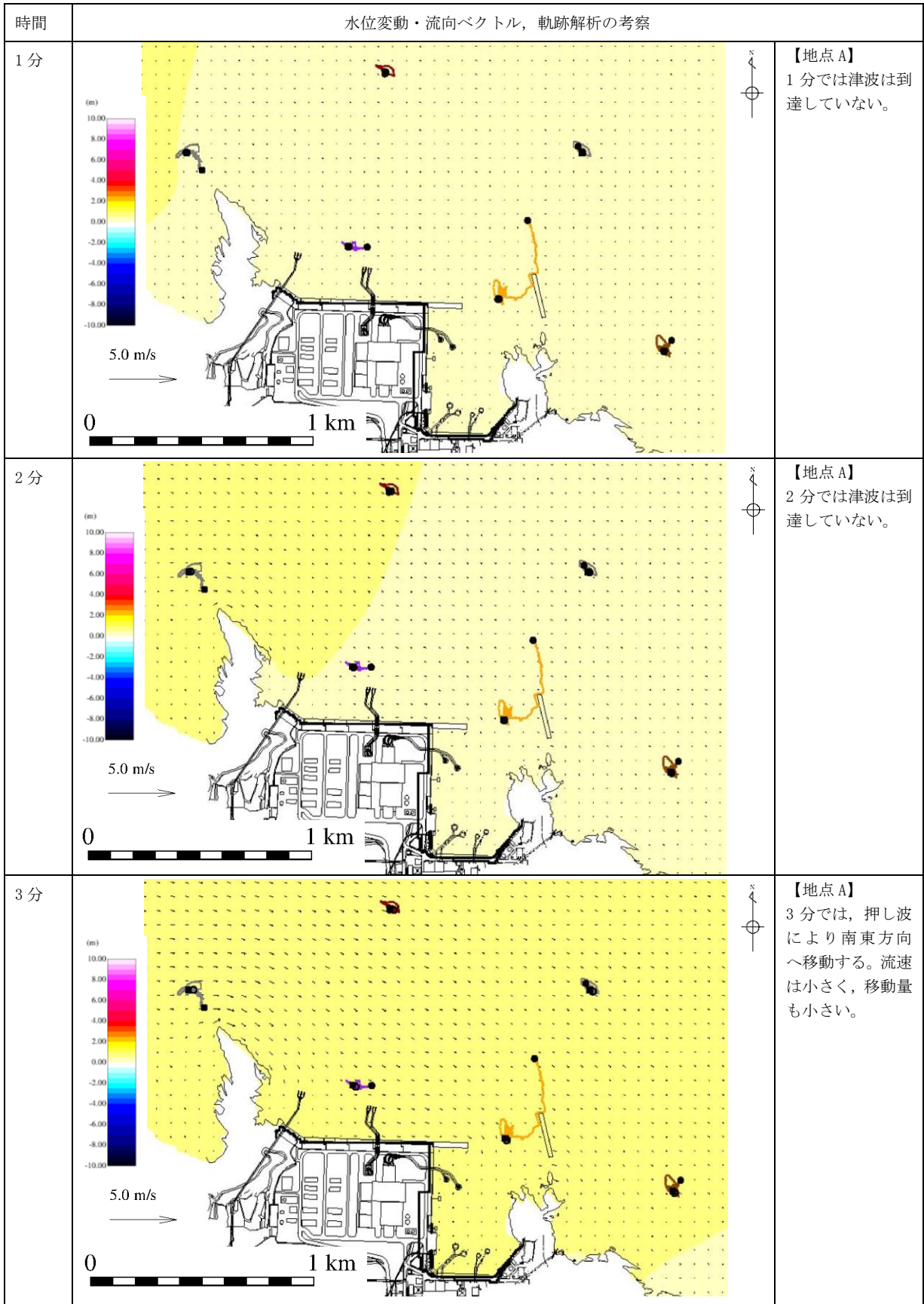
※323 分から 355 分まで同様な傾向であり省略する。



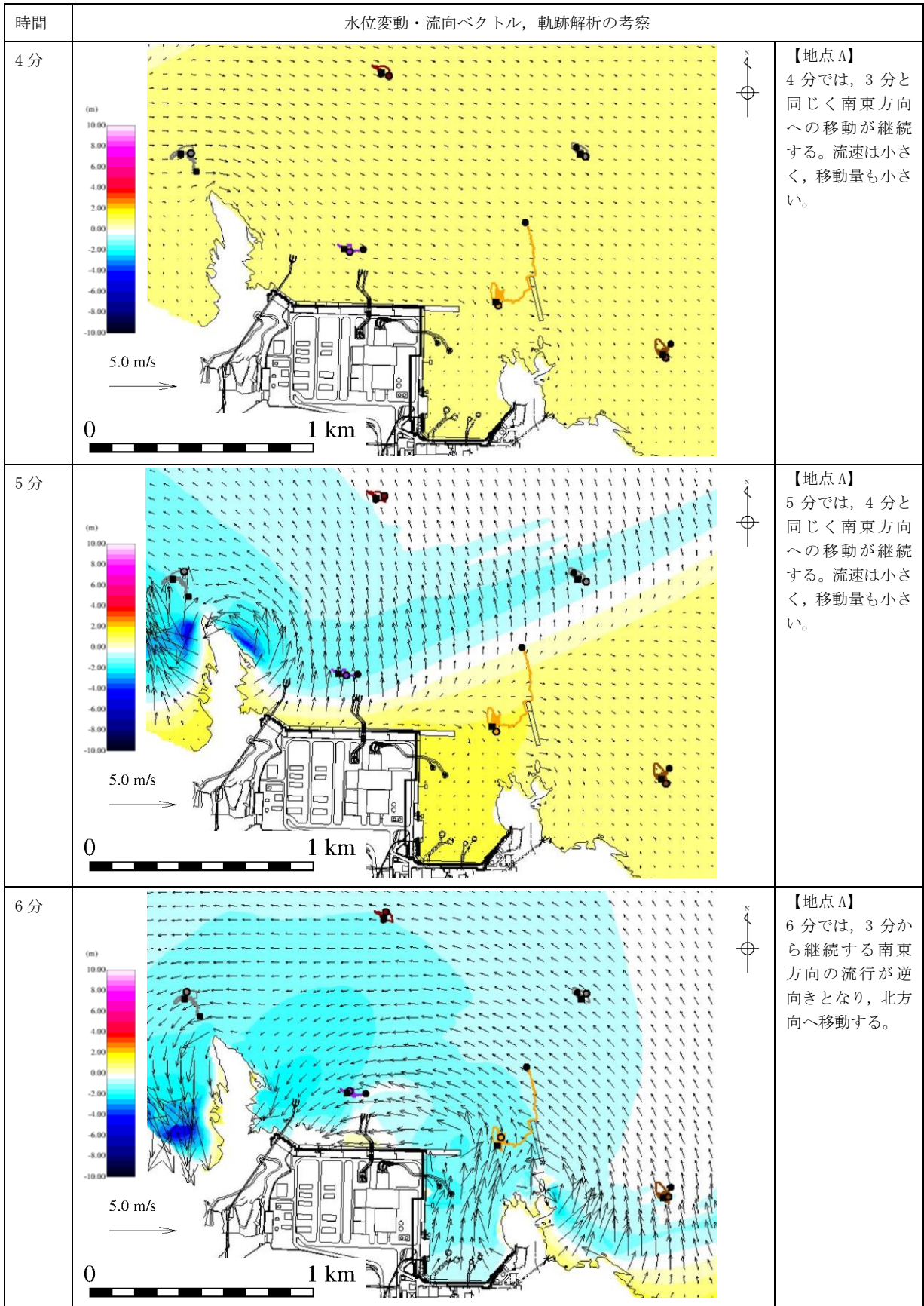
第 4-26 図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波 1）



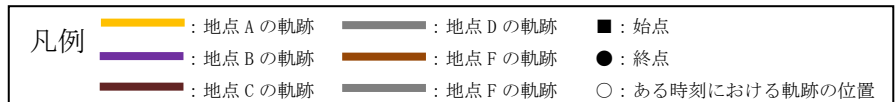
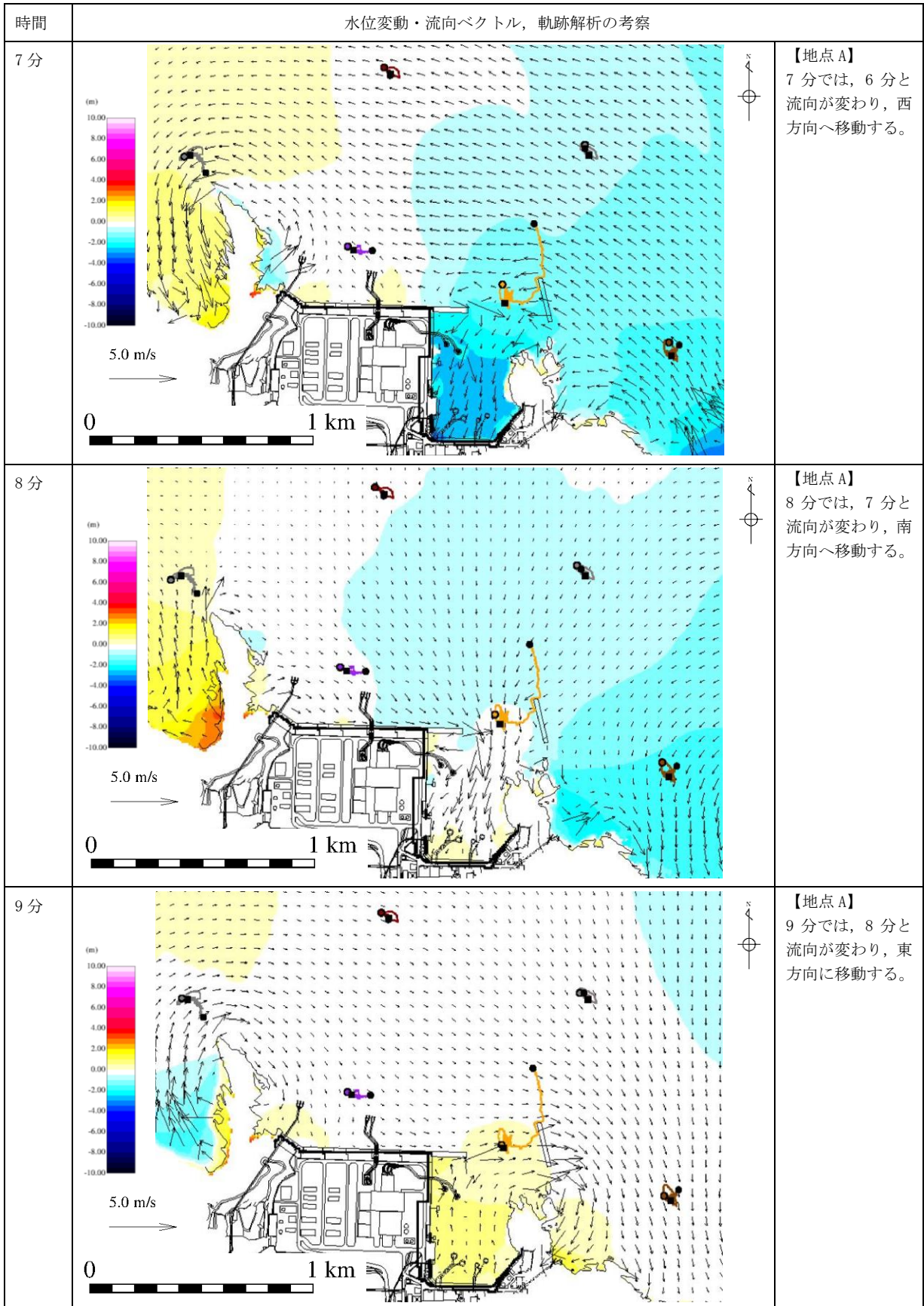
第 4-27 図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波 1）



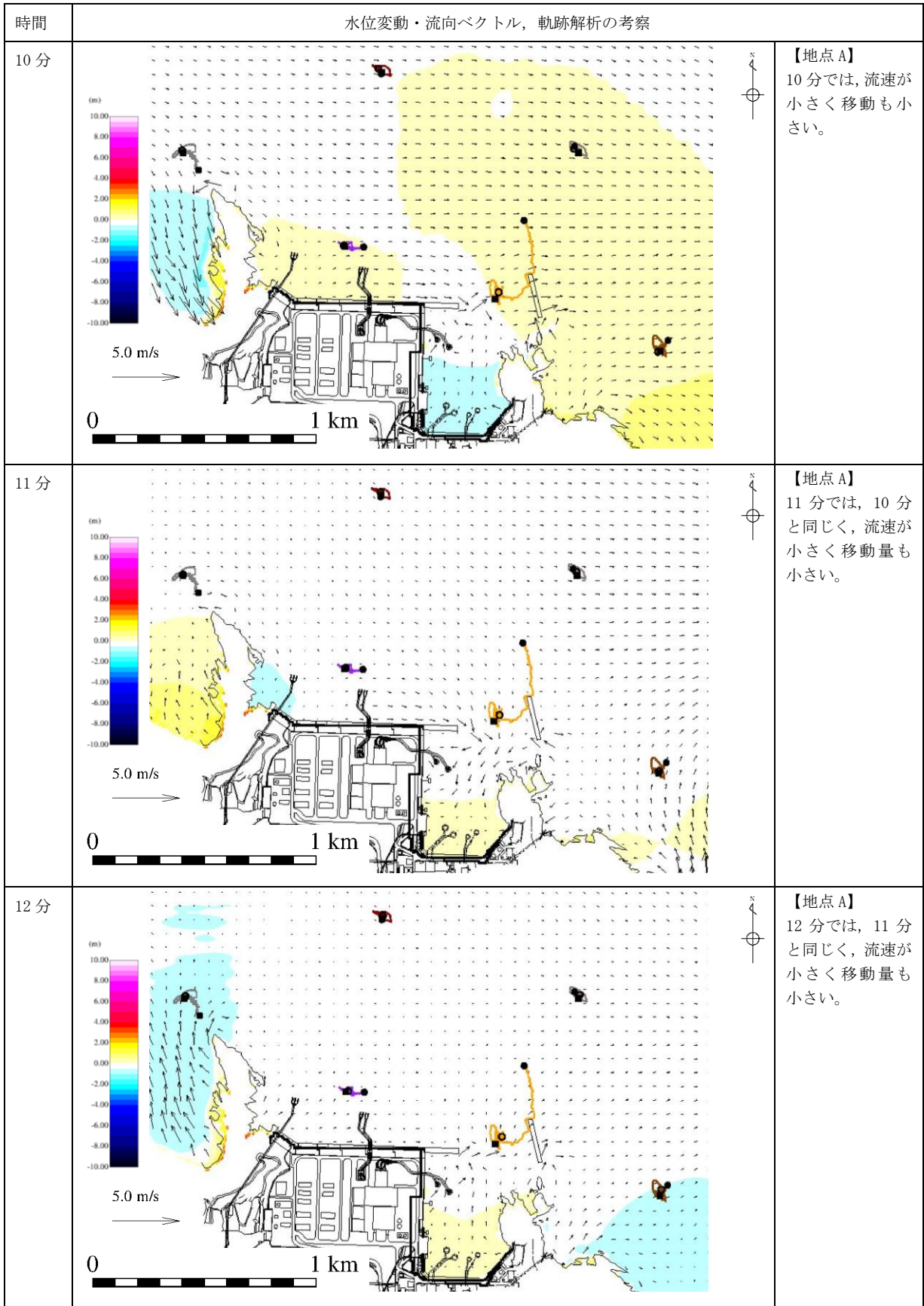
第5-1図 水位変動・流向ベクトル, 軌跡解析の評価結果 (基準津波4)



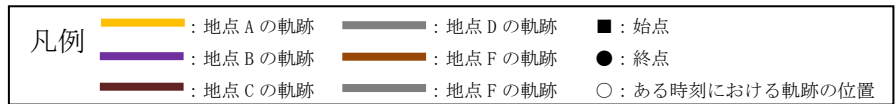
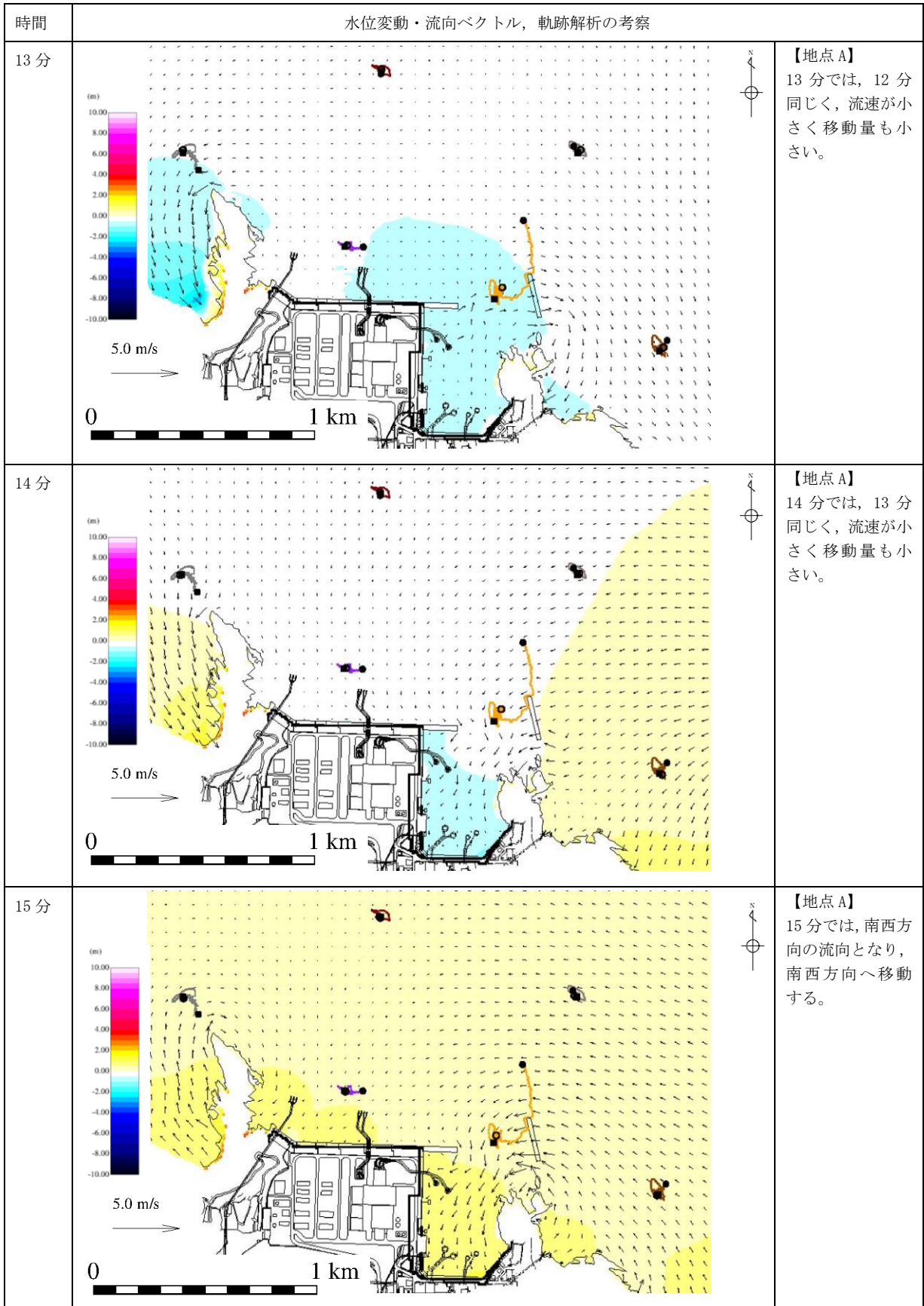
第5-2図 水位変動・流向ベクトル, 軌跡解析の評価結果 (基準津波4)



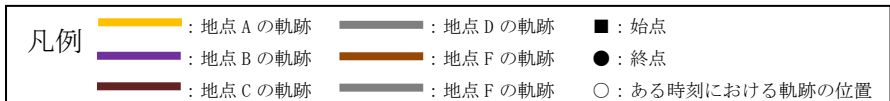
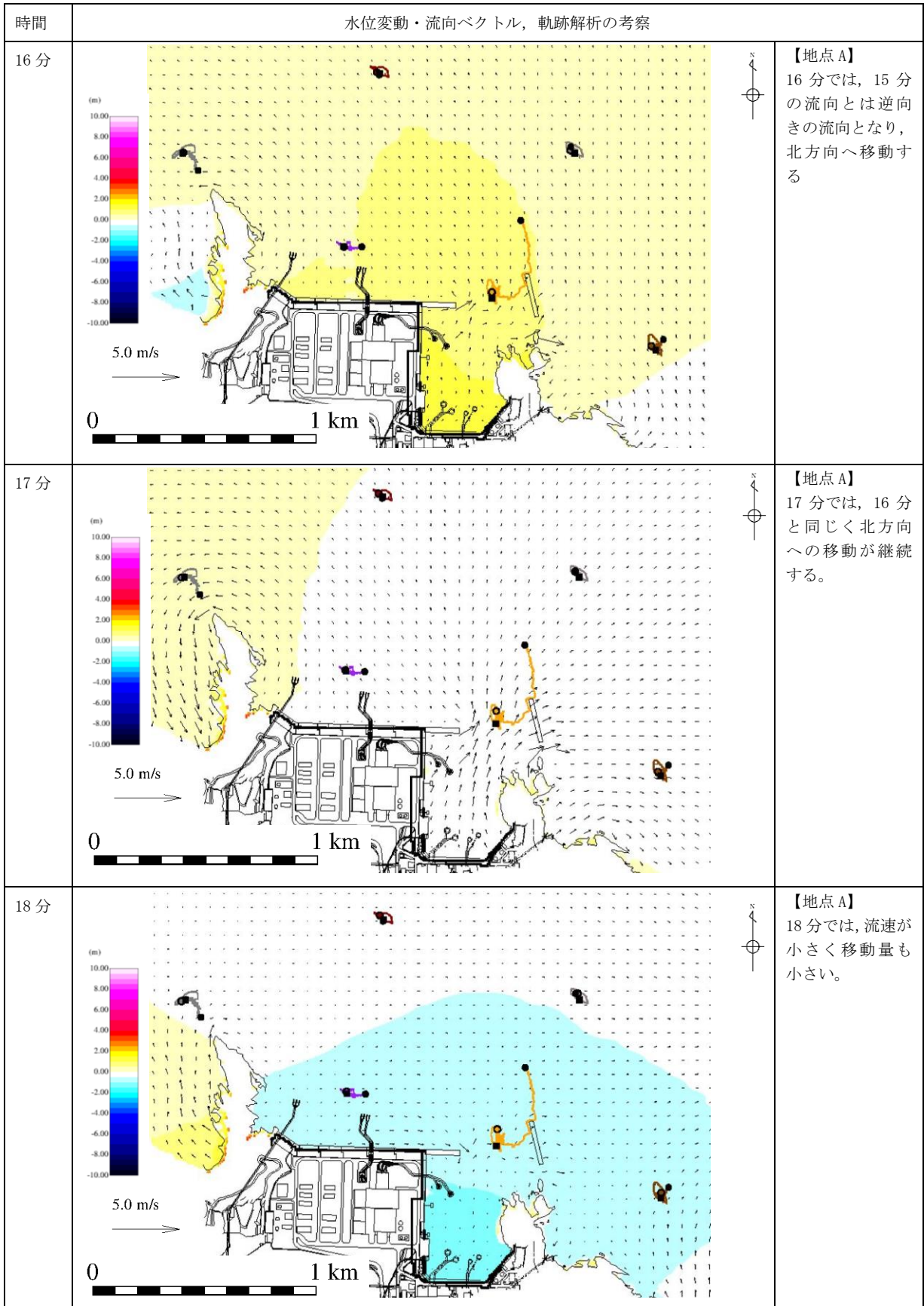
第5-3図 水位変動・流向ベクトル, 軌跡解析の評価結果 (基準津波4)



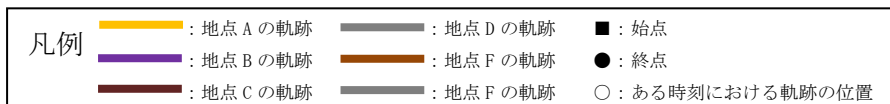
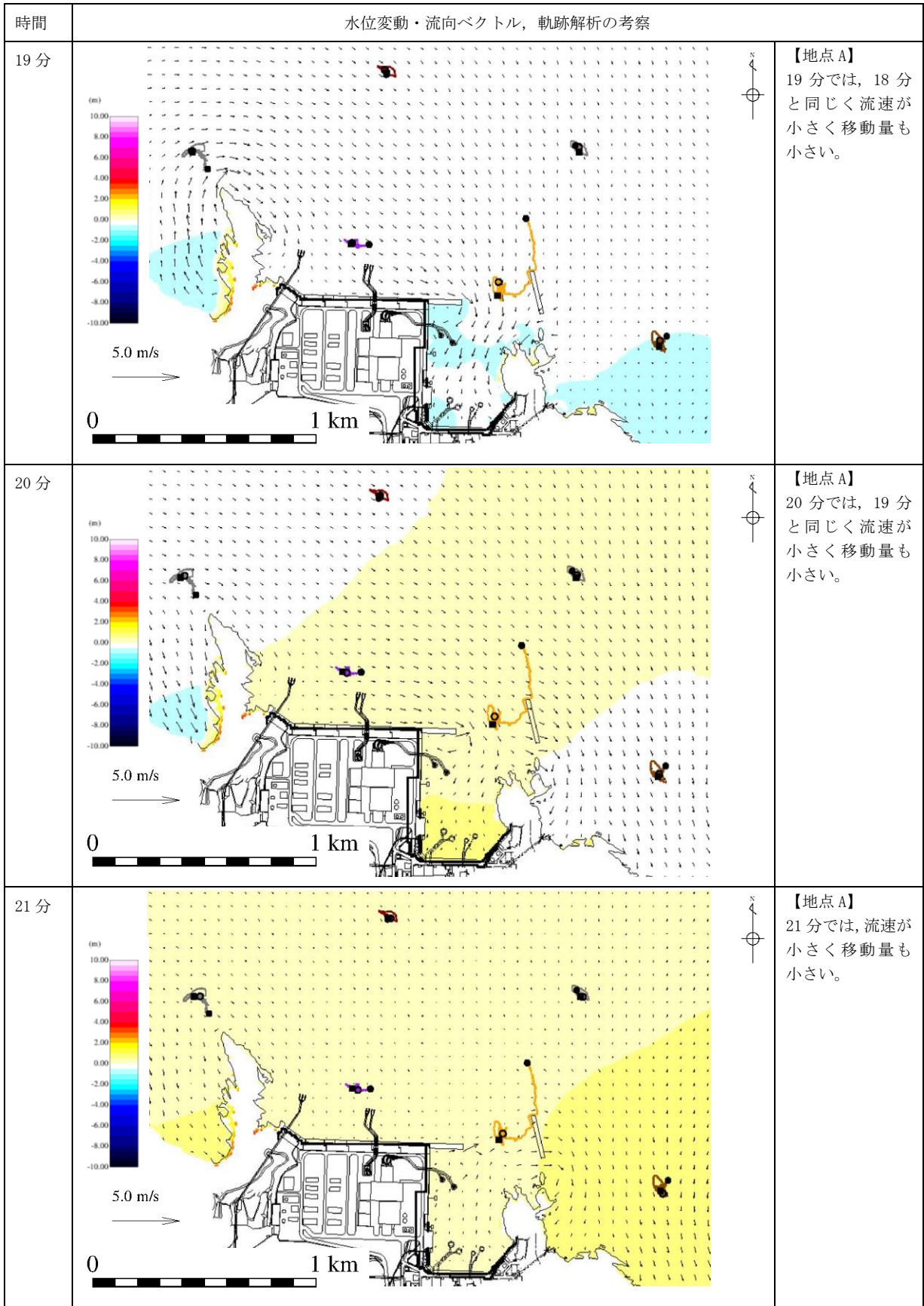
第5-4図 水位変動・流向ベクトル, 軌跡解析の評価結果 (基準津波4)



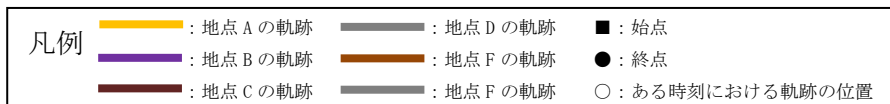
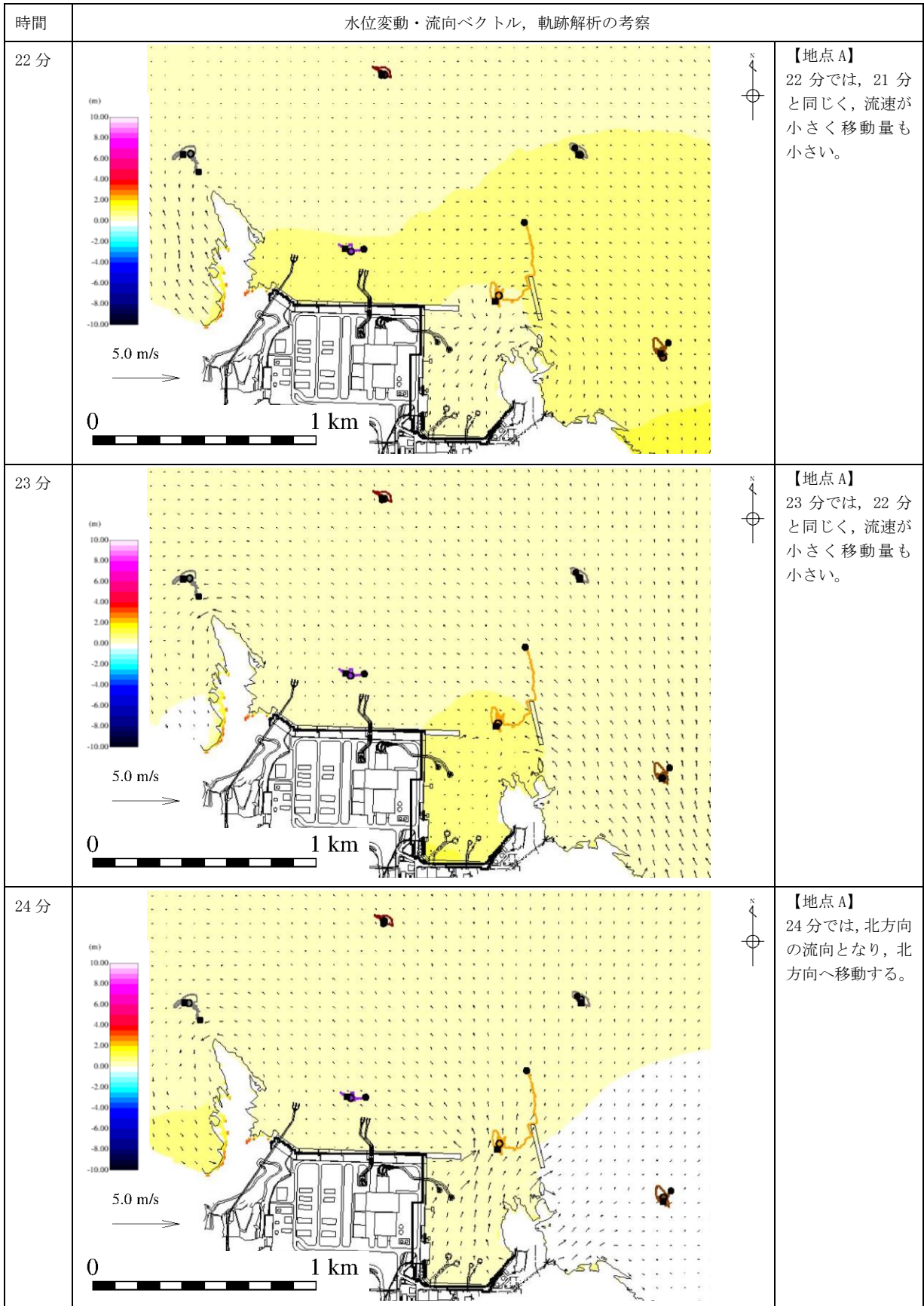
第5-5図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波4）



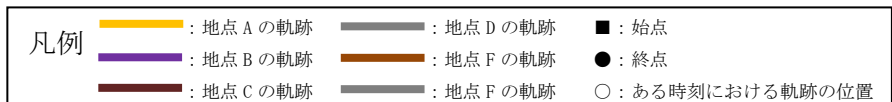
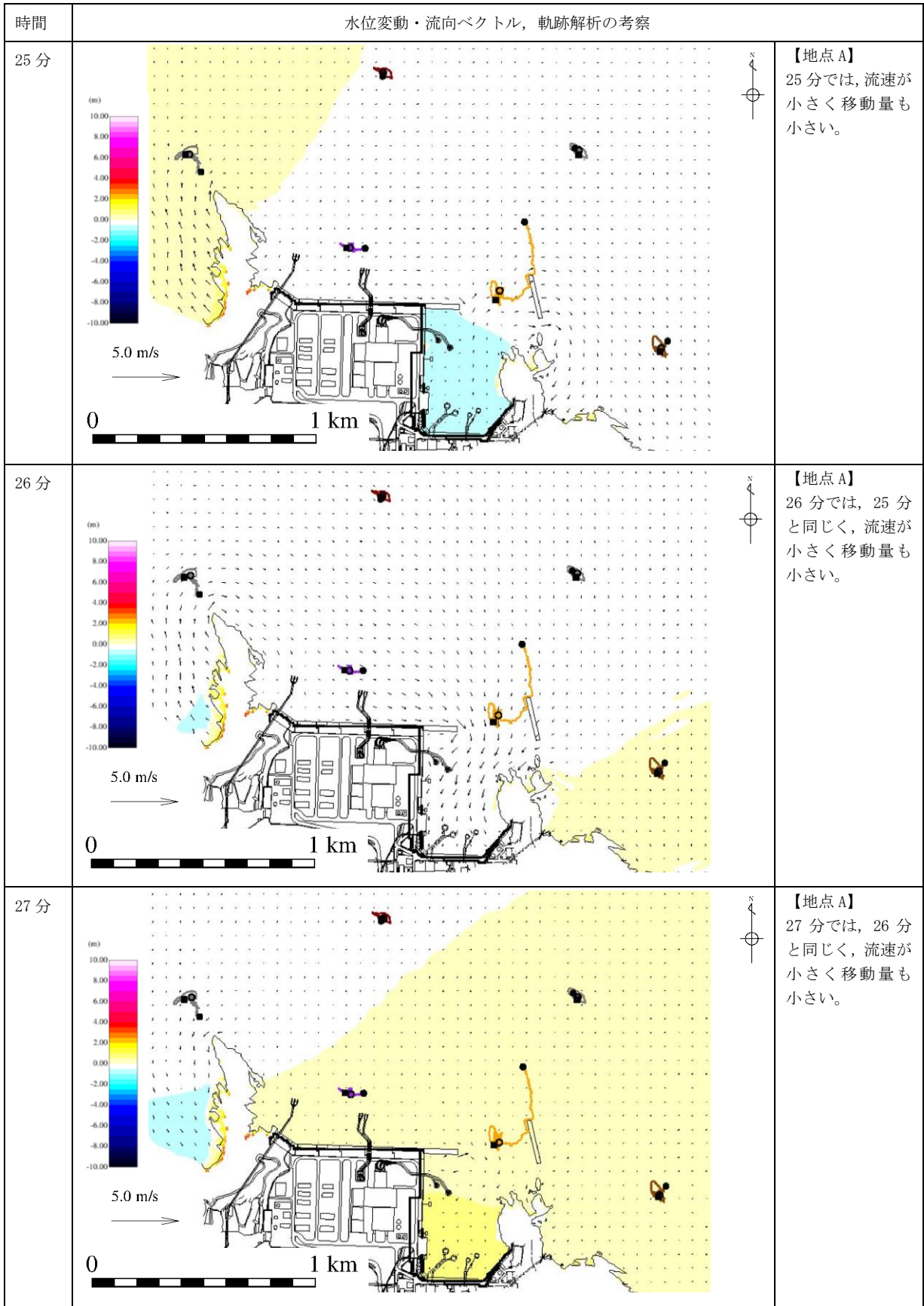
第5-6図 水位変動・流向ベクトル, 軌跡解析の評価結果 (基準津波4)



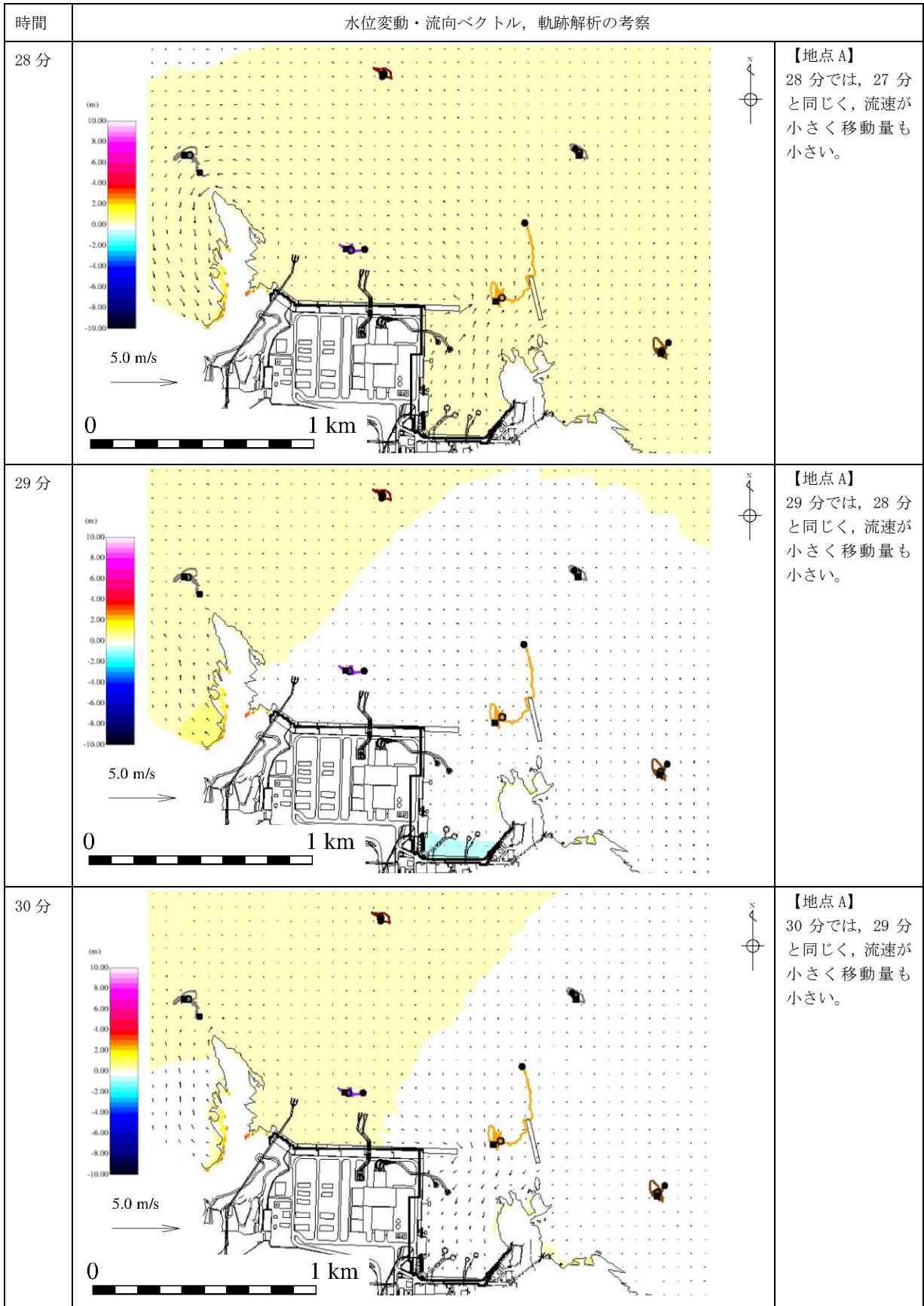
第5-7図 水位変動・流向ベクトル, 軌跡解析の評価結果 (基準津波4)



第5-8図 水位変動・流向ベクトル, 軌跡解析の評価結果 (基準津波4)



第5-9図 水位変動・流向ベクトル, 軌跡解析の評価結果 (基準津波4)



第5-10図 水位変動・流向ベクトル，軌跡解析の評価結果（基準津波4）

1号炉放水連絡通路の閉塞について

1. はじめに

1号炉放水連絡通路（内空幅 2.5m×高さ 2.75m）については、基準津波による遡上波を敷地に到達又は流入させないために、坑口部に津波防護施設として1号放水連絡通路防波扉（図1）を設置することとしていたが、連絡通路を閉塞することとする。

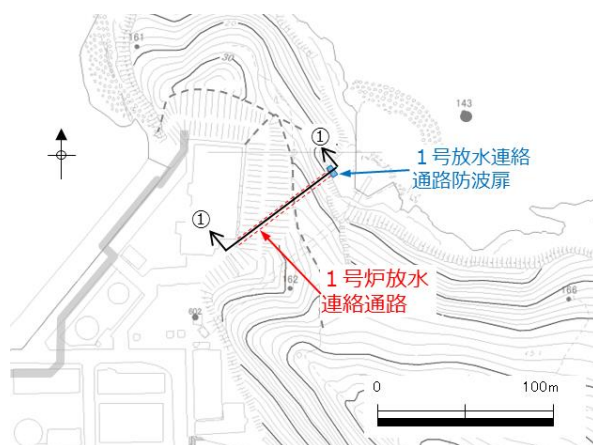


図1 1号炉放水連絡通路の位置図

2. 閉塞の概要について

1号炉放水連絡通路については、コンクリート等により充填することで閉塞する。1号炉放水連絡通路の閉塞イメージを図2に示す。

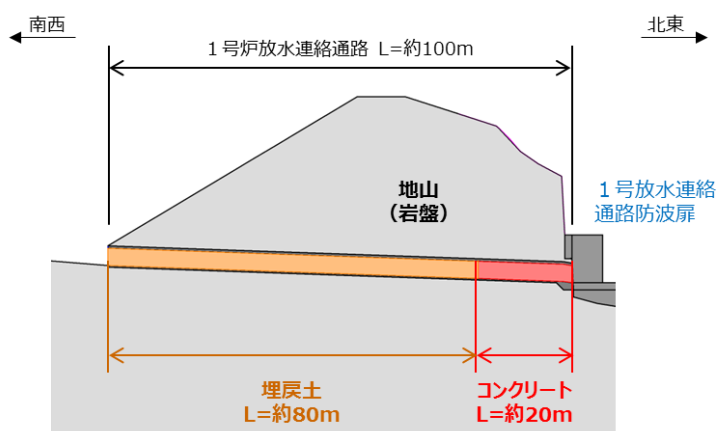


図2 1号炉放水連絡通路の閉塞イメージ

総トン数 10 トン以上のイカ釣り漁漁船の操業禁止区域について

1. はじめに

漂流物調査結果より，島根原子力発電所の施設護岸から 500m 付近の海域においてイカ釣り漁業が営まれており，総トン数 10 トン未満の漁船が操業することを確認している。また，沖合においてもイカ釣り漁業が営まれており，総トン数 10 トン以上の漁船が操業することを確認している。

総トン数 10 トン以上のイカ釣り漁漁船は，島根県漁業調整規則に基づき，操業禁止区域が設定されていることから，ここでは，その内容を以下に示す。

2. 島根県漁業調整規則について

都道府県漁業調整規則は，漁業法及び水産資源保護法に基づき，水産資源の保護培養，漁業の取締りその他漁業調整等のため，農林水産大臣の認可を受けて，各都道府県知事が定める規則である。

島根県漁業調整規則では，第 14 条において，島根県知事が漁業に関し，制限又は条件を付けることができることが定められている。

この条文に基づき，島根県知事は，総トン数 10 トン以上の漁船によるイカ釣り漁業の操業禁止区域を設定しており，島根県では最大高潮時海岸線から 10 海里（約 18km）内における操業が禁止されている。

以上より，総トン数 10 トン以上の漁船が施設護岸から 500m 付近において操業することはない。

島根県漁業調整規則抜粋

（許可等の制限又は条件）

第 14 条 知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、漁業の許可又は起業の認可をするに当たり、当該許可又は起業の認可に制限又は条件を付けることがある。

島根原子力発電所の周辺海域で操業する漁船について

1. はじめに

津波防護施設の設計においては、漂流物の衝突荷重を適切に設定するため、津波防護施設に考慮する対象漂流物を適切に選定する必要がある。ここでは、島根原子力発電所の周辺海域の漁業権の区分等及び漂流物調査における操業状況を踏まえ、対象漂流物を設定する。

2. 漁業の種類

漁業については、表1に示すとおり、3つの種類がある。島根原子力発電所周辺においても、それぞれの種類に応じた漁業が営まれており、以降にそれぞれの種類毎の操業状況等を示す。

表1 漁業の種類とその説明

許可漁業		<p>漁業法，水産資源保護法，農林省令，都道府県規則などにより，農林水産省大臣または都道府県知事が許可しなければ営むことができない漁業。大臣許可漁業と知事許可漁業に大別される。</p> <p>なお，島根原子力発電所周辺では，大臣許可漁業である「沖合底びき網漁」，知事許可漁業である「小型機船底びき網漁」及び「イカ釣り漁」が営まれている。</p>
漁業権漁業 (免許漁業)	(1) 区画漁業	<p>漁業権に基づく漁業であり，「漁業権」とは，一定の期間，一定の水面において，排他的に，特定の漁業を営む権利のこと。漁業権は，都道府県知事の免許によって設定される。区画漁業，定置網漁業，共同漁業に分類される。</p> <p>なお，島根原子力発電所周辺における共同漁業では，第1種共同漁業（あわび，とこぶし，いわのり，うに等の採取漁業），第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業，ばいかごづけ漁業等）が営まれている。</p>
	(2) 定置漁業	
	(3) 共同漁業	
自由漁業		<p>免許や許可を要しない漁業であって，水産資源の保護培養上，漁業の調整上とくに問題とならない一部の一本釣り漁業，延縄（はえなわ）漁業などの漁業。</p>

3. 許可漁業

島根原子力発電所周辺では、大臣許可漁業である「沖合底びき網漁」、知事許可漁業である「小型機船底引き網漁」及び「イカ釣り漁」が営まれている。

これらは、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び島根県漁業調整規則に基づき操業区域及び使用する漁船の総トン数に制限が課せられている。それぞれの許可漁業の詳細を表2に示す。

表2 島根原子力発電所周辺で営まれる許可漁業

許可漁業	操業制限等	操業状況		
		漁港	総トン数	操業区域
沖合底びき網漁	・総トン数 15 トン以上 ・海岸から 5 海里（約 9km）以内における操業禁止	恵曇漁港	15 トン	図 1
小型機船底びき網漁	・総トン数 15 トン未満 ・海岸から 5 海里（約 9km）以内における操業禁止	恵曇漁港	15 トン未満	
イカ釣り漁	・総トン数 10 トン以上の漁船は海岸から 10 海里（約 18.5km）以内における操業禁止 ・制限される操業区域（以下、操業制限区域という）を図 2 - 1 に示す。	片句漁港	5 トン未満	図 2 - 2
			8 トン未満	
		恵曇漁港	10 トン未満	
ずわいがに漁	・総トン数 10 トン以上	恵曇漁港	15 トン	—
すくい網漁	・総トン数 10 トン未満	片句漁港	10 トン未満	—

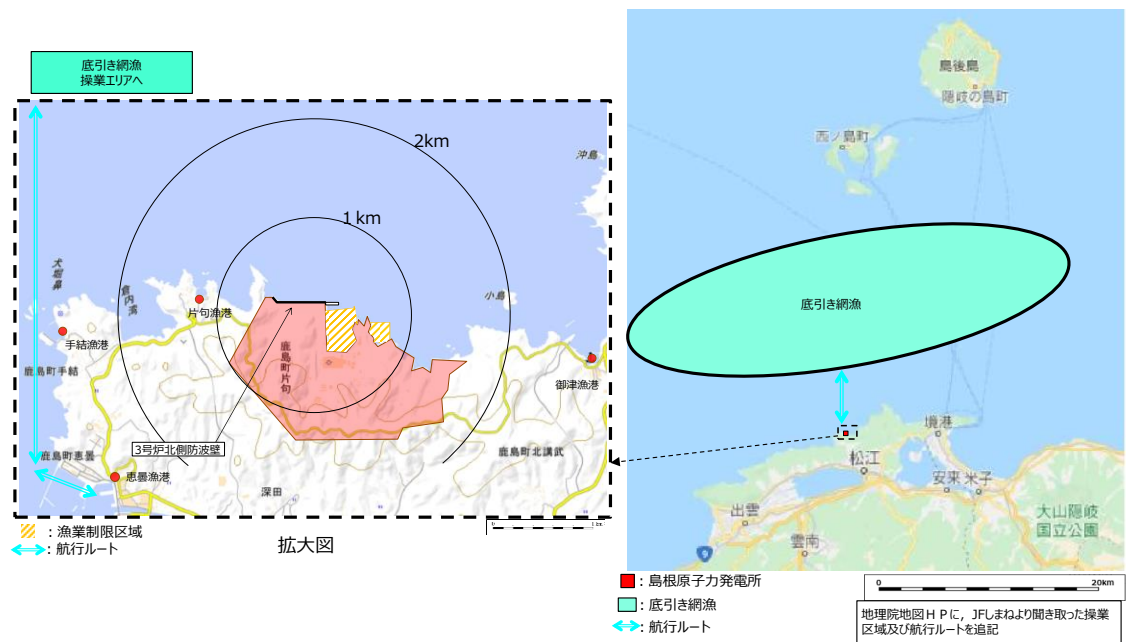


図1 沖合底引き網漁と小型機船底引き網漁の操業区域
(漂流物調査における操業状況)

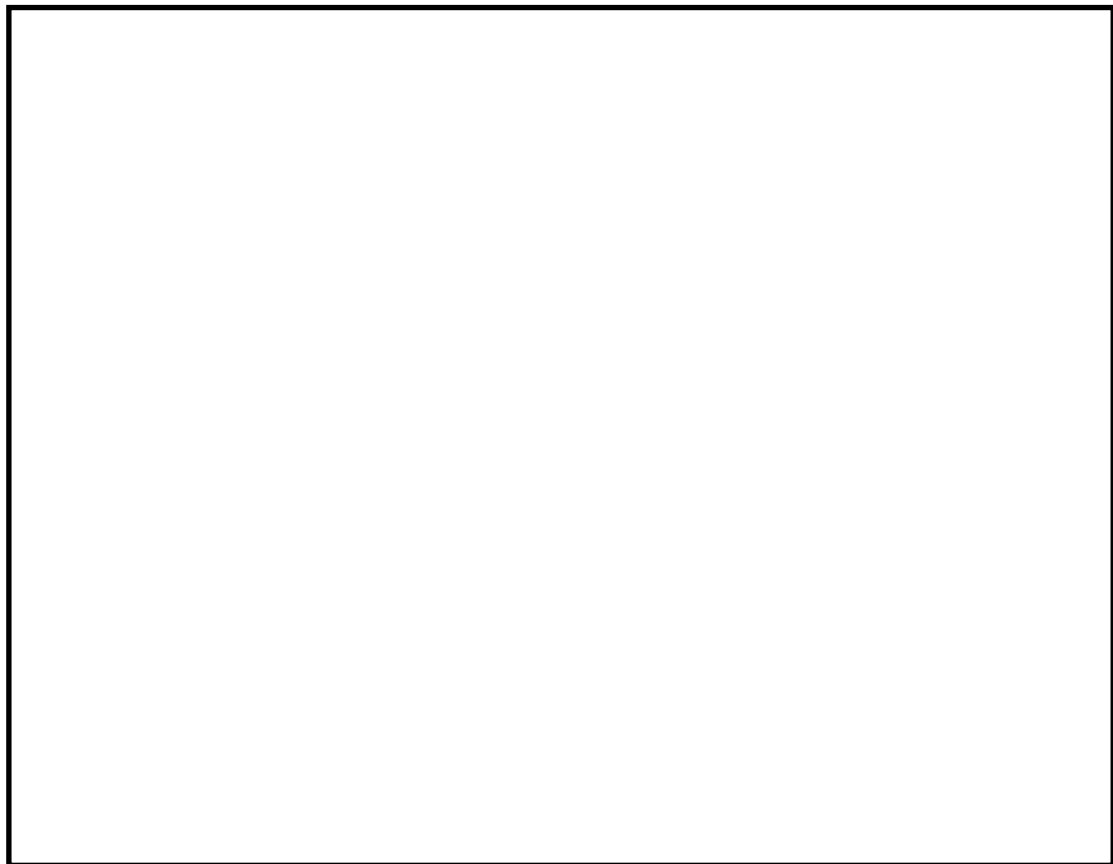
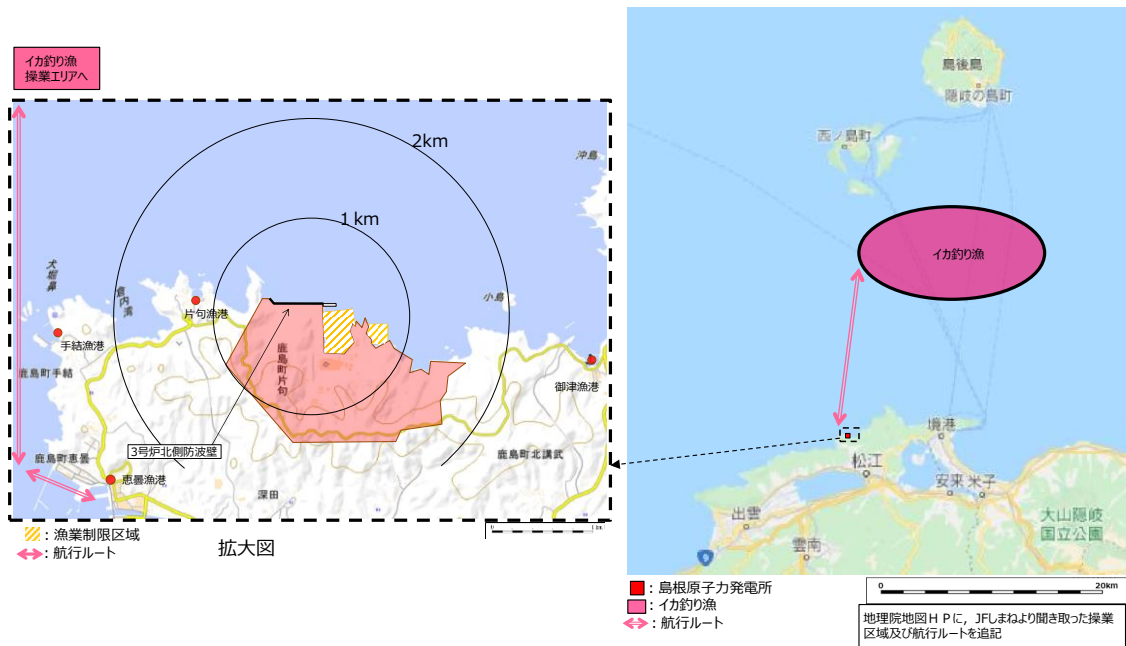
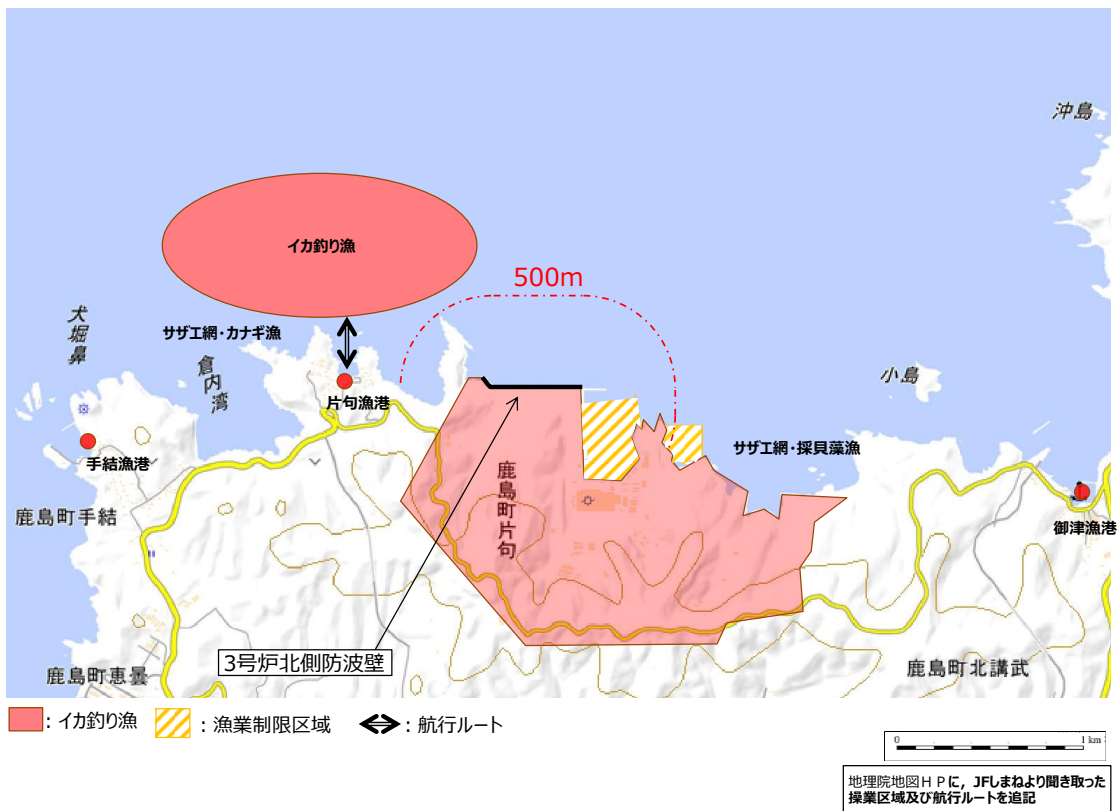


図2-1 イカ釣り漁の操業制限区域

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



イカ釣り漁（総トン数 10 トン以上）



イカ釣り漁（総トン数 10 トン未満）
 図 2-2 イカ釣り漁の操業区域（漂流物調査における操業状況）

4. 漁業権漁業（免許漁業）

都道府県知事の免許によって設定された漁業権に基づき，島根原子力発電所周辺においては，区画漁業，定置漁業，共同漁業が営まれている。周辺漁港への聞取りにより調査した免許漁業の操業状況を表3に，操業区域を図3に示す。

（1）区画漁業

一定の区域において養殖業を営む権利であり，島根原子力発電所周辺ではわかめ養殖が営まれている。免許存続期間は5年である。

（2）定置漁業

漁具を定置して営む漁業で身網の設置水深が27m以上（以深）のものを営む権利であり，島根原子力発電所周辺では，定置網漁が営まれている。免許存続期間は5年（一部10年）である。

（3）共同漁業

一定の水面を地元漁民が共同に利用して漁業を営む権利であり，漁業権を管理する地元漁協にのみ免許される。島根原子力発電所周辺では，第1種共同漁業（あわび，とこぶし，いわのり，うに等の採取漁業），第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業，ばいかごづけ漁業等）が営まれている。免許存続期間は10年である。

表3 島根原子力発電所周辺で営まれる漁業権漁業

漁業権漁業		操業制限等	操業状況		
			漁港	総トン数	操業区域
区画漁業	わかめ養殖	<ul style="list-style-type: none"> 定められた区画に対し，特定の漁業を営む漁業権が設定 漁業権設定区域を図3-1に示す 	片句漁港	1トン未満	図3-2 図3-3
定置漁業	定置網漁		恵曇漁港	19トン 10トン	
			御津漁港	12トン未満	
共同漁業	サザエ網・カナギ漁		片句漁港	1トン未満	
	サザエ網・採貝藻漁		御津漁港	1トン未満 2トン未満	
				かご漁・ぶりはまち固定式さし網漁	



図3-1 漁業権漁業の漁業権設定区域
(島根県知事の免許によって設定された漁業権に基づく区域)



図3-2 ぶりはまち固定式さし網漁業の漁業権設定区域
(島根県知事の免許によって設定された漁業権に基づく区域)

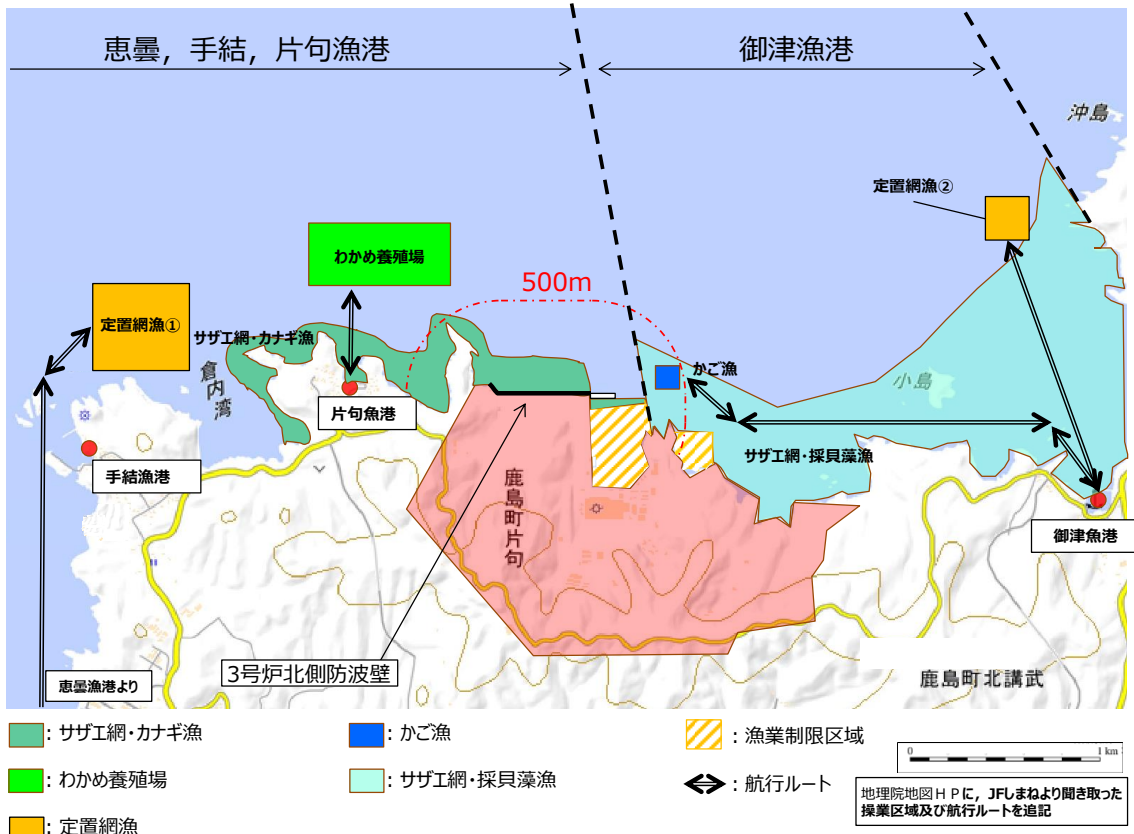


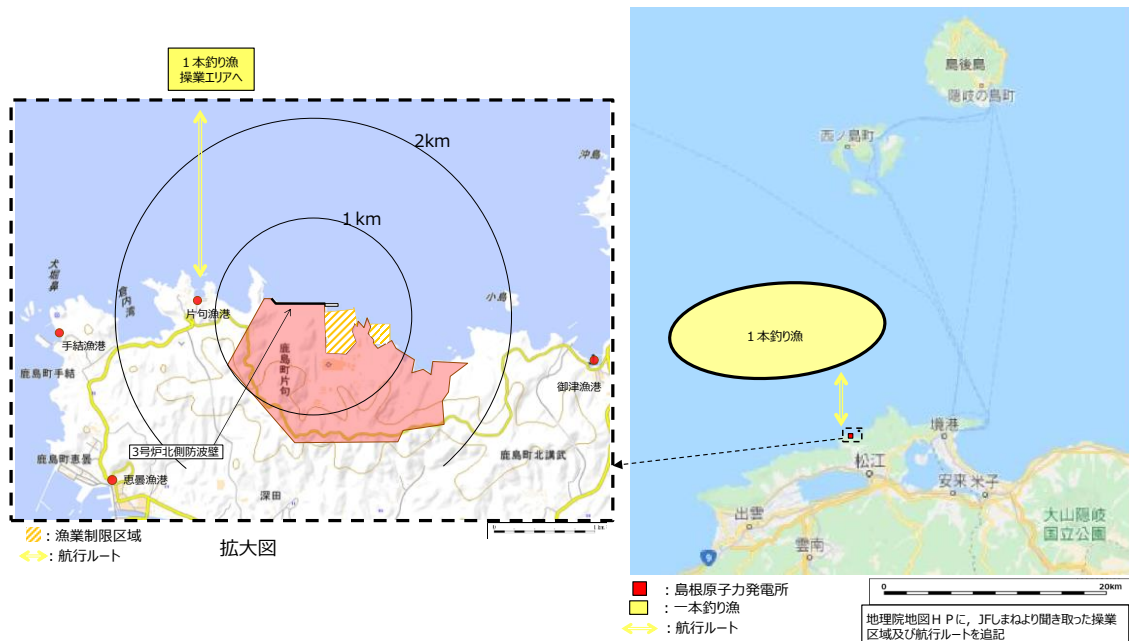
図 3 - 3 島根原子力発電所周辺における漁業権漁業の操業区域
(漂流物調査における操業状況)

5. 自由漁業

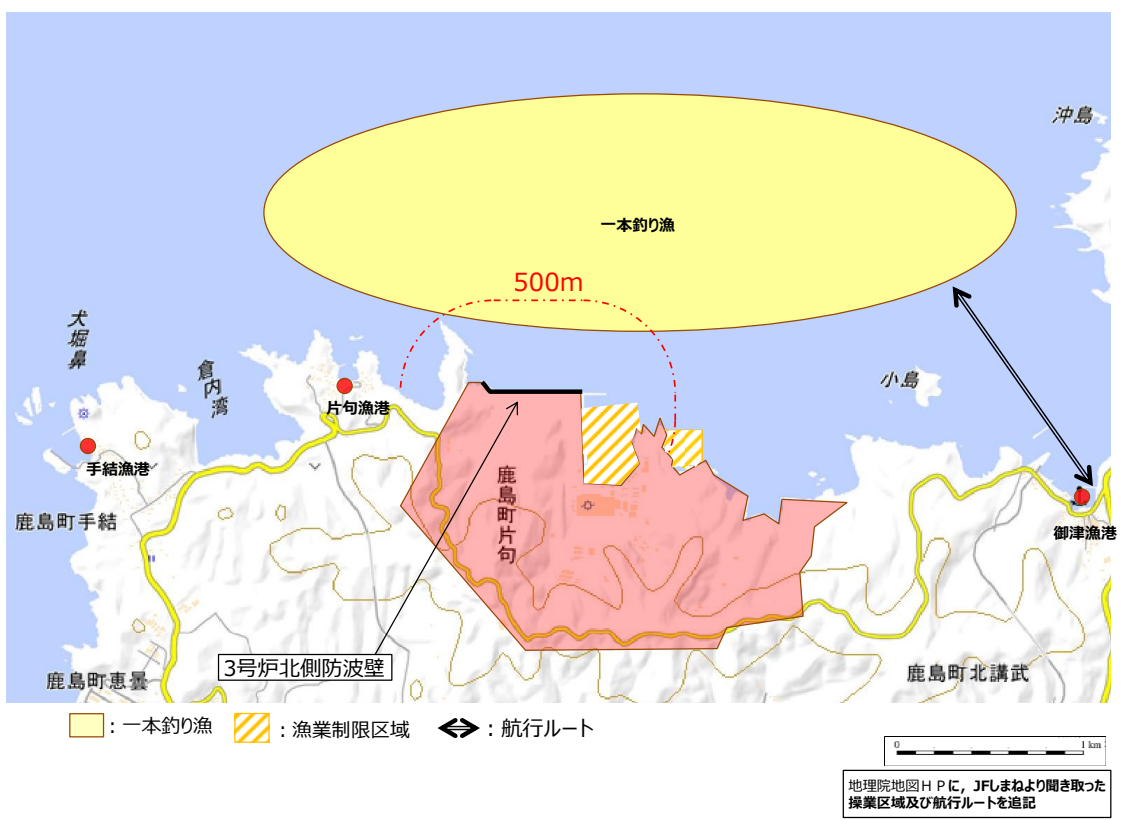
自由漁業は、免許や許可を要しない漁業であって、水産資源の保護培養上、漁業の調整上とくに問題とならない一部の一本釣り漁業、延縄（はえなわ）漁業などの漁業であり、島根原子力発電所周辺では、一本釣り漁業が営まれている。周辺漁港への聞取りにより調査した自由漁業の操業状況を表 4 に、操業区域を図 4 に示す。

表 4 島根原子力発電所周辺で営まれる自由漁業

項目	目的	操業制限等	操業状況		
			漁港	総トン数	操業区域
自由漁業	一本釣り漁	— (免許や許可を要しない漁業であり、操業区域に制限はない)	御津漁港	1 トン未満	図 4
			片句漁港	約 10 トン	



(発電所沖合で操業する一本釣り漁)



(発電所沿岸で操業する一本釣り漁)

図4 一本釣り漁の操業区域 (漂流物調査における操業状況)

6. 対象漂流物とする漁船及び不確かさ

対象漂流物とする漁船は、施設護岸から 500m 以内で操業する漁船は施設護岸に到達する可能性があると考え（添付資料 36 参照）、許可漁業、漁業権漁業及び自由漁業のうち、島根原子力発電所の周辺海域における漁船の操業状況を踏まえ設定する。また、設定した漁業の種類毎に、漁業法の制限等を踏まえて島根原子力発電所の周辺海域における操業の不確かさを検討した。

島根原子力発電所の周辺海域における漁船の操業制限及び操業状況を表 5 に、対象漂流物とする漁船及びその不確かさを表 6 に示す。

操業区域の不確かさとして、総トン数 10 トンのイカ釣り漁船は、発電所周辺において操業制限はないため、施設護岸から 500m 以内で操業する可能性は否定できず、また、漁船の航行の不確かさとして、漁船の航行については制限がないため、周辺漁港の漁船の最大の総トン数 19 トンの漁船が施設護岸から 500m 以内を航行する可能性は否定できない。以上より、不確かさを考慮した設計条件として、総トン数 19 トンの漁船を考慮する。

(1) 許可漁業

漂流物調査結果（操業状況）では、輪谷湾外の施設護岸から 500m 付近でイカ釣り漁船（総トン数 10 トン未満）が操業及び航行することが確認されている。また、発電所から 1 km 以遠で沖合底びき網漁船（総トン数 15 トン）及び小型機船底びき網漁船（総トン数 15 トン未満）が操業及び航行することを確認した。

許可漁業の操業区域及び操業制限を確認した結果、操業区域が発電所近傍にあるため、総トン数 10 トン未満のイカ釣り漁の漁船が輪谷湾内外の施設護岸から 500m 以内で操業及び航行する可能性がある。また、総トン数 10 トン以上の漁船については、海岸から 5 海里（1 海里：約 1.85km）以内における操業が禁止されているが、航行については制限がなく、施設護岸付近で航行する可能性がある。

(2) 漁業権漁業（免許漁業）

漂流物調査結果（操業状況）では、輪谷湾内外の施設護岸から 500m 以内で操業及び航行するわかめ養殖漁、かご漁、サザエ網・カナギ漁船が確認されたが、いずれも総トン数 3 トン未満の漁船である。また、発電所から 1 km 以遠で総トン数 10 トン以上の定置網漁船が操業及び航行することを確認した。

定置網漁業は発電所から 1km 以遠において漁業権設定区域が設定されているが、航行については制限がなく、施設護岸付近で航行する可能性がある。区画漁業及び共同漁業は輪谷湾内外の施設護岸から 500m 以内に操業区域が設定されており、総トン数の制限もないが、漁業の特徴から総トン数 10 トン以上の漁船が操業する可能性は十分に小さい。

(3) 自由漁業

漂流物調査結果（操業状況）では、施設護岸から 500m 以内で操業及び

航行する一本釣り漁船が確認されたが、いずれも総トン数1トン未満の漁船である。また、発電所から1 km 以上離れた沖合で操業及び航行する総トン数10トンの一本釣り漁船を確認した。

自由漁業は免許や許可を要しない漁業であって、操業区域や総トン数に制限はないが、代表的な一本釣り漁については、漁業の特徴から、総トン数5トン前後の漁船による操業が一般的である。従って、周辺の漁協で操業する一本釣り漁船の最大(総トン数10トン未満)を考慮する。

表5 島根原子力発電所の周辺海域における漁船の操業制限及び操業状況 (1/2)

漁業の種類	操業制限等	島根原子力発電所周辺の操業状況	操業の不確かさ※	補足資料	
許可漁業 漁業法、水産資源保護法、農林省令、都道府県規則などにより、農林水産省大臣または都道府県知事が許可しなければ営むことができない漁業。大臣許可漁業と知事許可漁業に大別される。 なお、島根原子力発電所では、沖合底びき網、小型機船底びき網、イカ釣り漁が営まれている	<ul style="list-style-type: none"> 沖合底びき網漁 	<ul style="list-style-type: none"> 総トン数は15トン以上5海里(約9km)以内での操業禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 考慮不要(5海里(約9km)以内での操業禁止) 	総トン数の制限：①-1 操業区域の制限：①-2	
	<ul style="list-style-type: none"> 小型機船底びき網漁 	<ul style="list-style-type: none"> 総トン数は15トン未満5海里(約9km)以内での操業禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 最大総トン数15トン未満(発電所から1km以遠で操業及び航行する) 	<ul style="list-style-type: none"> 考慮不要(5海里(約9km)以内での操業禁止) 	総トン数及び操業区域の制限：②
	<ul style="list-style-type: none"> イカ釣り漁 	<ul style="list-style-type: none"> 総トン数と操業制限区域が定められている(総トン数10トン以上の漁船は10海里(約18km)以内における操業禁止) 	<ul style="list-style-type: none"> 最大総トン数10トン未満(輪谷湾外の施設護岸から500m付近で操業及び航行する) 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺において操業制限はないため、総トン数10トン未満の漁船が、輪谷湾内の施設護岸から500m以内で操業する可能性は否定できない 	総トン数及び操業区域の制限：③
			<ul style="list-style-type: none"> 最大総トン数19トン(発電所から1km以遠で操業及び航行する) 	<ul style="list-style-type: none"> 考慮不要(総トン数10トン以上の漁船は10海里(約18km)以内における操業が禁止されている) 	総トン数及び操業区域の制限：④
	<ul style="list-style-type: none"> 総トン数は10トン以上 操業制限区域が定められている(発電所近傍で操業可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺における操業実態はない(恵曇漁港の総トン数15トンの底引き網漁船が許可を有している) 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺において操業制限はないため、総トン数15トンの漁船が、輪谷湾内外の施設護岸から500m以内で操業する可能性は否定できない 	総トン数及び操業区域の制限：⑤	

※ 漁船の総トン数、操業区域及び航行の不確かさ

表5 島根原子力発電所の周辺海域における漁船の操業制限及び操業状況 (2/2)

漁業の種類		漁業制限等	島根原子力発電所周辺の操業状況	操業の不確かさ※1	補足資料
(1) 定置漁業	<p>都道府県知事の免許によって設定される漁業権に基づく漁業。 なお、島根原子力発電所周辺の共同漁業では、第1種共同漁業(あわび、とこぶし、いわのり、うに等の採取漁業)、第2種共同漁業(雑魚小型定置漁業、ばいかごづけ漁業等)が含まれている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 漁業権設定区域が定められている 総トン数に制限はない 	<ul style="list-style-type: none"> 最大総トン数19トン(発電所から1km以遠で操業及び航行する) 	<ul style="list-style-type: none"> 考慮不要 (総トン数の制限はないが、漁業権設定区域が定められており、施設護岸から500m以内で操業することはない) 発電所周辺において操業制限はないため、輪谷湾内外の施設護岸から500m以内で操業する可能性は否定できないが、漁業の特徴から、0.7~0.8トン^{※2}の漁船で操業するのが一般的であり、総トン数10トン以上の漁船で操業する可能性は十分に小さい 発電所周辺において操業制限はないため、輪谷湾内外の施設護岸から500m以内で操業する可能性は否定できないが、漁業の特徴から、小型の船による操業が一般的であり、総トン数10トン以上の漁船で操業する可能性は十分に小さい 	<p>漁業権設定区域：⑥</p>
		<ul style="list-style-type: none"> わかめ養殖漁 	<ul style="list-style-type: none"> 最大総トン数1トン未満(輪谷湾外の施設護岸から500m付近で操業及び航行する) 		<p>漁業権設定区域：⑦</p>
(2) 区画漁業	<p>都道府県知事の免許によって設定される漁業権に基づく漁業。 なお、島根原子力発電所周辺の共同漁業では、第1種共同漁業(あわび、とこぶし、いわのり、うに等の採取漁業)、第2種共同漁業(雑魚小型定置漁業、ばいかごづけ漁業等)が含まれている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 漁業権設定区域が定められている 総トン数に制限はない 	<ul style="list-style-type: none"> 最大総トン数3トン未満(輪谷湾内の施設護岸から500m以内で操業及び航行する) 	<ul style="list-style-type: none"> 考慮不要 (総トン数の制限はないが、漁業権設定区域が定められており、施設護岸から500m以内で操業することはない) 発電所周辺において操業制限はないため、輪谷湾内外の施設護岸から500m以内で操業する可能性は否定できないが、漁業の特徴から、小型の船による操業が一般的であり、総トン数10トン以上の漁船で操業する可能性は十分に小さい 発電所周辺において操業制限はないため、輪谷湾内外の施設護岸から500m以内で操業する可能性は否定できないが、漁業の特徴から、小型の船による操業が一般的であり、総トン数10トン以上の漁船で操業する可能性は十分に小さい 	<p>漁業権設定区域：⑧</p>
		<ul style="list-style-type: none"> かご漁、サザエ網・カナギ漁等 	<ul style="list-style-type: none"> 発電所周辺における操業実態はない(御津漁港の総トン数3トン未満かご漁漁船が免許を有している) 		
(3) 共同漁業	<p>都道府県知事の免許によって設定される漁業権に基づく漁業。 なお、島根原子力発電所周辺の共同漁業では、第1種共同漁業(あわび、とこぶし、いわのり、うに等の採取漁業)、第2種共同漁業(雑魚小型定置漁業、ばいかごづけ漁業等)が含まれている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 漁業権設定区域が定められている 総トン数に制限はない 	<ul style="list-style-type: none"> 最大総トン数1トン未満(輪谷湾内の施設護岸から500m付近で操業及び航行する) 	<ul style="list-style-type: none"> 考慮不要 (総トン数の制限はないが、漁業権設定区域が定められており、施設護岸から500m以内で操業することはない) 発電所周辺において操業制限はないため、輪谷湾内外の施設護岸から500m以内で操業する可能性は否定できないが、漁業の特徴から、小型の船による操業が一般的であり、総トン数10トン以上の漁船で操業する可能性は十分に小さい 発電所周辺において操業制限はないため、輪谷湾内外の施設護岸から500m以内で操業する可能性は否定できないが、漁業の特徴から、小型の船による操業が一般的であり、総トン数10トン以上の漁船で操業する可能性は十分に小さい 	<p>漁業権設定区域：⑨</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ぶり、はまち、固定式刺網漁 	<ul style="list-style-type: none"> 最大総トン数10トン(発電所から1km以遠で操業及び航行する) 		
自由漁業	<p>免許や許可を要しない漁業であつて、水産資源の保護・増養上、漁業の調整上とくに問題とならない一部の一本釣り漁業、延縄(はえなわ)漁業などの漁業が該当する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 操業区域が定められていない 総トン数に制限はない 	<ul style="list-style-type: none"> 最大総トン数19トン(発電所から1km以遠で操業及び航行する) 最大総トン数10トン(発電所から1km以遠で操業及び航行する) 	<ul style="list-style-type: none"> 総トン数に制限はないが、代表的な一本釣り漁については、漁業の特徴から、総トン数5トン前後^{※4}の漁船による操業が一般的であり、周辺の漁協で操業する一本釣り漁の漁船の最大を考慮する 操業制限区域が定められていないため、施設護岸付近で操業する可能性は否定できない 	<p>—</p>

※1 漁船の総トン数及び操業区域の不確かさ

※2 島根県 HP より

※3 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 水産研究本部 HP より

※4 隠岐観光協会 HP より

表6 対象漂流物（漁船）の設計条件

津波防護施設	基本とする設計条件	対象漂流物の不確かさ	不確かさを考慮した設計条件
輪谷湾内に面する津波防護施設	総トン数3トンの漁船 (輪谷湾内の施設護岸から500m以内で操業するかご漁漁船)	<ul style="list-style-type: none"> ・漁船の操業区域の不確かさ： 発電所周辺において操業制限はないため、総トン数10トンのイカ釣り漁漁船が施設護岸から500m以内で操業する可能性は否定できない ・漁船の航行の不確かさ： 漁船の航行については制限がないため、周辺漁港の漁船の最大の総トン数19トンの漁船が施設護岸から500m以内を航行する可能性は否定できない 	総トン数19トンの漁船
外海に面する津波防護施設	総トン数10トンの漁船 (輪谷湾外の施設護岸から500m付近で操業するイカ釣り漁の漁船)		

各漁業の操業制限に関する根拠資料

(沖合底びき網漁)

①-1 漁業法第五十八条第一項

第五十八条 農林水産大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可をする場合には、第五十五条第一項及び第五十九条の規定による場合を除き、当該指定漁業につき、あらかじめ、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、かつ、当該指定漁業を営む者の数、経営その他の事情を勘案して、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数（母船式漁業にあつては、母船の総トン数別の隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数並びに各母船と同一の船団に属する独航船等の種類別及び総トン数別の隻数）並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定め、これを公示しなければならない。

①-1 農林水産省告示第九百八十一号「漁業法第五十八条第一項の規定に基づく沖合底引き網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間」（平成十四年四月二十二日）

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数より一部抜

操業区域	漁業の方法	総トン数		隻数	階層名
		旧トン数	新トン数		
(三十七) 操業区域の 38、41 及び 26	一そうびき	一五トン以上 五〇トン未満	一五トン以上 七六トン未満	二	(一)
		一五トン以上 六五トン未満	一五トン以上 九六トン未満	七	(二)
(三十九) 操業区域の 43	一そうびき又は二そうびき	一五トン以上 六五トン未満	一五トン以上 九六トン未満	二	

備考

1 この告示において、「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕(船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)附則第三条第一項の特定修繕をいう。)が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

2 総トン数の欄に掲げる総トン数の区分ごとの隻数のうちには、当該区分のうち旧トン数の区分を超える旧トン数の船舶であつて、当該船舶の総トン数から現に当該船舶について受けている沖合底びき網漁業の許可又は起業の認可(当該船舶についてのこの告示に係る許可又は起業の認可の申請が漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第一条の五第二項、第一条の七第一項若しくは第二項又は第一条の八の適用を受ける場合には、従前の許可又は起業の認可)の制限又は条件により補充トン数として使用し得ないこととされているトン数に〇・〇一トンを加算したトン数を控除して得たトン数が当該区分に属するものについて許可又は起業の認可をすべき隻数を含むものとする。

別記一操業区域より一部抜粋

41 北緯三十五度十一秒の線、島根県出雲市日御碕灯台から長崎県対馬市三島灯台に至る線、同灯台から大韓民国鴻島灯台を通る線、東経百二十九度五十九分五十二秒の線及び東経百二十八度二十九分五十二秒の線により囲まれた海域
43 島根県出雲市日御碕灯台正北の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との両線間における海域

①－ 2 昭和三十八年農林省令第五号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令」

第三章 指定漁業の制限及び取締り等

(操業制限)

第十七条 指定漁業者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第二の上欄に掲げる指定漁業につき、それぞれ同表の下欄に掲げる操業の区域若しくは期間又は特定の区域若しくは期間における特定の漁具若しくは船舶を使用し若しくは特定の漁法によつてする操業若しくは特定の種類の水産動物の採捕に関する制限又は禁止の措置に違反して当該指定漁業を営んではならない。

別表第二（第一七条関係）より一部抜粋

指定漁業の名称	制限又は禁止の措置
沖合底びき網漁業	一 次に掲げる海域における沖合底びき網漁業の操業は、禁止する。 (21) 島根県出雲市日御碕突端正北五海里の点 (22) 島根県松江市多古鼻突端正北五海里の点

(小型機船底びき網漁)

②「水産課長専決漁業許可等の取扱方針（令和2年12月）」（島根県農林水産部水産課）より一部抜粋

2 小型機船底びき網漁業	漁業種類	手繰第一種漁業（機船手繰網漁業）	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	※定めなし	
	船舶の総トン数	現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあつては、許可又は起業の認可を受けた際の総トン数	15トン未満 （漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2項）
	制限措置	推進機関の馬力数	現に許可又は起業の認可を受けている船舶にあつては、許可又は起業の認可を受けた際の馬力数
		許可等の申請者が住所又は事務所を有する地区の沖合海面とする。ただし、知事が特に認めた場合はこの限りでない。 〔石見地区〕 出雲市大社町日御碕灯台から正北の線と島根・山口両県界から正北西の線との両線間における島根県沖合海面 〔出雲地区〕	
条件	<p>(5)大田市大岬と隠岐郡三度埼とを結ぶ線と、出雲市大社町日御碕灯台から正北の線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においては、毎年3月1日から5月31日まで及び9月1日から9月30日までの期間に操業してはならない。</p> <p>〔出雲地区〕</p> <p>(3)大田市と出雲市との最大高潮時海岸線における境界点から、益田市高島北端と出雲市日御碕突端を結ぶ線と大田市・出雲市界から正北西の線との交点、同点と出雲市日御碕突端を結ぶ線上同突端から5海里の点、同突端正北5海里の点、松江市多古鼻正北5海里の点を経て鳥取県鳥取市長尾鼻に至る線内の海域において操業してはならない。</p> <p>(4)大田市大岬と隠岐郡三度埼とを結ぶ線と、同埼と松江市地蔵崎とを結ぶ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においては、毎年3月1日から5月31日まで及び9月1日から9月30日までの期間に操業してはならない。</p>		

(いか釣り漁)

③「松江水産事務所長専決海面漁業の許可等の取扱方針(平成29年7月)」
(島根県松江水産事務所) より一部抜粋

漁業名	項目	内容	備考
8.小型いか釣り漁業	漁業種類	小型いか釣り漁業(県内船)	
	操業区域	島根県沖合海面	
	操業期間	5月1日から翌年4月30日まで	
	制限又は条件	<p>・総トン数10ト未満の許可船舶にあっては</p> <ol style="list-style-type: none"> 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)別表第2いか釣り漁業の項の1の口からりに掲げる操業禁止区域においては、18灯を超える集魚灯を使用してはならない。 島根・山口両県界(以下「県界」という。)から真方位0度の線、県界から真方位315度の線及び指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)別表第2いか釣り漁業の項の1の口からりに掲げる操業禁止区域線によって囲まれた海域における光力制限は次のとおりとする。(図面参照) <ol style="list-style-type: none"> ①県界から距岸10海里以内の海域においては、周年10キロワット以下とする。 ②県界から真方位315度の線と同線の北東3海里に同線と平行に引いた線との両線間における海域(①の海域を除く)においては、周年10キロワット以下とする。 ③以下ア及びイの海域においては、毎年4月15日から11月14日までには10キロワット以下、その他の期間にあっては36キロワット以下とする。 <ol style="list-style-type: none"> ア 県界から真方位315度の線の北東3海里に同線と平行に引いた線と山口県萩市見島の周囲最大高潮時海岸線から沖合20海里の線により囲まれた海域。 イ 県界から真方位315度の線の北東3海里に平行に引いた線、県界から真方位337.5度の線、県界から10海里の線及び県界から15海里の線により囲まれた海域。(アの海域を除く) ④県界から真方位337.5度の線以西の海域のうち、①、②及び③以外の海域においては、周年36キロワット以下とする。 <p>・総トン数10ト以上の許可船舶にあっては</p> <ol style="list-style-type: none"> 船橋両側に次の様式により許可番号を表示しなければならない。 50cm 20cm 島小いか第〇〇〇号 (白地に黒文字) 最大高潮時海岸線から10海里以内の海域では操業してはならない。 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)別表第2いか釣り漁業の項の1の口からりに掲げる操業禁止区域においては、18灯を超える集魚灯を使用してはならない。 島根・山口両県界(以下「県界」という。)から10海里の線、真方位337.5度の線、県界から真方位315度の線及び指定漁業の取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)別表第2いか釣り漁業の項の1の口からりに掲げる操業禁止区域線によって囲まれた海域における光力制限は次のとおりとする。(図面参照) <ol style="list-style-type: none"> ①県界から真方位315度の線と同線の北東3海里に同線と平行に引いた線との両線間における海域においては、周年10キロワット以下とする。 ②以下ア及びイの海域においては、毎年4月15日から11月14日までには10キロワット以下、その他の期間にあっては36キロワット以下とする。 <ol style="list-style-type: none"> ア 県界から真方位315度の線の北東3海里に同線と平行に引いた線と山口県萩市見島の周囲最大高潮時海岸線から沖合20海里の線により囲まれた海域。 イ 県界から真方位315度の線の北東3海里に平行に引いた線、県界から337.5度の線、県界から真方位337.5度の線、県界から10海里の線及び県界から15海里の線により囲まれた海域。(アの海域を除く) ③県界から真方位337.5度の線以西の海域のうち、①及び②以外の海域においては、周年36キロワット以下とする。 	

(ずわいがに漁業)

④平成六年農林水産省令第五十四号「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令」

第一章 総則

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ずわいがに漁業 総トン数十トン以上の動力漁船によりずわいがにをとることを目的とする漁業であつて、漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号。以下「指定漁業を定める政令」という。）第一項第一号に掲げる沖合底びき網漁業又は漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業に該当するもの以外のものをいう。

(操業区域等の制限)

第十七条 特定大臣許可漁業を営む者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第二の上欄に掲げる特定大臣許可漁業につき、それぞれ同表の下欄に掲げる操業の区域若しくは期間又は特定の区域若しくは期間における特定の漁具若しくは船舶を使用し若しくは特定の漁法によってする操業若しくは特定の種類の水産動物の採捕に関する制限又は禁止の措置に違反して当該特定大臣許可漁業を営んではならない。

別表第二（第十七条関係）

特定大臣許可漁業の名称	制限又は禁止の措置
ずわいがに漁業	次に掲げる海域におけるずわいがに漁業の操業は、禁止する。 イ 指定漁業省令別表第二沖合底びき網漁業の項第一号イに規定する水域 ロ 北緯三十八度五十分十秒の線、東経百三十二度五十九分五十秒の線、北緯四十度十分九秒の線及び東経百三十五度五十九分四十九秒の線の各線により囲まれた海域

(すくい網漁業)

⑤「松江水産事務所長専決海面漁業の許可等の取扱方針（平成29年7月）」（島根県松江水産事務所）より一部抜粋

漁業名	項目	内容	備考
9.小型定置漁業	漁業種類	小型定置漁業	
	操業区域	申請者の住所が関係地区に含まれる第2種共同漁業権設定区域外であって水深27m未満の別途許可証に示す海域。	
	操業期間	1月1日から12月31日まで	
	漁業種類	雑魚ます網漁業	
	操業区域	中海における別途許可証に示す区域	ただし、現に境水道を操業区域に含む許可を有する者については、現行の操業区域とする。
	制限又は条件	①漁具の統数は〇〇統をこえてはならない。 ②船舶の航行を妨げてはならない。	
10.かご漁業	漁業種類	いかかご漁業	
	使用船舶規模の上限等	総トン数は5ト未満であること	
	操業区域	美保関町沖合海面	
	操業期間	3月1日から4月30日まで	
	制限又は条件	共同漁業権設定区域内において操業しようとする場合は当該権利者の同意を得なければならない。	
	漁業種類	あなごかご漁業	
	使用船舶規模の上限等	総トン数は20ト未満であること	
	操業区域	松江市美保関町地蔵崎先端から正北の線と大田市、出雲市界から329度の線との両線間における出雲地区沖合海面	
	操業期間	1月1日から12月31日まで	
	制限又は条件	①9月1日から翌年5月31日までは、大田市と出雲市との最大高潮時海岸線における境界点から、益田市高島北端と出雲市日御碕先端を結ぶ線と大田市・出雲市界から329度の線との交点、同点と出雲市日御碕先端を結ぶ線上同先端から5海里の点、同先端正北5海里の点、松江市多古鼻正北5海里の点、同点から鳥取県鳥取市長尾鼻に至る線と松江市地蔵崎先端から正北の線との交点を経て、松江市地蔵崎先端に至る線内の海域の沖合で操業してはならない。 ②松江市島根町多古鼻灯台から正北の線以東の海域においては、5月1日から翌年2月末日の間は操業してはならない。 ③共同漁業権設定区域内において操業する場合は、当該漁業権者の同意を得なければならない。 ④日の出から日没までの間は操業してはならない。ただし、次の場合はこの限りではない。 ア) 6月1日から8月31日までの間、最大高潮時海岸線から3海里以遠の海域において、午後4時から日没までの間操業するとき イ) 7月1日から8月31日までの間、出雲市十六島町十六島鼻先端から329度の線以東の水深130メートル以深の海域のうち、出雲市日御碕先端から正北の線以東かつ北緯35度50分11秒（日本測地系北緯35度50分）の線以南で操業するとき ⑤漁具一連ごとの両端に点滅灯及び船名・根拠地港を記載した縦横45センチメートル以上の標旗を海面上2メートルにつけなければならない。 ⑥あなご及びぬたうなぎ以外を採捕の目的としてはならない。	
11.ひき縄釣漁業	漁業種類	しいら、ぶり、かつお又はまぐろの採捕を目的とするひき縄釣漁業	
	操業期間	1月1日から12月31日まで	
	操業区域	大田市、出雲市界から零度（真方位）の線と島根県、山口県両県界から正北西の線との両線間における海面	
12.すくい網漁業	漁業種類	いかしすくい網漁業	
	使用船舶規模の上限等	①総トン数10ト未満であること。 ②附属船は使用してはならない。	
	操業区域	①漁業協同組合JFしまねに所属し出雲地区に住所又は事業所を有する漁業者 A許可 出雲市湖陵町差海川河口中央から正西の線以北の出雲地区沖合海面 B許可 松江市と出雲市の境界から348度（真方位）の線以東の出雲地区沖合海面 ②鳥取県に住所又は事業所を有する漁業者 松江市美保関町片江大崎鼻正北の線以東の出雲地区沖合海面 （ただし、中海及び境水道を除く）	
	許可の有効期間	4月1日から9月30日まで 鳥取県に住所又は事業所を有する漁業者については1年間とする。	

漁業名	項目	内容	備考
12.すくい網漁業	制限又は条件	<p>1 漁業協同組合JFしまねに所属し出雲地区に住所又は事業所を有する漁業者</p> <p>A許可</p> <p>①中海では操業してはならない。</p> <p>②定置網の付近（前面500メートル、後面200メートル、沖合200メートル）及び第2種共同漁業権設定区域内に敷設する漁具付近で操業してはならない。</p> <p>③いわし以外を採捕の目的としてはならない。</p> <p>④船橋の両側に次に示す標識を施さなければならない。</p> <p>・長さ90センチメートル 幅10センチメートルの黄色反射シート</p> <p>B許可</p> <p>①中海では操業してはならない。</p> <p>②定置網の付近（前面500メートル、後面200メートル、沖合200メートル）及び第2種共同漁業権設定区域内に敷設する漁具付近で操業してはならない。</p> <p>③いわし以外を採捕の目的としてはならない。</p> <p>④船橋の両側に次に示す標識を施さなければならない。</p> <p>・長さ90センチメートル 幅10センチメートルの緑色反射シート</p> <p>2 鳥取県に住所又は事業所を有する漁業者</p> <p>①定置網の付近（前面500メートル、後面200メートル、沖合200メートル）及び第2種共同漁業権設定区域内に敷設する漁具付近で操業してはならない。</p> <p>②いわし以外を採捕の目的としてはならない。</p> <p>③船橋の両側に次に示す標識を施さなければならない。</p> <p>・長さ90センチメートル 幅10センチメートルの赤色反射シート</p> <p>④共同漁業権設定区域内において操業しようとする場合は、当該権利者の同意を得なければならない。</p>	
	漁業種類	さっぱ種類すくい網漁業	
	使用船舶規模の上限等	<p>①船舶のトナ数は10ト未満であること。</p> <p>②附属船は使用してはならない。</p>	
	操業区域	美保湾及び傍水道	
	操業期間	9月1日から翌年3月31日まで	
13.底建網漁業	漁業種類	底建網漁業	
	操業区域	別途許可証に示す区域	
	操業期間	1月1日から12月31日まで	
	制限条件	<p>①共同漁業権設定区域内において操業しようとする場合は、当該権利者の同意を得なければならない。</p> <p>②漁具敷設位置が判断できるように、昼間にあつては水面上1.5メートル以上の高さに縦横80センチメートル以上の赤色標旗を、夜間にあつては電灯その他の照明を当該漁具に掲げなければならない。</p>	

(漁業権漁業漁場図)
⑥定置漁業権漁場図

定置漁業権漁場図

免許番号 定第8号

漁場の位置
松江市島根町加賀馬島地先

漁場の区域
次の基点第107号、ア、イ、ウ及び基点第107号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

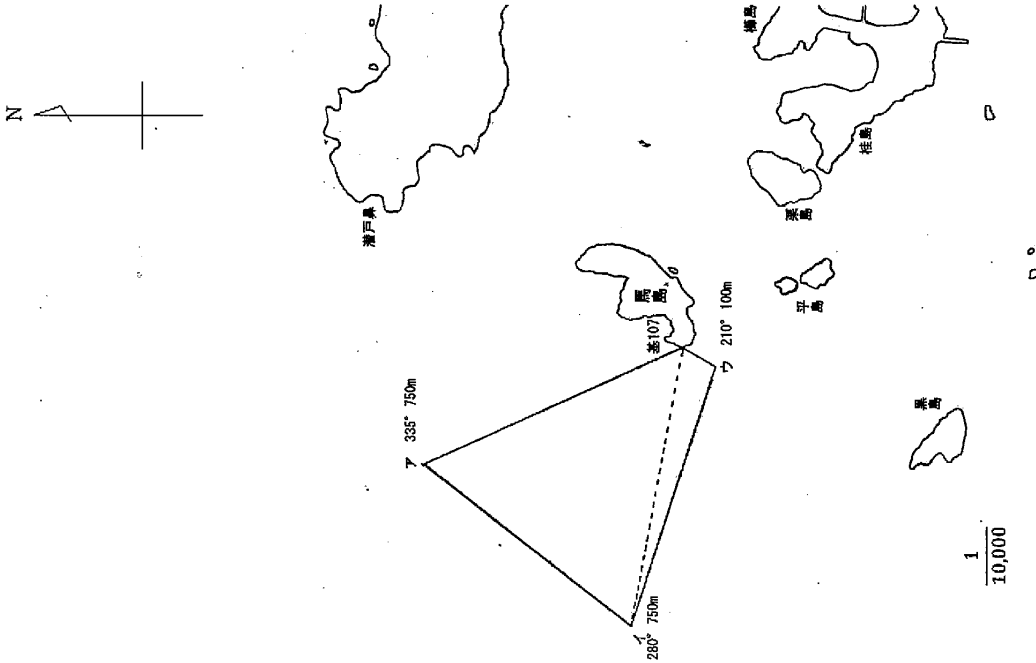
- 基点第107号 松江市島根町加賀馬島西ノ鼻に設置した標柱
- ア 基点第107号から335度750メートルの点
- イ 基点第107号から280度750メートルの点
- ウ 基点第107号から210度100メートルの点

この原本は免許漁業原簿付番漁場図と相違ないことを証明する。
令和2年11月30日



平成30年9月1日免許
2冊8丁

島根県知事
丸山 達也



定置漁業権漁場図

免許番号 定第9号

漁場の位置
松江市鹿島町御津地先

漁場の区域

次の基点第108号、ア、イ、ウ及び基点第108号の各点を順次に

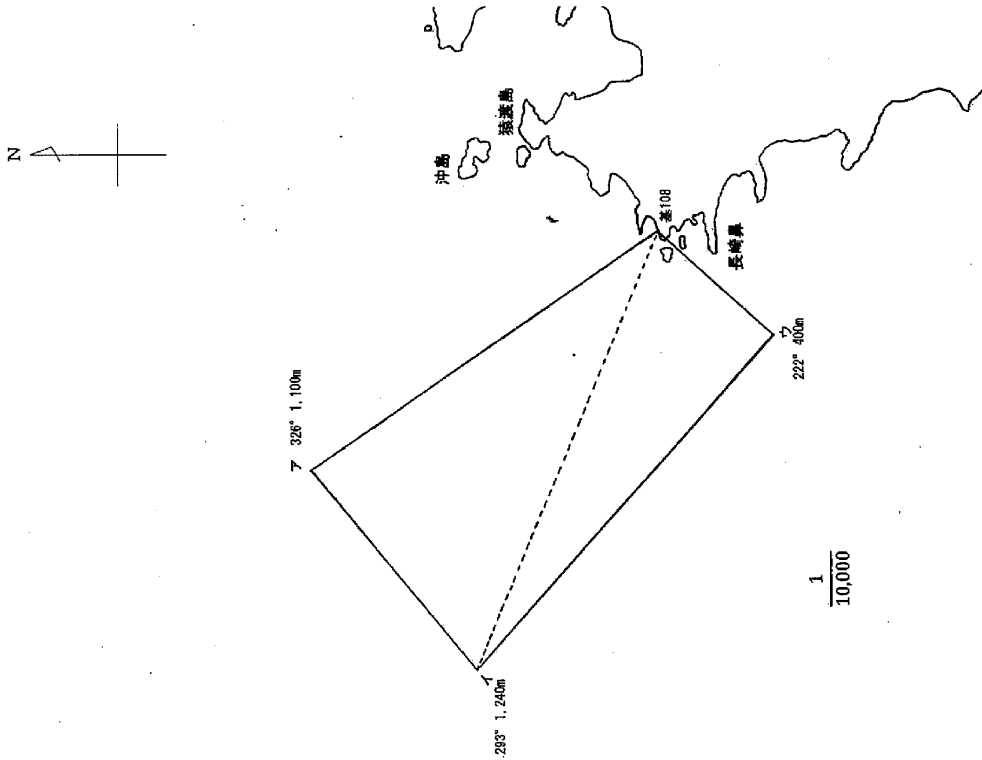
結んだ線によって囲まれた区域

基点第108号 松江市鹿島町御津幕島に設置した標柱

ア 基点第108号から326度1,100メートルの点

イ 基点第108号から293度1,240メートルの点

ウ 基点第108号から222度400メートルの点



平成30年9月1日免許

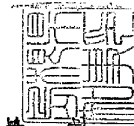
2冊9丁

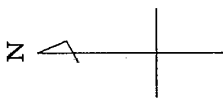
この謄本は免許漁業権付属漁場図と相違ないことを証明する。

令和2年11月30日

島根県知事

丸山達也





定置漁業権漁場図

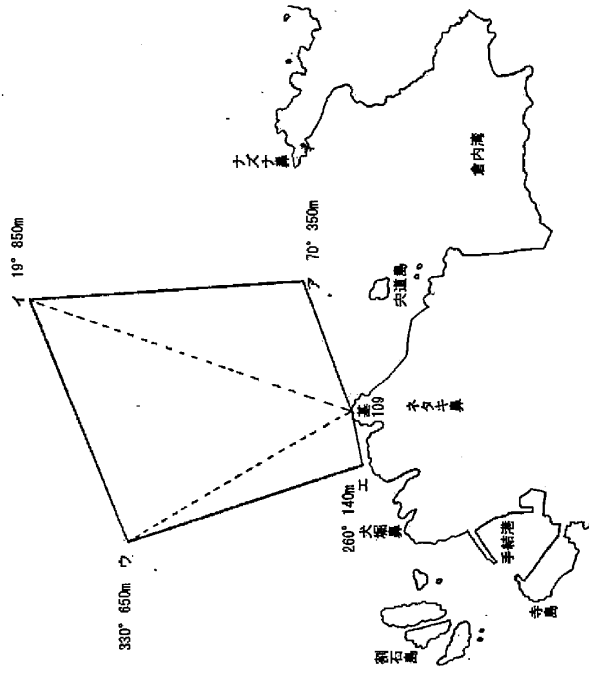
免許番号 定第10号

漁場の位置
松江市鹿島町手結ネタキ鼻地先

漁場の区域

次の基点第109号、ア、イ、ウ、エ及び基点第109号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点第109号 松江市鹿島町手結ネタキ鼻北端に設置した標柱
- ア 基点第109号から70度350メートルの点
- イ 基点第109号から19度850メートルの点
- ウ 基点第109号から330度650メートルの点
- エ 基点第109号から260度140メートルの点



1
10,000

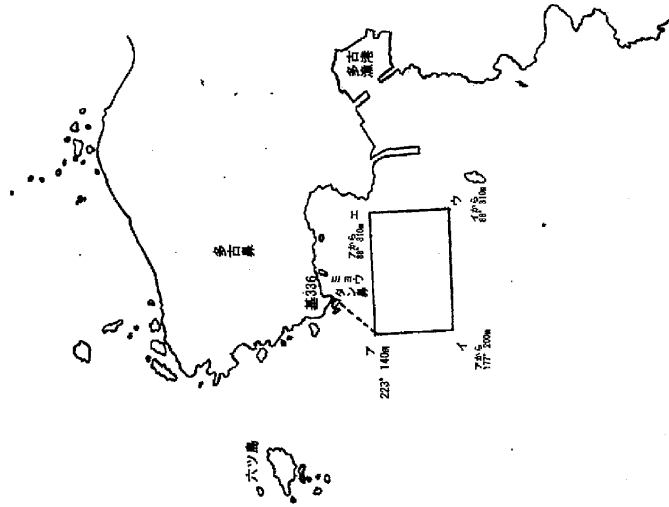
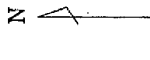


この謄本は免許漁業原簿付属漁場図と相違ないことを証明する。
昭和2年11月30日

島根県知事
丸山達也

平成30年9月1日免許
2冊10丁

⑦区画漁業権漁場図



区画漁業権漁場図（第一種区画漁業・わかめ養殖業）

免許番号 区第14号

漁場の位置

松江市島根町多古島地先

漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた

区域

基点第336号 松江市島根町多古ミヨウタン島に設置した標柱

ア 基点第336号から223度140メートルの点

イ アから177度200メートルの点

ウ イから88度310メートルの点

エ アから88度310メートルの点



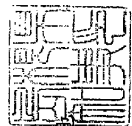
この謄本は免許漁業原簿付属漁場図と相違ないことを証明する。

昭和2年11月30日

平成30年9月1日免許

2番 33T

島根県知事



丸山 達

区画漁業権漁場図（第一種区画漁業・わかめ養殖業）

免許番号 区第15号

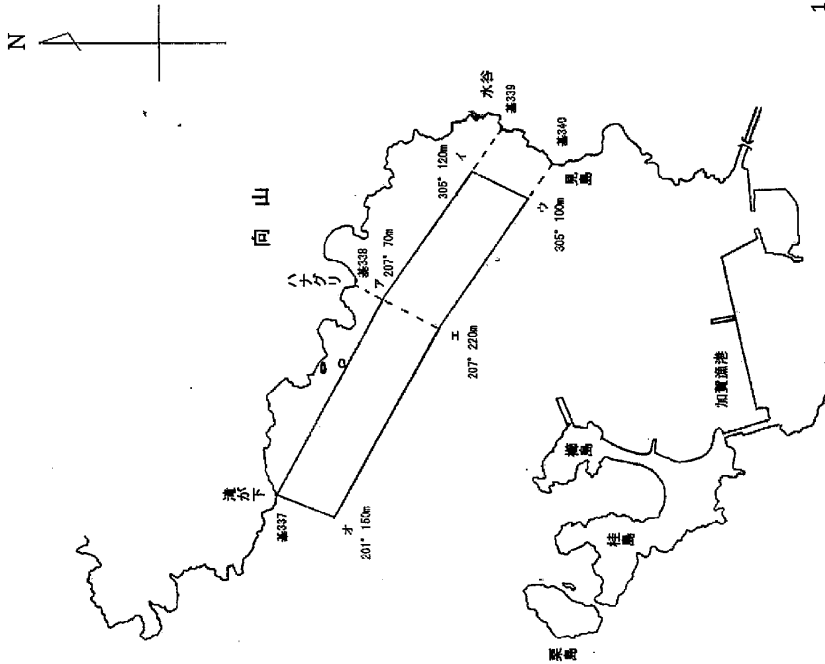
漁場の位置

松江市島根町加賀向山地先

漁場の区域

次の基点第337号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第337号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- 基点第337号 松江市島根町加賀流が下に設置した標柱
- 基点第338号 松江市島根町加賀ハナグリに設置した標柱
- 基点第339号 松江市島根町加賀水谷に設置した標柱
- 基点第340号 松江市島根町加賀見島に設置した標柱
- ア 基点第338号から207度70メートルの点
- イ 基点第339号から305度120メートルの点
- ウ 基点第340号から305度100メートルの点
- エ 基点第338号から207度220メートルの点
- オ 基点第337号から201度150メートルの点



この謄本は免許漁業原簿付属漁場図と相違ないことを証明する。
 令和2年11月30日



平成30年9月1日免許
 2冊34丁

島根県知事
 丸山達

区画漁業権漁場図（第一種区画漁業・わかめ養殖業）

免許番号 区第16号

漁場の位置

松江市島根町大芦堤先

漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線に絡んだ線によって囲まれた

区域

基点第341号 松江市島根町大芦松ヶ鼻西側築端に設置した標柱

- ア 基点第341号から254度60メートルの点
- イ アから254度100メートルの点
- ウ イから159度200メートルの点
- エ ウから159度200メートルの点

この謄本は免許漁業原簿付原漁場図と
相違ないことを証明する。

昭和2年11月30日

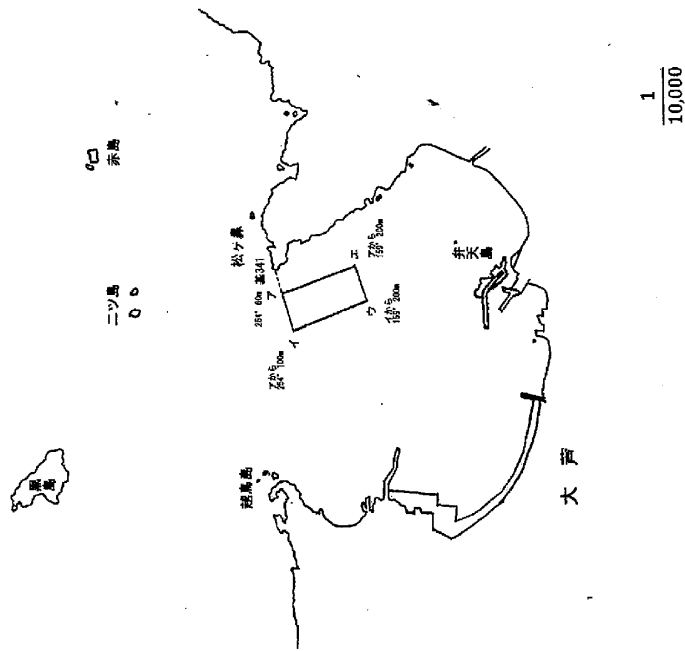
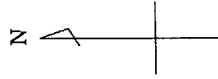
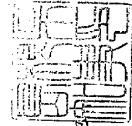


平成30年9月1日免許

2冊35丁

島根県知事

丸山達也



区画漁業権漁場図（第一種区画漁業・わかめ養殖業）

免許番号 区第17号

漁場の位置

松江市鹿島町片匂宮崎鼻地先

漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた

区域

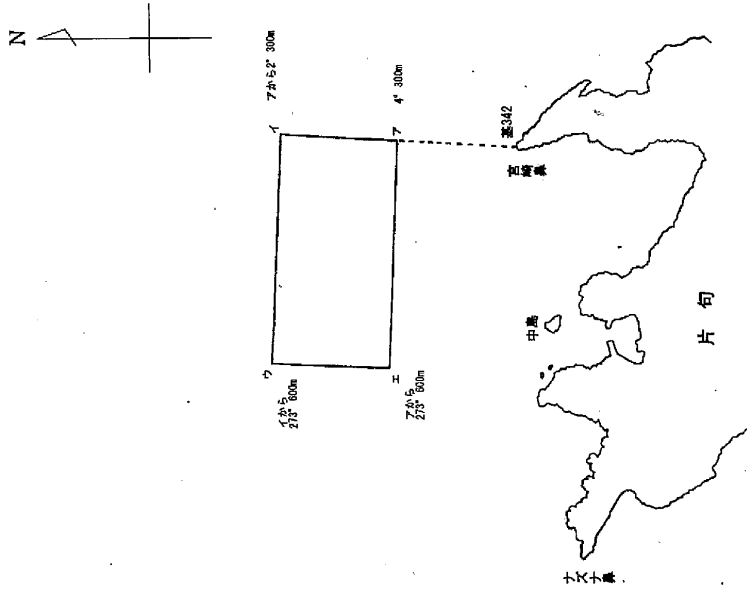
基点第342号 松江市鹿島町片匂宮崎鼻北端に設置した標柱

ア 基点第342号から4度300メートルの点

イ アから2度300メートルの点

ウ イから273度600メートルの点

エ ウから273度600メートルの点



この圖本は免許漁業原簿付原漁場図と相違ないことを証明する。

令和2年11月30日



平成30年9月1日免許

2番36丁

島根県知事

丸山達也



1/10,000

区画漁業権漁場図（第一種区画漁業・わかめ養殖業）

免許番号 区第18号

漁場の位置

松江市鹿島町片匂黒崎湾地先

漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた

区域

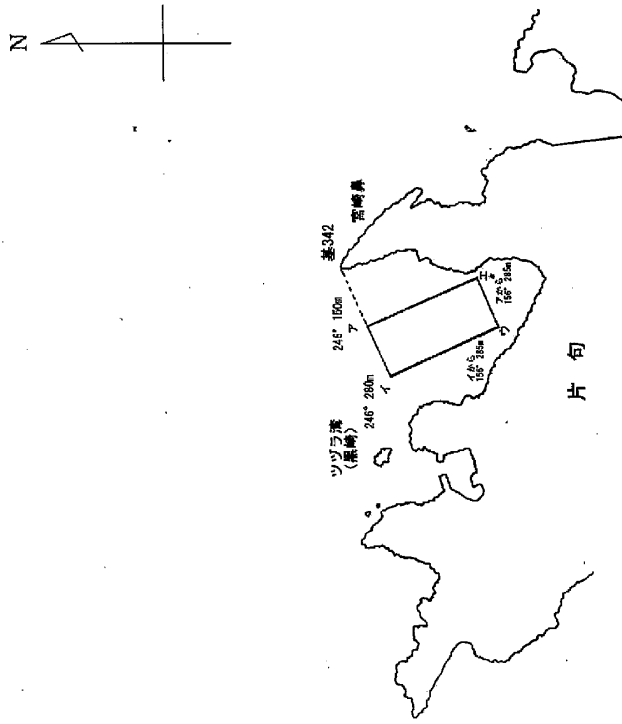
基点第342号 松江市鹿島町片匂黒崎湾北端に設置した標柱

ア 基点第342号から246度150メートルの点

イ 基点第342号から246度280メートルの点

ウ イから156度285メートルの点

エ ズから156度285メートルの点



この謄本は免許漁業原簿付區漁場図と相違ないことを証明する。

昭和2年11月30日

平成30年9月1日免許

2冊37丁

島根県知事

丸山 達也

1/10,000

区画漁業権漁場図（第一種区画漁業・わかめ養殖業）

免許番号 区第19号

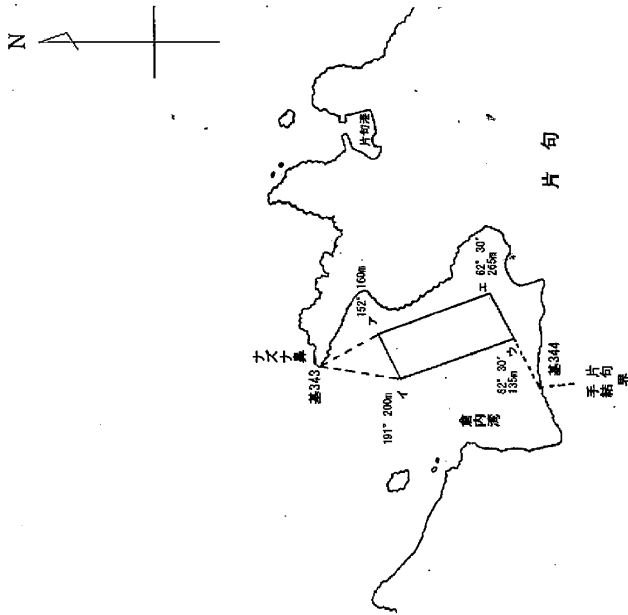
漁場の位置

松江市鹿島町片匂、手結界地先倉内湾

漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた

- | | |
|---------|--------------------------|
| 区域 | |
| 基点第343号 | 松江市鹿島町片匂ノズナ鼻西端に設置した標柱 |
| 基点第344号 | 松江市鹿島町片匂、手結界に設置した標柱 |
| ア | 基点第343号から152度160メートルの点 |
| イ | 基点第343号から191度200メートルの点 |
| ウ | 基点第344号から62度30分135メートルの点 |
| エ | 基点第344号から62度30分265メートルの点 |



この標本は免許漁業原簿付属漁場図と
相違ないことを証明する。
令和2年11月30日

平成30年9月1日免許
2冊38丁
島根県知事
丸山 達

区画漁業権漁場図（第一種区画漁業・たしむり式漁業）

免許番号 区第301号

漁場の位置

松江市島根町加賀地先

漁場の区域

次のア、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた

区域

基点第373号 松江市島根町加賀、加賀漁港沖防波堤南側基部に設

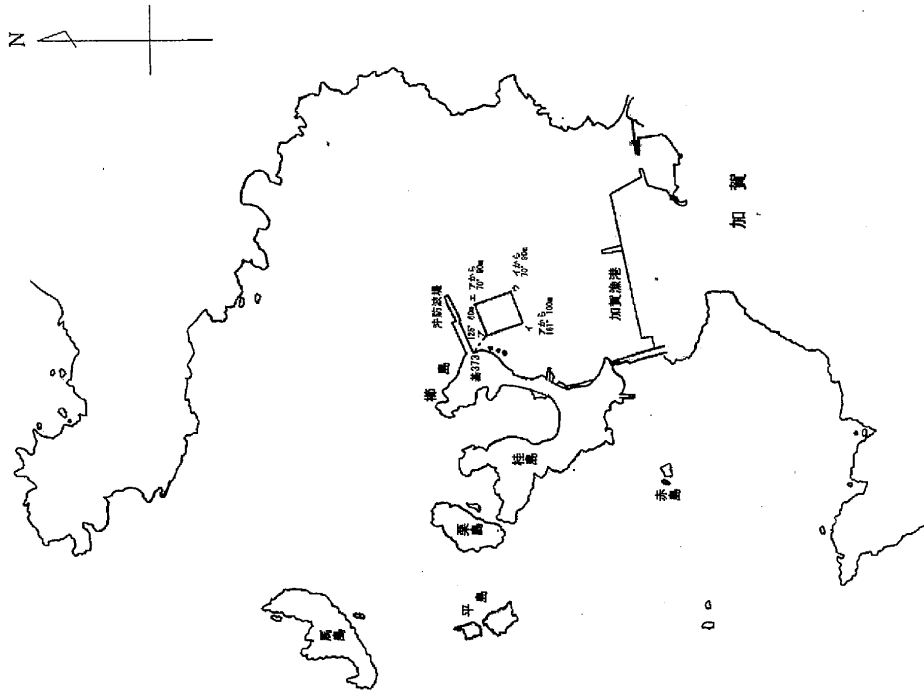
置した標柱

ア 基点第373号から125度60メートルの点

イ アから161度100メートルの点

ウ アから70度90メートルの点

エ アから70度90メートルの点

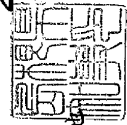


この原本は免許漁業原簿付属漁場図と
相違ないことを証明する。
令和2年11月30日

平成30年9月1日免許

2冊56丁

島根県知事



丸山達也

1/10,000

区画漁業権漁場図 (第一種区画漁業・ぶり・たい小割り式養殖業)

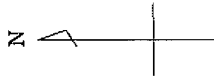
免許番号 区第302号

漁場の位置
松江市島根町大芦地先

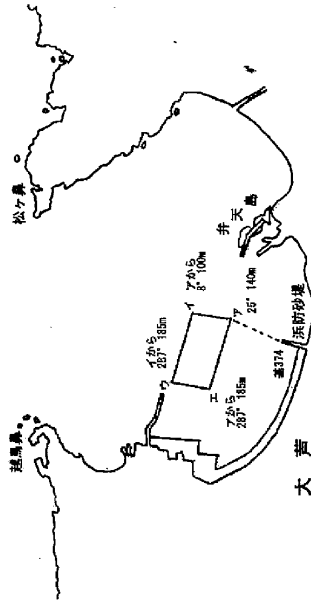
漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第374号 松江市島根町大芦、大芦漁港防砂堤架橋に設置した標柱

- ア 基点第374号から25度140メートルの点
- イ アから8度100メートルの点
- ウ イから287度185メートルの点
- エ アから287度185メートルの点

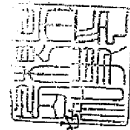


二ツ島
0.0



この謄本は免許漁業原簿付属漁場図と相違ないことを証明する。
令和2年11月30日

島根県知事
平成30年9月1日 免許
2冊57丁



丸山達

⑧共同漁業権漁場図

共同漁業権漁場図(第一種共同漁業)

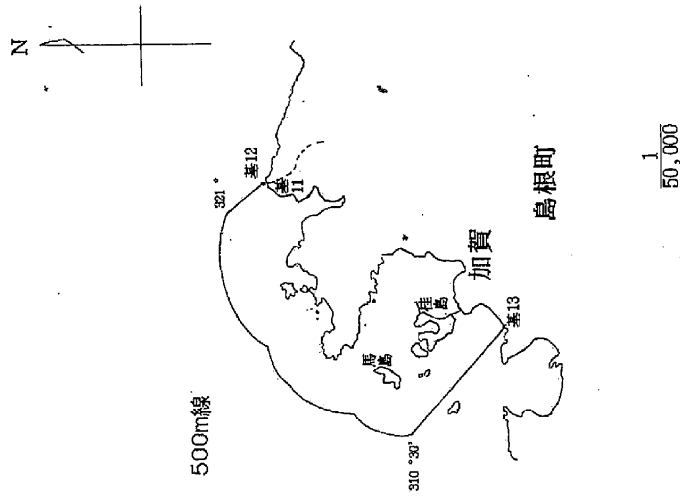
免許番号 共第8号

漁場の位置
松江市島根町加賀地先

漁場の区域

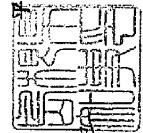
次の基点第11号と基点第12号を結ぶ線、基点第12号から321度の方向及び基点第13号から310度30分の方向との三直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しよを含む。)から距岸5.00メートルの線とによって囲まれた区域

- 基点第11号 松江市島根町野波、加賀界に設置した標柱
- 基点第12号 松江市島根町野波、加賀界線島北西端に設置した標柱
- 基点第13号 松江市島根町加賀、大芦界に設置した標柱



この図本は免許漁業原簿付属漁場図と
異なることを証明する。
昭和42年11月30日

島根県知事 成25碎9月1日 免許
1冊 8丁



丸山達也

共同漁業権漁場図(第一種共同漁業)

免許番号 共第9号

漁場の位置

松江市島根町大芦地先。ただし、松江市島根町大芦猿渡後島以西の地先を除く。

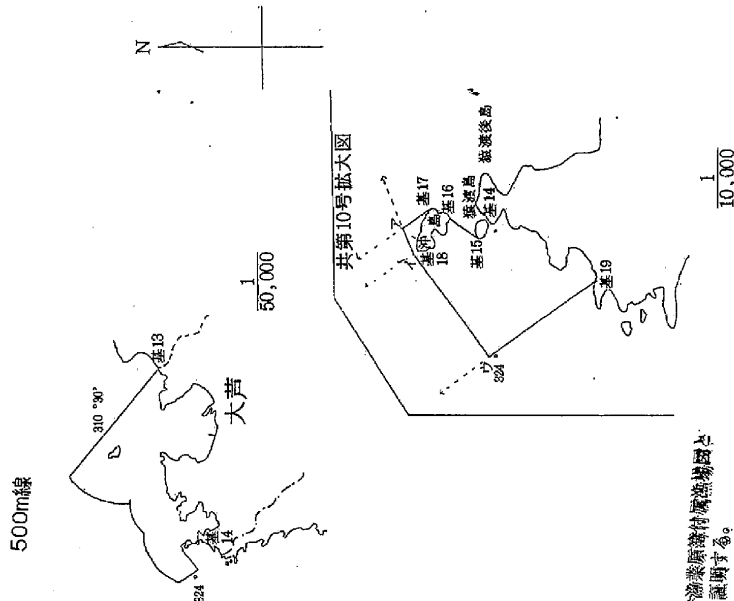
漁場の区域

次の基点第13号から310度30分の方角及び基点第19号から324度の方角との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しよを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。
ただし、基点第14号、基点第15号、基点第16号、基点第17号、ア、イ、ウ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

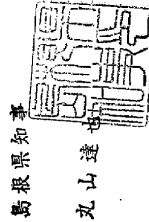
- 基点第13号 松江市島根町加賀、大芦界に設置した標柱
- 基点第14号 松江市島根町大芦猿渡後島北西端に設置した標柱
- 基点第15号 松江市島根町大芦猿渡後島西端に設置した標柱
- 基点第16号 松江市島根町大芦沖島南端に設置した標柱
- 基点第17号 松江市島根町大芦沖島北東端に設置した標柱
- 基点第18号 松江市島根町大芦沖島北西端に設置した標柱
- 基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱
- ア 基点第17号から325度の方角と基点第18号から52度の方角との交点
- イ 基点第18号から324度20メートルの点
- ウ 基点第19号から324度320メートルの点



平成25年9月1日免許
1冊.9丁.



この図本は共同漁業権漁場付属漁場図と相違ないことをご認察する。
第2年11月30日



共同漁業権漁場図(第一種共同漁業)

免許番号 共第10号

漁場の位置

松江市島根町大芦猿渡後島以西の大芦地先

漁場の区域

次の基点第14号、基点第15号、基点第16号、基点第17号、ア、イ、ウ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

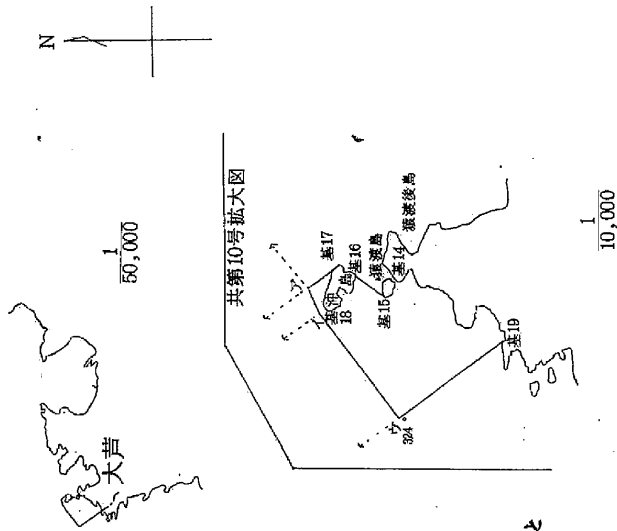
- 基点第14号 松江市島根町大芦猿渡後島北西端に設置した標柱
- 基点第15号 松江市島根町大芦猿渡島西端に設置した標柱
- 基点第16号 松江市島根町大芦沖島南端に設置した標柱
- 基点第17号 松江市島根町大芦沖島北東端に設置した標柱
- 基点第18号 松江市島根町大芦沖島北西端に設置した標柱
- 基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱

- ア 基点第17号から325度の方向と基点第18号から52度の方向との交点
- イ 基点第18号から324度20メートルの点
- ウ 基点第19号から324度320メートルの点



平成25年9月1日免許

I 冊 10丁



この図本は免許送達業務課付図と相違ないことを証明する。
令和2年11月30日

島根県知事
丸山達也

共同漁業権漁場図(第一種共同漁業)

免許番号 共第111号

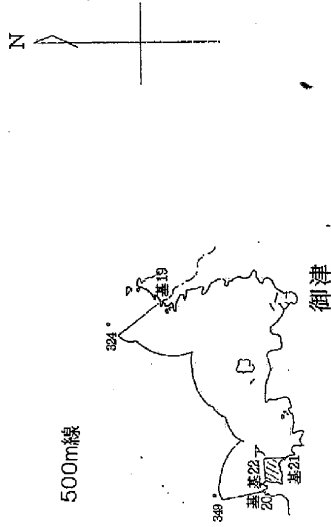
漁場の位置

松江市鹿島町御津地先

漁場の区域

次の基点第19号から324度の方向及び基点第20号から349度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しよを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域。
ただし、基点第21号、ア及び基点第22号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第19号 松江市島森町、鹿島町界に設置した標柱
- 基点第20号 松江市鹿島町御津、片匂界に設置した標柱
- 基点第21号 松江市鹿島町御津大松鼻西端に設置した標柱
- 基点第22号 松江市鹿島町御津高鼻東側脚の北端に設置した標柱
- ア 基点第21号から354度の方向と基点第22号から84度の方向との交点



鹿島町



平成25年9月1日免許

1冊 11丁

1
50,000

この図本は免許漁業区域簿付属漁場図と相違ないことを証明する。
令和2年11月30日

島根県知事
丸山達也

共同漁業権漁場図(第一種共同漁業)



免許番号 共第12号

平成25年9月1日免許

漁場の位置

松江市鹿島町片匂、手結、恵曇及び古浦地先

500m線

漁場の区域

次の基点第20号から349度の方向及び基点第25号から357度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しよを含む。)から距岸500メートルの線とによって囲まれた区域(基点第24号とアを結ぶ線以南の佐陀川を除く。)

ただし、基点第20号、イ及びウの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第20号 松江市鹿島町御津、片匂界に設置した標柱

基点第23号 松江市鹿島町片匂2963番地護岸から東に延びた防波堤北側基部

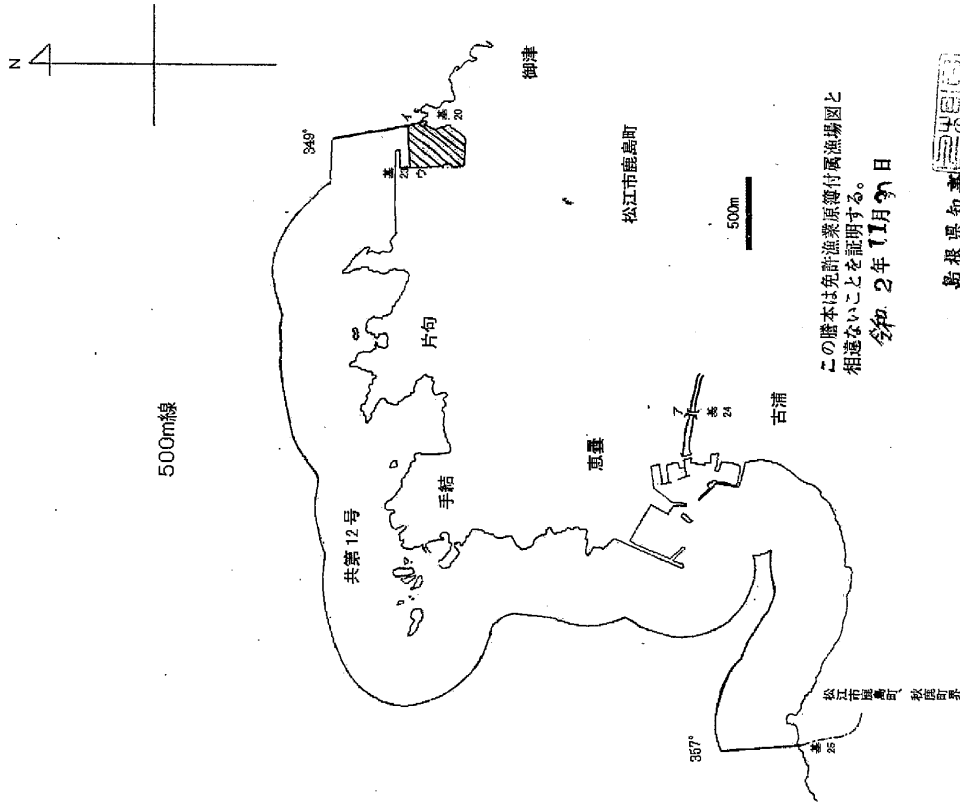
基点第24号 松江市鹿島町恵曇地内湊橋右岸下流側つけ根に設置した標柱

基点第25号 松江市鹿島町、秋鹿町界通称カル島北端に設置した標柱

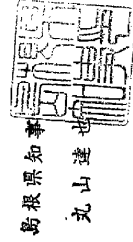
ア 湊橋下流端の線が対岸と交わる点

イ 基点第20号から849度の方向とウから86度の方向との交点

ウ 基点第23号から180度744メートルの点



この謄本は免許漁業原簿付属漁場図と相違ないことを証明する。
令和2年11月9日



島根県知事 丸山 達也

共同漁業権漁場図 (第二種共同漁業)

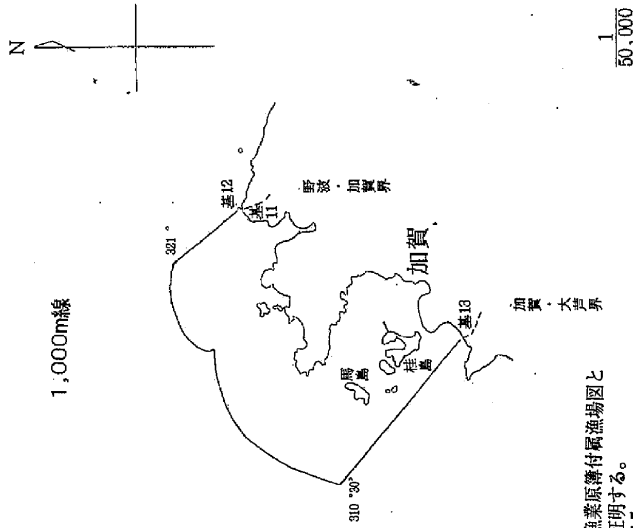
免許番号 共第107号

漁場の位置
松江市島根町加賀地先

漁場の区域

次の基点第11号と基点第12号を結ぶ線、基点第12号から32.1度の方向及び基点第13号から31.0度3.0分方向との三直線並びに最大高潮時海岸線(沿岸島しょを含む。)から距離1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第11号 松江市島根町野波、加賀界に設置した標柱
基点第12号 松江市島根町野波、加賀界線島北西端に設置した標柱
基点第13号 松江市島根町加賀、大芦界に設置した標柱



この図本は免許漁業原簿付属漁場図と相違ないことを証明する。
令和2年11月30日

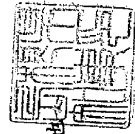


平成25年9月1日免許

1冊46丁

島根県知事

丸山達也



共同漁業権漁場図（第二種共同漁業）

免許番号 共第108号

漁場の位置

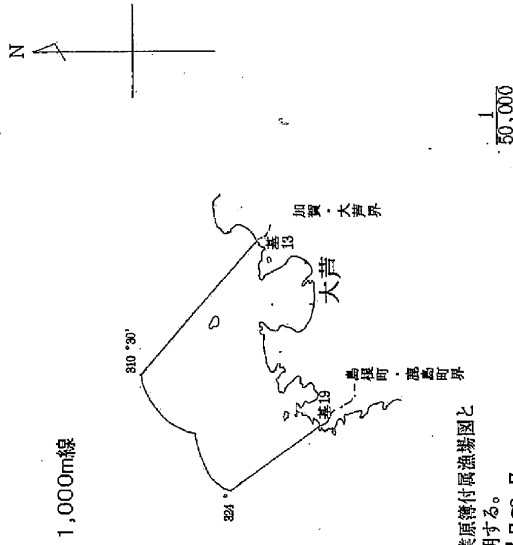
松江市島根町大芦地先

漁場の区域

次の基点第13号から33.0度30分方向及び基点第19号から32.4度方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しょを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域

基点第13号 松江市島根町加賀、大芦界に設置した標柱

基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱



この図本は免許漁業原簿付属漁場図と相違ないことを証明する。

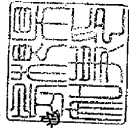
令和2年11月30日



平成25年9月1日免許

I 冊 47丁

島根県知事



丸山達也

共同漁業権漁場図（第二種共同漁業）

免許番号 共第109号

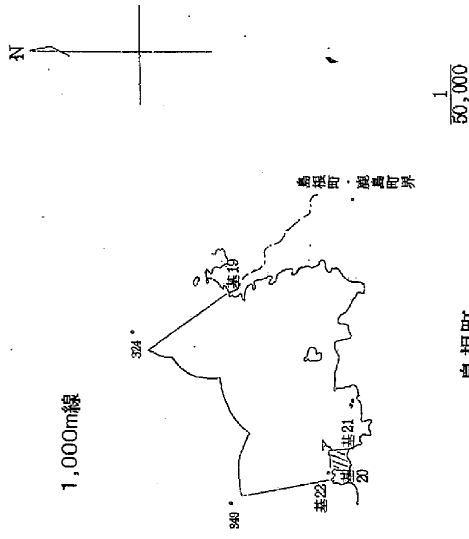
漁場の位置

松江市鹿島町御津地先

漁場の区域

次の基点第19号から324度の方向及び基点第20号から349度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しよを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域。
ただし、基点第21号、ア及び基点第22号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第19号 松江市島根町、鹿島町界に設置した標柱
- 基点第20号 松江市鹿島町御津、片匂界に設置した標柱
- 基点第21号 松江市鹿島町御津大松鼻西端に設置した標柱
- 基点第22号 松江市鹿島町御津高鼻東側岬の北端に設置した標柱
- ア 基点第21号から354度の方向と基点第22号から84度の方向との交点



島根町

この謄本は免許漁業原簿付属漁場図と相違ないことを証明する。
平成25年11月30日

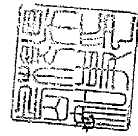


平成25年9月11日免許

1第48丁

島根県知事

丸山達



共同漁業権漁場図（第二種共同漁業）



免許番号 共第1110号

平成25年9月1日免許

漁場の位置

松江市鹿島町片匂、手結、恵曇及び古浦地区 1冊49丁

漁場の区域

次の基点第20号から349度の方向及び基点第25号から357度の方向との二直線並びに最大高潮時海岸線（沿岸島しよを含む。）から距岸1,000メートルの線とによって囲まれた区域（基点第24号とアを結ぶ線以南の佐陀川を除く。）。

ただし、基点第20号、イ及びウの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第20号 松江市鹿島町御津、片匂界に設置した標柱

基点第23号 松江市鹿島町片匂296番地護岸から東に延びた防波堤北端基部

基点第24号 松江市鹿島町恵曇地内漆橋右岸下流側つけ根に設置した標柱

基点第25号 松江市鹿島町、秋鹿町界運称カル島北端に設置した標柱

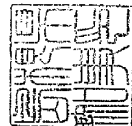
ア 漆橋下流端の線が対岸と交わる点

イ 基点第20号から349度の方向とウから86度の方向との交点

ウ 基点第23号から180度74メートルの点

原本は免許漁業原簿付属漁場図とないことを証明する。

令和2年1月3日



島根県知事

丸山達

